

経済論集

第 7 号

論文

秋田県の諸課題と金融教育のあり方

北 野 友 士

消費者庁と消費者問題

中 村 和 彦

多国籍企業の組織分析上の問題
—取引コスト分析に基づく諸研究の検討—

李 廷 珉

ドル体制に関する一考察

前 田 直 哉

研究ノート

都市再開発と景観
—主として歴史的建造物の保全に対する余剰容積の活用について—

野 口 秀 行

文献解題

東ドイツにおける計画経済の盛衰 (4)
—アンドレ・シュタイナーの著作の紹介と解説—

白 川 欽 哉

2009年12月

ノースアジア大学
総合研究センター 経済研究所

目 次

論 文

- 秋田県の諸課題と金融教育のあり方北 野 友 士 (1)
- 消費者庁と消費者問題中 村 和 彦 (15)
- 多国籍企業の組織分析上の問題
—取引コスト分析に基づく諸研究の検討—李 廷 珉 (29)
- ドル体制に関する一考察前 田 直 哉 (57)

研究ノート

- 都市再開発と景観
—主として歴史的建造物の保全に対する余剰容積の活用について—
.....野 口 秀 行 (73)

文 献 解 題

- 東ドイツにおける計画経済の盛衰 (4)
—アンドレ・シュタイナーの著作の紹介と解説—白 川 欽 哉 (79)

秋田県の諸課題と金融教育のあり方

北 野 友 士

- 1 はじめに
- 2 金融教育の対象、目的、および内容
 - 2.1 金融教育の対象の整理
 - 2.2 児童、生徒、および学生に対する金融教育
- 3 秋田県における諸課題と金融教育の現状
 - 3.1 秋田県における諸課題
 - 3.2 秋田県における金融教育の現状
- 4 秋田県における金融教育のあり方
 - 4.1 雇用者報酬の向上と金融教育
 - 4.2 自殺率の改善と金融教育
- 5 おわりに

1 はじめに

従来、金融教育については根強い批判がなされてきたが、近年は金融教育の必要性が叫ばれている。そしてマネー経済が進展していくなかで、金融教育には多岐にわたる内容が求められている。そのため、金銭教育、投資教育、金融リテラシーといった類似の用語も含めて金融教育という言葉には、論者によって異なる意味が込められることもしばしばであった。こうした現状を鑑み、金融教育の対象や目的、内容を区分することを試みたのが、西尾・北野（2009）であった。そして西尾・北野（2009）において、そのような金融教育の対象や目的、内容の区分を試みたのは、目的を達成するために対象ごとに必要とされる金融教育の内容を明確化することで、教育効果を高めるためであった。

本稿の目的は、西尾・北野（2009）での考察を踏まえて、秋田県が抱えるさまざまな課題への取り組みとしての金融教育のあり方を検証することである。後述するように秋田県は、人口10万人当たりの自殺による死亡率¹、雇用者1人あたりの県民雇用者報酬、高等学校新規卒業者初任給などの分野で全国ワーストもしくはそれに近い地位に低迷している。こうした秋田県の課題を解決するために、さまざまな取り組みがなされており、それらは一定の成果を上げている²。そこでそうした取り組みと併せて、中長期的な視点から取り組むべきと考えられるのが金融教育である。詳しくは第3節

1 以下、本稿で特にことわりなく自殺率と表現する場合は、すべて人口10万人当たりの数字である。

2 2006年に自殺対策基本法が施行され、また2007年6月には秋田県の自殺率の高さがマスコミ等で取り上げられ、秋田市などでは自殺予防対策に取り組むようになった。その結果、秋田県の自殺者数および自殺率は、2006年の自殺者数482人、自殺率42.7から、2007年の自殺者数420人、自殺率37.6へと改善した。詳しくは秋田市自殺予防対策庁内連絡会議（2009）、14-16ページを参照されたい。

でとりあげるが、教育水準と所得水準には相関関係が、また貯蓄残高と自殺率には負の相関関係があり、秋田県の課題に対する中長期的な取り組みとして金融教育は重要と考えられる。

第2節では、金融教育の対象の区分と対象ごとに求められる金融教育の目的と内容について、西尾・北野（2009）に基づきながら整理する。つぎに第3節では、自殺率の高さ、1人当たり県民雇用者報酬の低さなど秋田県の抱える課題と、それらの問題をもたらしている要因について考察し、また秋田県で取り組まれている金融教育の現状を確認する。そして第4節では、第2節および第3節での考察を踏まえて、1人当たり県民雇用者報酬の向上、および自殺率の改善のために、短期的、中期的、および長期的に秋田県で求められる金融教育のあり方を検証する。

2 金融教育の対象、目的、および内容

本節では、西尾・北野（2009）の考察に依拠しながら、金融教育の対象を区分し、その目的や求められる内容について整理する。2.1では金融教育の対象について、金融商品の需要者側と供給者側とに大別し、金融教育の目的と内容を整理する。2.2ではやや特殊な論点も含む児童、生徒、および学生という金融教育の対象について、項を改めて整理する。

2.1 金融教育の対象の整理

既述のとおり、類似の用語も含めて金融教育という言葉は、これまで論者の問題意識によって、異なる意味が求められてきた。そうした現状について西尾・北野（2009）では、次のように述べた。「一口に金融教育と言っても、その言葉から多数のイメージを想起する現状で金融教育を推進した場合、必ずしも期待する成果をあげられるとはかぎらない」（102ページ）。つまり、金融教育に多様な目的が内包されていることを考慮せずに、金融教育を行った場合に達成されるべき目的が達成されないおそれがある。したがって、西尾・北野（2009）では、「その対象ごとに金融教育の目的や手法を整理することで、今後の金融教育の推進に資することとなり、金融教育そのものの論点整理も行うことが出来る」（102ページ）と考えたのである。

それでは、金融教育の対象の区分と、それぞれに求められる目的と内容について、確認してみよう。表1は金融教育の対象、目的、および内容をまとめたものである。

表1 金融教育の対象別の目的と内容

金融教育の対象		金融教育の目的	金融教育の内容
金融商品の 需要者側	低所得者層	金銭管理を通じた生活水準の向上	金銭に関する初歩的な知識の習得
	中～高所得者層	適切な投資行動の促進	金融商品に関する基礎的知識の理解・習得
金融商品の 供給者側	金融機関の従業員	法改正による説明義務強化への対応	金融商品の知識習得と説明能力の向上
	金融市場における 統治機構の従事者	金融市場の育成と健全性の確保	金融商品を監視するための能力の維持・向上

出所：西尾・北野（2009）、105ページ。

表1に基づき、金融教育の対象、目的、および内容を確認しておくと、金融教育の対象は金融商品の需要者側と供給者側とに大別でき、金融商品の需要者側は低所得者層と中所得者および高所得者

層とに、また金融商品の供給者側は金融機関の従業員と金融市場における統治機構の従事者とし、それぞれ区分できた。これら金融教育の対象のうち、まず低所得者層に対する金融教育については、格差社会やワーキングプアといった言葉に代表される社会的な貧困の問題を背景として必要とされている。つまり、「貧困から抜け出すための知識、あるいは絶対的貧困に陥らないための知識の提供」(西尾・北野(2009)、106ページ)を通じて、「自律した個人としての生活を可能とし、更なる経済的安定を達成する」(西尾・北野(2009)、106ページ)ことが目的となる。そのために求められる金融教育は、金銭に関する初歩的な知識の習得であり、具体的には収支のバランスや金利に対する理解、あるいはセーフティネットに関する知識などであった。

つぎに中所得者および高所得者層に対する金融教育については、公的な社会保障制度に対する不安や、資産運用手段の多様化を背景として必要とされている。つまり、リスク回避的に預金中心の資産運用を行っている中所得者および高所得者層には、長期的な人生設計と整合するような自助努力としての適切な投資行動が求められているのである。そのためには、金融商品に関する基礎的な知識の理解・習得が必要となり、具体的には「将来設計に基づき、個々の金融商品の持つリスク・リターンなどを見極める力を養う」(西尾・北野(2009)、108ページ)という金融教育が求められているのである。

また金融機関の従業員に対する金融教育については、金融機関のコングロマリット化と金融法制の変化を背景として必要とされている。つまり金融機関の従業員にとって、金融機関のコングロマリット化は取り扱う金融商品の多様化や複雑化を意味し、他方で金融法制の変化、特に金融商品取引法の施行は金融商品販売時の説明義務の強化を意味する。いずれにしても、金融機関の従業員には、業務分野規制があった時代には考えられなかったような幅広い金融商品に対する知識と、それらを説明できる能力が求められているため、そういった知識や能力を身につける金融教育が必要となっている。

最後に、金融市場における統治機構の従事者に対する金融教育については、金融商品を利用した粉飾決算や、複雑な金融取引が引き金となる金融危機を背景として必要とされている。つまり、金融取引の監視について一定の役割を果たすべき監査人や監督当局が、金融取引の実態を把握する能力を欠いてきた反省に基づき、健全な金融市場を育成する観点から、これらの主体についても金融リテラシーを強化する必要があると考えられるようになったのである。具体的な金融教育の内容としては、金融機関が次々に生み出す新たな金融商品をキャッチアップし、監視していくことである。

2.2 児童、生徒、および学生に対する金融教育

2.1では金融教育の対象、目的および内容について確認してきたが、金融教育にはもう1つ非常に重要な対象がある。それが、児童、生徒、および学生である。そもそも金融教育というときに、真先に思い浮かべるのが、児童、生徒、および学生に対する金融教育であろう。しかしながら、西尾・北野(2009)でも指摘したとおり、金融教育の概念に混乱が生じている大きな理由もまた、児童、生徒、および学生の存在にある。つまり、児童、生徒、および学生に対する金融教育は、金融立国を担う人材の育成という観点からは金融商品の供給者側、リスク・マネーの供給という観点からは中所得者および高所得者層、貧困に陥ることの防止という観点からは低所得者層、という表1で示した全ての層に対する金融教育の目的および内容が求められかねないためである³。実際、金融広報中央委員会による金融教育プログラムは、①生活設計・家計管理に関する分野、②経済・金融の仕組みに関する分野、③消費生活・金融トラブル防止に関する分野、④キャリア教育に関する分野、

3 あるいは金融教育について、それぞれの論者が自らの問題意識によって異なる意義を求めているのが、現状といえる。

と多岐にわたっている（表2）。

表2 金融教育プログラムの分野と内容

金融教育の分野	金融教育の内容
①生活設計・家計管理に関する分野	・資金管理と意思決定 ・貯蓄の意義と資産運用 ・生活設計
②経済・金融の仕組みに関する分野	・お金や金融の働き ・経済把握 ・経済変動と経済政策 ・経済社会の諸課題と政府の役割
③消費生活・金融トラブル防止に関する分野	・自立した消費者 ・金融トラブル・多重債務 ・健全な金銭感覚
④キャリア教育に関する分野	・働く意義と職業選択 ・生きる意欲と活力 ・社会への貢献と感謝

出所：http://www.shiruporuto.jp/teach/school/program/program202.html

このうち、たとえば②経済・金融の仕組みに関する分野における金融教育の内容は、そもそも高等学校の現代社会や政治・経済で学ぶような内容であり、小学生や中学生には難しい一方で、高校生には当該科目で対応が可能といえ、改めて金融教育としてとりあげるべき内容なのか疑問が残る。また、③消費生活・金融トラブル防止に関する分野における金融教育については、金融トラブルや多重債務に陥った場合の対処法などを児童、生徒、および学生のうち知っておく必要性がどこまであるのか、という点も気になる。もちろんこれらの知識が社会に出たときに必要となるのは間違いないが、言い換えれば社会に出てから学んでも良い内容である。それに対して生活設計や人生設計については、安易にニートやフリーターとなり抜け出せないケースや、就職氷河期に正社員で採用されずに非正規労働を続けざるを得ないケースを考えてもわかるように、社会に出てからでは遅い場合も考えられる。したがって、児童、生徒、および学生に対する金融教育は、より長期的な生活設計や人生設計を重視すべきであろう。金融教育プログラムに即して考えれば、①生活設計・家計管理に関する分野、および④キャリア教育に関する分野などである。

以上、西尾・北野（2009）での考察に基づきながら、金融教育の対象、目的、および内容について確認してきた。本稿では、金融教育の対象を5つに区分したが、それぞれについて個別の目的があり、求められる内容も異なることは、明らかであろう。こうした金融教育の対象の区分を踏まえて、第3節以降では秋田県の諸課題を確認し、それら課題に対する金融教育からのアプローチを検証する。

3 秋田県における諸課題と金融教育の現状

本節では、秋田県が抱える諸課題と、秋田県における金融教育の現状を考察し、第4節での議論につなげるものとする。3.1では秋田県が抱える諸課題をとりあげる。3.2では秋田県で行われている金融教育の現状についてとりあげる。

3.1 秋田県における諸課題

ここでは、秋田県が抱える諸課題を確認していく。秋田県の課題については、秋田県学術国際部

調査統計課企画・解析班（2009）を参考とする。これは、秋田県が都道府県順位でワースト3に入っている指標をまとめたものである。なお、秋田県学術国際部調査統計課企画・解析班（2009）はいくつかの指標をとりあげているが、本稿は金融教育を主題としているため教育水準や所得水準に関する指標を中心にとりあげる。

秋田県学術国際部調査統計課企画・解析班（2009）によると、まず秋田県の雇用者1人当たりの県民雇用者報酬は2005年度で369.0万円（全国平均は488.4万円）となっており、都道府県順位で47位となっている⁴。雇用者1人当たりの県民雇用者報酬の低さは必然的に低所得者層を生む土壤となるが、これに関連していると思われる重要な指標が、秋田県学術国際部調査統計課企画・解析班（2009）のまとめた指標の中に2つある。1つは月額の高専学校新規卒業者初任給であり、もう1つは最終学歴が大学・大学院卒の者の割合である⁵。

秋田県における男性の月額の高専学校新規卒業者初任給は、秋田県学術国際部調査統計課企画・解析班（2009）によると2006年度において13万5100円（全国平均は15万7600円）であり、やはり都道府県順位で47位となっている。また秋田における女性の月額の高専学校新規卒業者初任給は、同じく秋田県学術国際部調査統計課企画・解析班（2009）によると2006年度において13万800円（全国平均は14万9400円）であり、都道府県順位で46位と低迷している。労働政策研究・研修機構（2009）によると、標準労働者における学歴別の生涯賃金は、高卒で2億6000万円、大卒・大学院卒で3億円となっている（240-241ページ）。生涯賃金として傾向的にみても不利な高卒の賃金が、秋田県ではさらに低迷しているのが分かる。

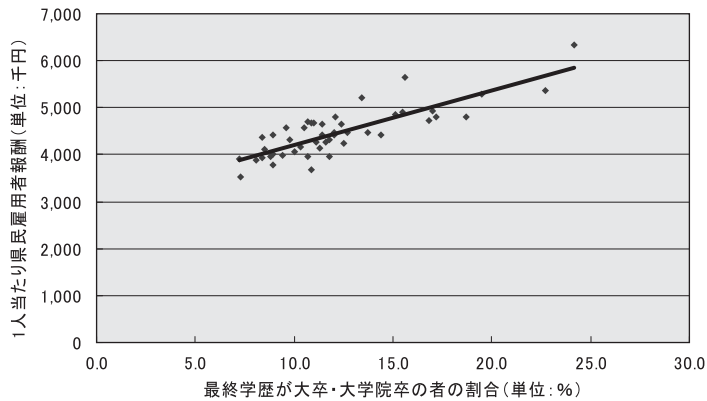
高卒が賃金の面からは傾向として不利なことが明らかなかで、秋田県における進学状況はどうか。秋田県学術国際部調査統計課企画・解析班（2009）によると、秋田県における最終学歴が大学・大学院卒の者の割合は2000年度で7.3%（全国平均は14.8%）となっており、都道府県順位で46位とやはり低迷している⁶。こうした最終学歴が大学・大学院卒の者の割合の低さは、雇用者1人当たりの県民雇用者報酬の低さに直結していると考えられる（図1）。

4 なお、2006年度の秋田県における雇用者1人当たりの県民雇用者報酬は353.5万円（全国平均は483.8万円）となっており、やはり都道府県順位で47位となっている（内閣府（2009）、参照）。

5 学歴と所得との関係については、Grossman（1972）が健康資本（health stock）モデルを構築し、先駆的な業績をなした。Grossman（1972）によると、健康資本の割引率が加齢により上昇する一方で、より教育された人々はより効率的に健康資本の価値を生み出すという（p.225）。Grossman（1972）の健康資本モデルは後に他の研究者の実証分析でも有意性が認められている。ただし、Wilkinson（2006）は所得の不等格さと平均寿命との負の相関関係を見出し、相対的な社会環境と健康との関係を指摘している。また、Smith（1999）は健康状態が所得に影響をもたらす逆の因果関係を見出している。なおこうした議論に関するサーベイについては、石井（2006）を参照されたい。

6 最終学歴が大学・大学院卒の者の割合は、学歴を有する者の総数に対する割合であるが、国勢調査において10年ごとに調査されるため、現在は2000年度の数値が最新のものとなっている。なお、秋田県における最終学歴が大学・大学院卒の者の割合は、1980年度が3.9%（全国平均は8.8%）、1990年度が5.6%（全国平均は11.9%）と、常に全国平均を大きく下回っている（総務省（2009）、参照）。

図1 大卒・大学院卒の割合と県民雇用者報酬



注：1人当たり県民雇用者報酬については2006年の数値を用い、最終学歴が大卒・大学院卒の者の割合についてはデータの制約もあり2000年の数値を用いており、変数間に年度のずれが生じている。しかしながら、大卒・大学院卒と高卒などとの所得差が拡大するまでのタイムラグも考慮し、そのまま用いている。
出所：内閣府（2009）および総務省（2009）より作成。

図1は都道府県別の最終学歴が大卒・大学院卒の者の割合と、雇用者1人当たり県民雇用者報酬との関係を単純にプロットしたものであるが、最終学歴が大卒・大学院卒の者の割合が高い都道府県ほど、雇用者1人当たり県民雇用者報酬が高くなる傾向がはっきりと見てとれる⁷。生涯賃金の面から有利な大卒・大学院卒の者の割合が高ければ、結果的に年収としての1人当たり雇用者報酬が高くなるのは当然のことであろう⁸。ただし、この両者の関係については、1人当たり雇用者報酬が高い都道府県ほど子供たちを大学・大学院へ進学させられる余裕があり、その結果として大卒・大学院卒の者の割合が高くなるという逆の因果についても注意を払う必要がある⁹。しかしながら、重要なことは両者には強い相関関係があり、どちらを高めるべきかと考えれば、大卒・大学院卒の者の割合を高める方を選ばざるを得ないという点であろう。

ところで秋田県にはもう1つ非常に大きな課題が突きつけられている。それは、全国的にも有名になってしまった自殺率の高さである。秋田県学術国際部調査統計課企画・解析班（2009）によると、人口10万人当たりの自殺による死亡率は2007年において37.6人（全国平均は24.4人）であり、都道府県順位で47位となっている¹⁰。こうした自殺率の高さを改善するためには、当然ながら自殺にいたる要因を知る必要がある。自殺実態解析プロジェクトチーム（2008）によると、自殺の動機には地域特性が見られるという。秋田県における自殺の動機については、つぎの表3のとおりである。

7 回帰式はつぎのとおりである。

$$y = 115.99x + 3052.9 \quad R^2 = 0.6842$$

(9.87) (20.31)

() 内は t 値

8 労働政策研究・研修機構（2009）は、「学歴が高まるにつれて就業年数は短くなるが、その一方で賃金水準も高いため、結果として高学歴ほど生涯賃金が高くなっている」（241ページ）と結論づけている。

9 他の要因も含めたより厳密な実証分析については、今後の課題としたい。

10 なお、秋田県における2008年の自殺による死亡率は42.7人（全国平均は23.7人）となっており、都道府県順位は47位である。

表3 秋田県における自殺の原因・動機

順位	原因・動機	件数
1	遺書なし	988
2	経済・生活問題	190
3	病苦等	113
4	その他	75
5	家庭問題	54
6	勤務問題	24
7	男女問題	9
8	学校問題	3 以下

注1：数値は2004年から2006年にかけての合計である。

注2：原因・動機は大分類に従っている。

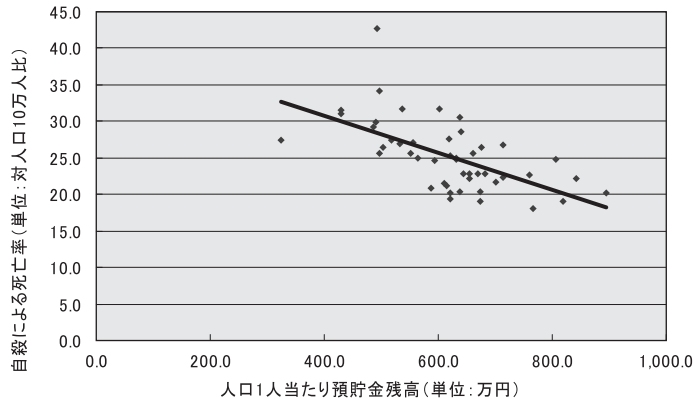
出所：自殺実態解析プロジェクトチーム（2008）、85ページ。

表3から明らかなとおり、遺書がなく自殺に至る原因や動機のはっきりしないものが988件と圧倒的に多いが、これを除けば経済・生活問題の190件が最多となっている¹¹。またそのつぎに多い病苦等という原因・動機について、自殺実態解析プロジェクトチーム（2008）ではつぎのように指摘している。『健康問題』『うつ病』は、自殺に至る最終段階である可能性が高く、そうした状況に追い込まれる社会経済的背景・構造を明らかにしなければ有効な自殺対策を立てることは難しい。例えば、日本の自殺者数は1997年から98年にかけてのいわゆる金融危機時に急増し、それ以来ほぼ10年連続で年間自殺者数が3万人以上にのぼっているが、これは『失われた10年』と評される日本の経済問題や中小・零細企業の経済的疲弊が自殺の増加と関連していることを示唆している」（自殺実態解析プロジェクトチーム（2008）、419ページ）。つまり、病苦等という健康問題が発生する背景には、経済的な行き詰まりにより生活の困窮に陥っている可能性が高いということである。

それでは実際のところ自殺率と経済・生活問題との関係をどのようにとらえられるのであろうか。さきほどとりあげた1人当たり県民雇用者報酬は、もちろん経済・生活問題を考える上で重要な要因である。しかしながら1人当たり雇用者報酬がほぼ同等の地域であっても、物価の高さや消費性向の高さの違いによって、生活のゆとりは異なるであろう。そこで生活のゆとりを表す指標として都道府県別の人口1人当たり預貯金残高を用いて、自殺率との関係を表したものが図2である。

11 自殺実態解析プロジェクトチーム（2008）によると、2007年の全国の自殺者総数は3万3093人であり、そのうち原因・動機を特定できた2万3209人については、健康問題が1万4686人で最も多く、経済・生活問題が7318人、家庭問題が3751人、勤務問題が2207人と続いている（419ページ）。

図2 自殺による死亡率と預貯金残高



注1：人口1人当たり預貯金残高については2006年の数値を、自殺による死亡率については2006年の数値をそれぞれ用いている。

注2：人口1人当たり預貯金残高は個人預貯金残高と郵便貯金残高との合計である。

出所：総務省（2009）より作成。

図2から明らかなように、人口1人当たり預貯金残高が多い都道府県ほど、自殺率が低いという傾向が見てとれる¹²。このことは経済・生活問題を原因・動機とする自殺の多さと整合するものであり、自殺予防の対策として生活支援が重要なことを表すものである。なお秋田県の場合は、人口1人当たり預貯金残高492.8万円に対し自殺率が42.7となっており、図2においても中央上方に外れ値として表れている。そのため秋田県の自殺率の高さは、人口1人当たり預貯金残高だけで説明できるわけではない。しかしながら、秋田県における経済・生活問題を原因・動機とする自殺の多さ、および人口1人当たり預貯金残高と自殺による死亡率との負の相関関係を勘案すると、貯蓄額向上の奨励は1つの重要な自殺予防対策として考えられる。

以上、秋田県における諸課題とその要因について、考察してきた。最終学歴が大卒・大学院卒の者の割合の高さと、雇用者1人当たり県民雇用者報酬の高さとは強い相関関係があり、秋田県もその傾向にあることが読み取れた。また人口1人当たり預貯金残高と、自殺による死亡率との間には負の相関関係があり、その傾向は秋田県における経済・生活問題による自殺の多さを一定程度説明するものととらえることができた。こうしたことを踏まえて、第4節では秋田県における金融教育のあり方について検証を行う。ただし、秋田県ではこれまでもさまざまな金融教育が行われており、そうした秋田県における金融教育の現状についても3.2で確認しておく。

3.2 秋田県における金融教育の現状

ここでは秋田県で行われている金融教育の現状について概観し、第4節での検証につなげる。秋田県における金融教育の主な担い手としては、秋田銀行と秋田県金融広報委員会の二者が挙げられるため、その二者の取り組みを概観する。

まず秋田銀行は金融知力普及協会と連携しながら、金融教育に取り組んでいる¹³。秋田銀行は「子

12 回帰式はつぎのとおりである。

$$y = -0.0255x + 41.0166 \quad R^2 = 0.3658$$

(-5.09) (13.04)

() 内は t 値

13 以下に示す秋田銀行と金融知力普及協会による取り組みについては、次のウェブサイトを参照されたい。

<http://www.akita-bank.co.jp/k.kyouiku/siryou.pdf>

どもたちの健全育成と生きる力を滋養する」というタイトルの金融知力プログラムを提供しており、金融教育の主な対象は小中学生となっている。表4は秋田銀行が15時間コースで小学校に提供しているプログラムの一例である。

表4 秋田銀行による金融知力プログラムの15時間コース

段階	学習内容	ね ら い	配時
問題意識	1. あなたとお金のかかわり	お金に対する関心がもてたか	2
	2. お金って何	・「お金とは何か」問題意識をもつ ・仕事をしてお金を得ることの重要	
活かす	3. ほしいモノにはキリがない	必要なモノと欲しいモノとの区別がつくようになったか	2
	4. 予算は限られている	限られた予算のなかでどのように選択し、意思決定していくか理解できたか	
事前学習	5. 身の回りの大人の仕事	仕事の喜び・苦勞、仕事をする意味などについて理解できたか	2
	6. 銀行の仕事と役割	銀行の仕事や役割について理解できたか	
発見	7. 第二次産業の仕事	第二次産業の仕事、お金との関わりについて理解できたか	2
	8. 第三次産業の仕事	第三次産業の仕事、お金との関わりについて理解できたか	
調査	9. 実地見学	地域の産業を知り、その方々の苦勞や喜びを聞き、課題を感じ取ることができたか	3
解決	10. 見学のまとめ	工夫のあるまとめ方、見る人にわかりやすくまとめたか、課題に対する自分の考えを要約できたか	2
表現	11. 発表	自分の考えを整理して発表できたか、質問に答えることができたか	2

注：配当時間や内容についてはあくまで一例であるとしている。

出所：http://www.akita-bank.co.jp/k.kyousei/siryou.pdf

表4から明らかなように秋田銀行による取り組みは、日常生活とお金とのつながりからお金の存在意義を理解させ、そうした理解を通じてキャリア教育へとつなげることを目的としていると考えられる。なお、こうした内容と目的をもつプログラムのため、秋田銀行による金融教育は主に小学校や中学校を対象として行なわれる傾向にある。

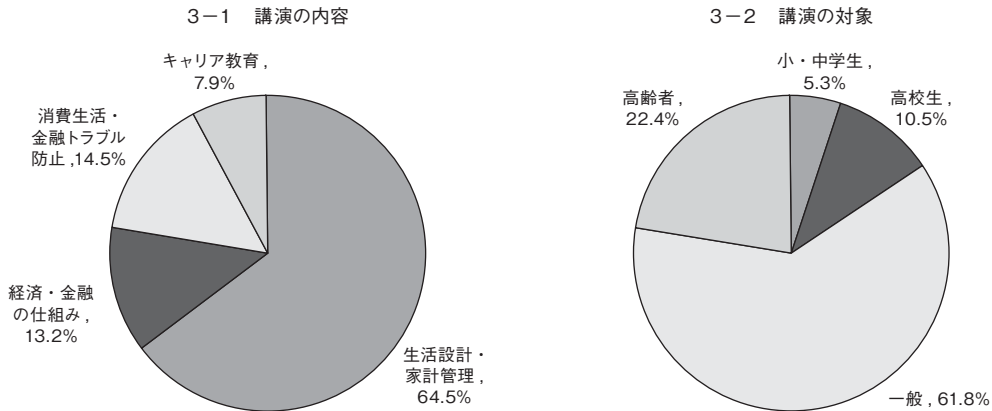
つぎに秋田県金融広報委員会による金融教育の取り組みについてみてみよう¹⁴。秋田県金融広報委員会による主な取り組みは、金融に関するセミナーや講演などを開催する活動、金融広報アドバイザーの派遣事業、金融・金銭教育研究校に指定した学校での金融教育、という3つと捉えられる。このうち金融広報アドバイザーの派遣事業が最も頻度の高い事業であるため、秋田県金融広報委員会による活動の傾向をとらえやすい。図3はその傾向をまとめたものである。

14 以下に示す秋田県金融広報委員会の取り組みについては、つぎのウェブサイトを参照されたい。

http://www3.boj.or.jp/akita/kin/iinkai/index.html#kome

15 今回とりあげた76件の講演の約3分の1が、年金と老後の生活のどちらか一方、もしくは両方をテーマとした講演であった。

図3 秋田県金融広報委員会による金融広報アドバイザー派遣事業の傾向



注1：平成19年度から平成21年度（平成21年度については8月末時点）までに行なわれた76の派遣事業について、講演のタイトルに応じて分類している。
 注2：講演の内容を分類するに際して、年金に関する講演は生活設計・家計管理に分類している。
 注3：講演の内容を分類するに際して、多重債務問題に関連する講演は消費生活・金融トラブル防止に分類している。
 注4：講演の対象を分類するに際して、年金に関する講演は、年金制度そのものをとりあげている場合は一般向け、老後の生活と絡めている場合には高齢者向けとしてそれぞれ分類している。
 出所：「講師派遣実績」（<http://www3.boj.or.jp/akita/kin/koshi/jisseki/index.html>）より作成。

図3をみると講演の内容としては、生活設計・家計管理に関する分野の講演の割合が全体の64.5%と圧倒的に多く、以下順に消費生活・金融トラブル防止に関する分野の14.5%、経済・金融の仕組みに関する分野の13.2%、キャリア教育に関する分野の7.9%と続いている。これは国民的な関心事である年金や老後の生活に関する講演の多さが影響している¹⁵。つぎに講演の対象としては、広く一般向けに行なわれたものが61.8%と多く、次いで高齢者向けの22.4%、高校生向けの10.5%、小・中学生向けの5.3%という順になっている。この点についてもやはり年金や老後の生活に対する関心の高まりを反映してのものであろう。つまり秋田県金融広報委員会による活動は、高齢者を含めた広く一般に向けて生活設計・家計管理に関する分野の金融教育を中心に行っている、とおおまかにとらえることができる。

以上、秋田県における金融教育の現状について、主な担い手である秋田銀行と秋田県金融広報委員会の二者を取り上げ、それぞれについて概観した。秋田銀行は金融知力普及委員会と連携しながら、小・中学校を主な対象としてキャリア教育としての金融教育を行っていた。それに対し、秋田県金融広報委員会は高齢者を含めた広く一般向けに生活設計・家計管理としての金融教育を行っていた。こうしたことを踏まえて、次節では秋田県における金融教育のあり方について考えてみたい。

4 秋田県における金融教育のあり方

本節では、前節までの考察を踏まえて、秋田県における金融教育のあり方について検証する。4.1では秋田県における1人当たり県民雇用者報酬の低さを克服するための手段として、金融教育の役割を考えたい。また4.2で秋田県における自殺率の高さと金融教育のあり方との関係について検証を行なう。

4.1 雇用者報酬の向上と金融教育

ここでは、秋田県における1人当たり県民雇用者報酬の低さを克服するための1つの方策として、

金融教育のあり方を考えてみたい。3.1でも確認したように、都道府県別の最終学歴が大卒・大学院卒の者の割合の高さと、1人当たり県民雇用者報酬の高さには、強い相関関係があった。このことは教育投資の有効性を表しており、高等教育機関としての大学の役割と存在意義を示すものといえる。

それでは、こうした大学・大学院への進学を促進し、高等教育を施すという観点から、秋田県における金融教育のあり方はどのように捉えればよいのであろうか。最も必要とされるのは、児童や生徒に対するキャリア教育としての金融教育であろう。つまり、キャリア教育としての金融教育を施すことは、職業選択と収入、生活設計との関係などを知り、児童や生徒が自身の付加価値を高めるために高等教育を受ける意義を見出すことにつながる。短期的に秋田県の1人当たり県民雇用者報酬を高めることは難しいが、中長期的にはキャリア教育としての金融教育を通じた大卒・大学院卒の者の割合の高まりとともに、1人当たり県民雇用者報酬の高まりが期待できる。特に秋田県の場合には、小学校や中学校での全国学力テストでは全国でも最上位に位置しているだけに、そうした学力の高い人材を高等教育によってさらに伸ばすことの意義は大きい。

上記のように、秋田県ではキャリア教育としての金融教育が重要と考えられる。そうした観点から、今後の秋田県における金融教育について検証すると、小学校と中学校を対象とした秋田銀行による金融教育のような取り組みを広げる必要がある。秋田県金融広報委員会による金融・金銭教育研究校に指定した学校での金融教育についても局所的・単発的であり、より広域的で継続的な活動へとつなげていく必要がある。また、小学校と中学校を主な対象とする秋田銀行による金融教育と、広く一般を主な対象とする秋田県金融広報委員会による金融教育との狭間で、金融教育研究校の生徒を除く高校生に対する金融教育の担い手がやや不足している感が否めない。この点も秋田県におけるキャリア教育としての金融教育を考える上で重要な課題であろう。

4.2 自殺率の改善と金融教育

つぎに、秋田県における自殺による死亡率の高さを克服するための1つの方策という観点から、金融教育のあり方を考えてみよう。3.1で確認したように、人口1人当たりの預貯金残高と自殺による死亡率との間には、負の相関関係があった。つまり、人口1人当たりの預貯金残高が少ない都道府県ほど、自殺率が高いという関係である。実際、表3でもみたように遺書がない場合を除いて、秋田県における自殺の原因・動機として最も多かったのは経済・生活問題であった。また、2番目に多い病苦等という自殺の原因・動機についても、経済的に追い詰められた結果である可能性が示唆されていた。

それではこのような傾向を克服し、秋田県における自殺率を改善するために、金融教育はどのような役割を果たせるのであろうか。まず貯蓄を増やすには所得を増やす必要があり、その点について長期的には4.1でみた児童および生徒に対するキャリア教育としての金融教育が重要となってくる。また、中期的に貯蓄を増やすためには、自らの金銭を管理し、ゆとりある生活を営む能力を高めるという金融教育が必要となってくる。そして、そのような金銭管理を通じた生活水準の向上を目的とする金融教育とは、まさに表1でみた低所得者層に対する金融教育そのものである。もちろん大半の秋田県民は中所得者層や高所得者層に含まれるが、自殺率の高さという大きな課題を克服するためには、やはり低所得者層に対する金融教育が重視されるべきであろう。こうした観点から、図3で確認したように秋田県金融広報委員会が広く一般に向けて、生活設計・家計管理に関する分野の金融教育を重視していることは、適切な活動を行なっていると考えられる。ただし3.2でも触れたように、国民的な関心の高まりを背景として年金や老後のくらしに関する講演がかなり多い傾向にある。関心の高い（ニーズのある）分野をとりあげることも必要であるが、より重要なのは秋田県の抱える課題に合わせたテーマ設定であろう。

さらに自殺率の高さを改善する方策として金融教育をとらえたとき、短期的には多重債務などの金融トラブルに陥った際のセーフティネットの利用に関する知識の普及も重要である。既に困難な状況に陥っている者に対しては、生活水準の向上というよりも生活の建て直しが急務だからである¹⁶。そしてそのようなセーフティネットに関する知識の普及は、やはり2.1で確認したように低所得者層に対する金融教育に含まれる内容である。結局のところは、短期的・中期的なスパンで秋田県における自殺防止に取り組む場合に、2.1でとりあげた低所得者層に対する金融教育が1つの重要な方策となってくると考えられる。

5 おわりに

本稿ではここまで秋田県における諸課題と、それらを解決する手段の1つとして金融教育を位置づけ、そのあり方を検証してきた。第2節では、西尾・北野（2009）に基づき、金融教育の対象を区別し、それぞれの対象について求められる内容や目的が異なることを指摘した。また、児童、生徒、および学生に対する金融教育については、生活設計・家計管理に関する分野とキャリア教育に関する分野が重視されるべきことを指摘した。第3節では、1人当たり県民雇用者報酬の低さと、自殺による死亡率の高さ、という秋田県の抱える大きな問題とその要因について考察した。そして1人当たり県民雇用者報酬の高さと、最終学歴が大卒・大学院卒の者の割合の高さには、強い相関関係があった。さらに1人当たり預貯金残高の多さと、自殺率の高さとの間にも負の相関関係が認められた。またこうした現状に対して、秋田県ではどのような金融教育が行われているかを概観した。第4節では、第2節と第3節での考察を踏まえて、秋田県で求められる金融教育のあり方について検証した。まず1人当たり県民雇用者報酬の低さに対しては、児童、および生徒に対するキャリア教育としての金融教育に取り組むことが、中長期的に求められることが指摘できた。また自殺による死亡率の高さに対しては、長期的には児童、および生徒に対するキャリア教育が、短期および中期の取り組みとしては低所得者層に対する金融教育が、それぞれ求められることが指摘できた。

以上、秋田県における金融教育のあり方について検証してきた。結局のところ、秋田県で求められる金融教育とは、秋田県の実情と課題を踏まえた金融教育である、という至極当然の結論となっている。しかしながら現状の金融教育は、さまざまな目的や内容を併せ持つ総花的なものや、一般的な関心の高さに対応したものであることは本稿で確認したとおりである。したがって金融教育には、誰を対象として、何を目的とし、どのような内容を教えるのか、という点を見つめ直すことが求められているといえる。

【参考文献】

- 秋田県学術国際部調査統計課企画・解析班（2009）「秋田県が乗り越えるべき指標」
 (<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1228375337487/files/worst-21-08-03-PDF.pdf>（2009年9月2日））。
- 秋田市自殺予防対策庁内連絡会議（2009）「平成21年度秋田市自殺予防総合対策」
 (<http://www.city.akita.akita.jp/city/hl/mn/jisatsuyobou/21sougoutaisaku.pdf>（2009年9月2日））。

16 3.2でとりあげた秋田県金融広報委員会による金融広報アドバイザーの派遣事業において、多重債務問題を取り扱った講演は、全般的な消費者問題を扱った場合を含めても7件ほどである。

- 石井加代子（2006）「イギリスの高齢者における障害と社会経済的地位との関係」『三田商学研究』第48巻第6号、23-41ページ。
- 厚生労働省（2007）「平成18年度人口動態統計（確定数）の概況」
（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei06/index.html>（2009年9月2日））
- 自殺実態解析プロジェクトチーム（2008）「自殺実態白書2008＜第二版＞」
（<http://www.lifelink.or.jp/hp/whitepaper.html>（2009年9月2日））。
- 総務省（2009）「統計でみる都道府県のすがた2009」（<http://www.stat.go.jp/data/ssds/5a.htm>（2009年9月2日））。
- 内閣府（2009）「平成18年度県民経済計算」（<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/toukei.html>（2009年9月2日））。
- 西尾圭一郎・北野友士（2009）「金融教育の対象とあり方」『教養・文化論集』第4巻第1号、101-112ページ。
- 労働政策研究・研修機構（2009）「ユースフル労働統計—労働統計加工指標集—2009」
（<http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/kako/index.html>（2009年9月3日））。
- Grossman, M. (1972) “On the Concept of Health Capital and the Demand for Health,” *Journal of Political Economy*, Vol.80, No.2, pp.223-255.
- Smith, P. J. (1999) “Healthy Bodies and Thick Wallets: The Dual Relation between Health and Economic Status,” *The Journal of Economics Perspectives*, Vol.13, No.2, pp.145-166.
- Wilkinson, R. G. (2006) “Ourselves and others-for better or worse: social vulnerability and inequality,” M. Marmot and R. G. Wilkinson, *Social Determinants of Health: Second Edition*, Oxford University Press pp.341-357.

消費者庁と消費者問題

中 村 和 彦

1. はじめに

2009年4月16日、消費者行政の一元化を目指す消費者庁設置関連法案¹が衆議院の特別委員会会議で可決、本会議で可決、5月の参院本会議でも全会一致で可決し、関連法²が成立され、2009年秋に消費者行政を一元化する消費者庁(Consumer Affairs Agency)が発足する。

新設の官庁としては、環境庁以来実に38年ぶりである。

そこで、本稿では消費者庁発足に至るまでの経緯と、今後の問題点について整理し、若干の考察を試みたものである。

2. 消費者庁

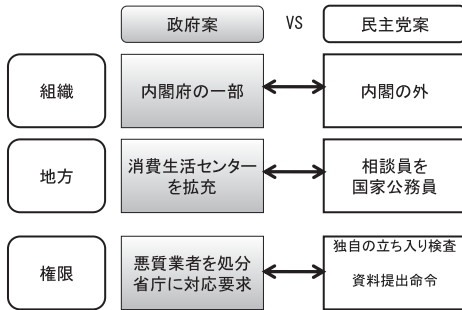
はじめは2008年（平成20年）1月18日、内閣総理大臣（当時）福田康夫が第169回国会（常会）で行った施政方針演説の中で「消費者行政を統一的、一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織」と示した構想であり、肝入りで始まった。この構想が提出され、閣議決定し、2008年9月に法案が提出されたが、野党民主党案（図表2-1参照）と政府案が対立し、なかなか審議が進まなかったのであるが、与党と民主党の歩みより³により、2009年秋ようやく発足する。

消費者庁とは、消費者行政⁴の一元化を目指し、速やかに消費者得利益の保護という任務を果たすために消費者行政を所管する内閣府の外局（首相直属の内閣府の外局に設置され、約200人規模）である。言い換えれば、安全・安心を一元化し、消費者の視点で問題を解決する専門の役所である。

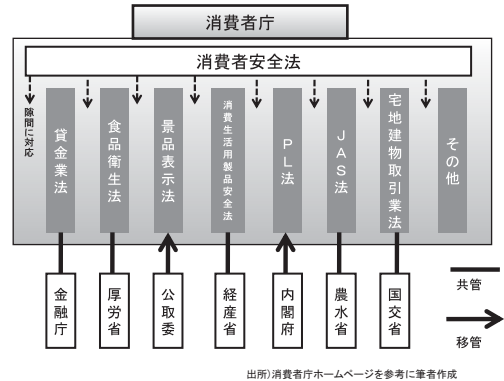
メンバーには、9府省1委員会の組織（農水省、厚労省、経産省、国交省、総務省、金融庁、内閣府、法務省、公取委、警察庁）から選抜される。

消費者庁では、景品表示法、健康増進法、家庭用品品質表示法、日本農林規格法（いわゆるJAS法）、食品衛生法、住宅品確法、消費者契約法、無限連鎖講防止法、特定商品預託法、電子消費者契約法、特定商取引法、特定電子メール法、金融商品販売法、出資法、貸金業法、割賦販売法、宅建業法、旅行業法、製造物責任法（いわゆるPL法）、食品安全基本法、消費生活用製品安全法、有害物質家庭用品規制法、消費者基本法、国民生活センター法、個人情報保護法、公益通報者保護法、特定非営利活動促進法、国民生活安定緊急措置法、買占め及び売り惜しみ防止法、物価統制令の法律を各省庁から移管、共管する（図表 2-2参照）。

【図表 2-1】⁵



【図表 2-2】⁶



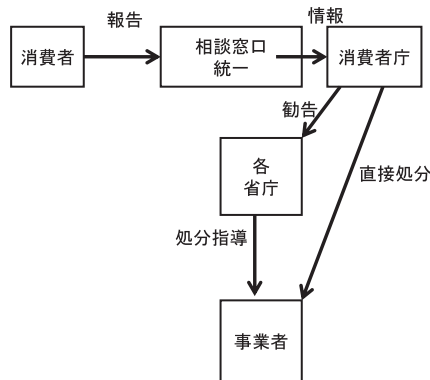
これまで経済産業省や厚生労働省、農林水産省等が所管していた「表示」「取引」「安全」に関する法律を消費者庁に移し、共管する。

品質や価格などに関する不当表示を防ぐ景品表示法を公正取引委員会から移管し、農林物資の規格と品質表示に関して定めた日本農林規格法は、農林水産省、飲食物による危害の発生を防ぐ食品衛生法は、厚生労働省と共管理する。

例えば、これまでの食品表示には、JAS法、食品衛生法、健康増進法、という3つの法律が関与し、農林水産省、厚生労働省と2つの省庁が関与していたが、今後はこれらを消費者庁が一括管理することで、消費者にとっては、よりわかりやすい食品ラベル表示となるであろう。

また、表示の基準は今後消費者庁が作成していき、これを守らせるための命令は消費者庁だけが権限をもって一元的に対応していく。業者への立ち入り検査や行政指導は、原則旧来の省庁が担当するが、必要な情報は消費者庁に義務付けし、必要な場合は消費者庁が直接立ち入り、勧告できる権限をもつのである（図表2-3参照）。

【図表 2-3】⁷



取引関係では企画立案を消費者庁が担当する。とりわけ、消費者トラブルが多い特定商取引法では組織を経済産業省から移し、地方の経済産業局を直接指揮監督して実質的に執行体制を一元化している。

また、貸金業法や旅行業法等の業法も所管し、業界の所管大臣が行う処分が不十分であった場合には改善を求める勧告ができる権限をもつ。

これまで通り、消費者から寄せられる製品事故情報や苦情、トラブルなどを都道府県が設置する

消費生活センターが窓口を務める。消費者庁は、全国共通の電話番号を新設し、消費者からの電話を最寄のセンターに転送する仕組みをつくる⁸。各地の消費生活センターをオンラインで結び、事故情報のデータベースを作成することが課せられている。

また、病院、保健所、警察、消防などとも連携することで、消費生活センターへ情報が必ず入るよう義務づけている。

また、消費者に一番近い地方自治体を活用し、各地で頻発するトラブルの端緒を捉えるためである。

消費者の相談窓口である消費生活センターからの情報を素早く消費者庁が集約し、被害拡大を防ぐのが目的であり、いわば消費者行政の“生産者重視”から“消費者重視”への行政転換が大きく期待される。

これまで新しく発足する消費者庁について整理してきたが、次章では、発足のきっかけと関連事件について整理していくこととする。

3. 発足のいきさつ

ここ数年、消費者がおざなりにされ、結果、被害が拡大する問題が相次いで起こった事象は、われわれの記憶に新しいものである。

『国民生活白書』⁹（2009）の報告によれば、高齢者を狙った悪徳商法や食品偽装、製品事故などにより、消費者が1年間に被った被害額の推計額は、約3兆4000億円にものぼっている（うち被害者全体の3分の1は、相談もせず、届け出もせず、泣き寝入り）のが現状である。

すなわち、消費者に関する事故やトラブルを素早く解決し、また未然に防ぐために、ようやく動き出したのである。

以下では、消費者がおざなりにされ、被害が拡大したケースについて若干整理していくこととする。

3-1. 一酸化炭素中毒事故

パロマ工業が製造・販売したガス瞬間湯沸かし器による一酸化炭素死亡事故¹⁰であり、2006年7月に問題が発覚した。その後の調べで、1985年1月から2005年11月までの間に、28件の事故で21人が一酸化炭素中毒で死亡したことが判明した。

パロマは発覚当初、事故原因は安全装置の不正改造¹¹だと説明したが、後に機器の老朽化による事故もあったことを認め、会社トップも15年前から事故発生を知っていたと明言し、自社の責任を認めたのである。

監督官庁である経済産業省は、一酸化炭素中毒事故が度々起きていたにもかかわらず、十分な調査を行わずに省内で情報がとどこおり、被害が拡大したケースである。

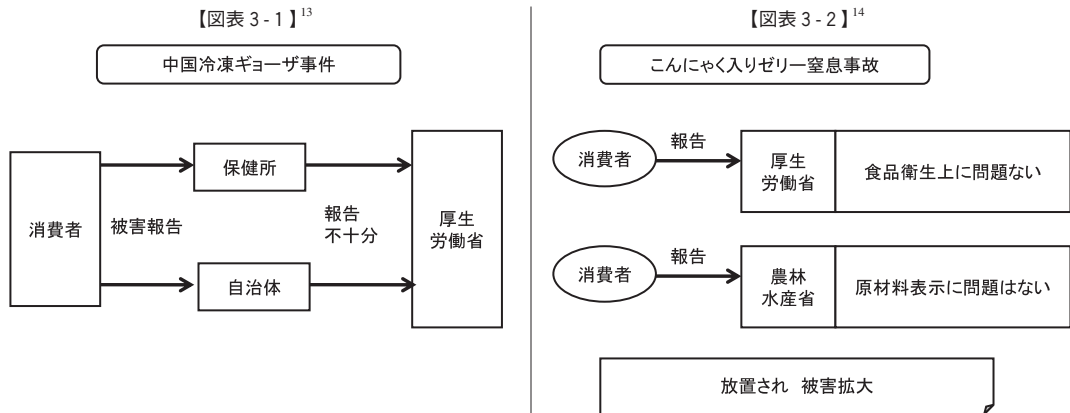
3-2. 中国冷凍ギョーザ中毒事件

2007年12月から2008年1月にかけて、中国の天洋食品が製造し、ジェイティフーズが輸入、日本生活協同組合連合会が販売した冷凍ギョーザを食べた消費者（3家族10人）が下痢や嘔吐などの中毒症状を訴え、うち1人が一時意識不明の重体となった。

その後、ギョーザを鑑定したところ、メタミドホスなど有機リン系殺虫剤が検出されたため、ジェイティフーズは23品目、約58万点の自主回収を行った。

その後の詳細な鑑定の結果、被害者が食べて吐き出した餃子の皮から3580ppm (3.58mg/g)、～3160ppm (3.16mg/g) のメタミドホスが発見 (数個で致死量に達する) され、相次いで、福島県、宮城県でも冷凍餃子から毒物が検出された事件である。¹²

この中国製冷凍ギョーザ中毒事件では、厚生労働省と保健所・地方自治体の間で情報伝達がうまくいかなかったため、事件を公表するまでに、事件発生から1か月もかかり、製品回収が遅れたケースである。



3-3. こんにゃくゼリー窒息事故

こんにゃくゼリーを噛まずに飲み込み、喉に詰まらせて気道閉塞による窒息死事故が相次いで起こった。国民生活センターの報告では、1995年からこれまでに22件の死亡事故が発生 (幼児や老人の被害者が圧倒的に多い) している。

こんにゃくゼリー窒息事故では、農林水産省が業者に対し、警告マークや注意書きの文字を大きくする程度の指導だけで、対応が遅れ被害がおさまらなかったケースである。

消費者庁の設置は、消費者の安全や安心にかかわる上記で挙げた問題を一元化して扱うことで、対応の遅さを解消し、被害の拡大を迅速に防ぐことが大きく期待される。

3-4. 縦割り行政の弊害

これまでの消費者行政は、内閣府や経済産業省、厚生労働省など役所ごとにバラバラで産業振興に付随する形が主だったといえよう。

こんにゃくゼリー窒息事故では、農林水産省は表示の規制だけであり、厚生労働省は衛生面の規制だけであった。では肝心の形や大きさについては、どこの省庁が管轄なのか? 「私の省庁ではここまでしかやりません」、「それは管轄外です」といった縦割り行政の弊害が事故や事件を拡大させたのである。

上記のような教訓を踏まえ、全国の消費生活センターや保健所、警察等からの事故情報や通報を消費者庁が一元的に集めることで素早い対応が可能となる。

これまで管轄が不明確であった隙間事案では、消費者庁が製品の流通を禁止命令、回収命令、業者への立ち入り調査や近国などの行政指導ができるようになる。

消費者の生命や身体にかかわる重大事故については、自治体や行政機関のトップが直ちに消費者庁へ報告することが義務づけられている。

役所側の対応が不適切であった場合、きちんと対応するよう措置を求め、勧告でき、業者は重大な事故が起こった場合、消費者庁に報告することが義務づけられたのである。

3-5. 食品関連偽装

汚染米事件や食品偽装など、われわれ消費者の安全・安心を脅かす問題が後を絶たない。

雪印食品の牛肉偽装（2002）、日本ハムの牛肉偽装事件（2002）¹⁵、ハンナン牛肉偽装事件（2004）¹⁶、ミートホープ牛肉偽装事件（2007）、白い恋人の賞味期限改ざん事件（2007）¹⁷、不二家賞味期限偽装（2007）¹⁸、赤福34年間消費期限不正表示（2007）¹⁹、比内地鶏のブランド偽装事件（2007）²⁰、日本マクドナルドの賞味期限改ざん（2007）²¹、ロイヤルホスト消費期限偽装（2007）²²、船場吉兆事件（2007）²³、博多っ子本舗明太子偽装表示（2007）²⁴、ほっかほっか亭賞味期限改ざん（2007）²⁵、愛知一色産うなぎ産地偽装事件（2008）²⁶、エツヒロのフグ産地偽装事件（2008）²⁷、丸明の飛騨牛偽装事件（2008）²⁸、JR東海の弁当賞味期限改ざん（2008）²⁹、千葉県給食用鶏肉産地偽装（2008）³⁰、ハニーのかき氷シロップ偽装事件（2008）³¹、伊藤ハムのシアン化合物問題（2008）³²等、世間を騒がせた大きな事件から、これらが発覚し、大きく報道されなければ新聞の片隅に小さく掲載されるだけの小さく扱われる（消費者の記憶から次第に忘れ去られるような）事件まで、次から次へと偽装事件は後を絶たない。消費者庁発足が決定した2009年に入っても、上半期だけで食品に関する偽装事件が次々に発覚しているのが現状であり、しかも、これらは氷山の一角にすぎないであろう（図表3-3参照）。

【図表 3-3】2009年上半期に発覚した主な食品関連の偽装事件³³

2009年 に発覚した主な食品関連の偽装事件		
月	県	偽装内容
8月	愛知県	食肉卸の中川が値段の安い交雑種の牛肉を和牛と虚偽表示して販売
8月	静岡県	東明フルーツ（清水店）が中国産タケノコの水煮を国産と偽装して販売
8月	千葉県	カネト水産がロシア産シジミを千葉産と産地偽装して販売
8月	大阪府	ランコム・ジャパンが外国産牛肉のサイコロステーキを国産と偽り販売
7月	徳島県	中国産ワカメを鳴門産に産地偽装
7月	大阪府	JR西日本フードサービスネットが賞味期限切れの食材を使った弁当約600個を販売
7月	大分県	地方卸売市場ひた青果水産が中国産タケノコを国産と偽装して販売
6月	福井県	ブリズムマートで賞味期限切れビスケットを販売
6月	東京都・大阪府	日本ハムと日本製粉が原料偽装表示（ズワイガニ）
6月	東京都	東明フルーツが中国産タケノコの水煮缶を福岡産」と産地偽装販売
6月	大阪府	霧山食品工業が中国産タケノコを京都府産と偽装して販売
6月	東京都	浜伸が中国産ウナギを鹿児島県産と偽って販売
6月	千葉県	山湯が中国産アサリを国産と産地偽装して販売
5月	京都府	水瀬缶詰製造所が中国産を国内産と偽装してタケノコ水煮の缶詰を販売
4月	徳島県	丸源水産が中国産ウナギのかば焼きを徳島県産と偽装して販売
4月	大阪府	いいなダイニングが廃棄処分予定の賞味期限切れ酢漬けしょうが900個を販売
4月	山形県	斎藤食品工業が外国産のワラビ等 山菜の産地を偽装表示して販売
4月	大阪府	ケーブラット鶴橋店で、賞味期限切の神戸生チョコレートを販売
4月	福島県	原町パッケージセンターが中国産のゴボウを茨城産と産地偽装して販売
4月	福島県	きのご総合センターが販売したかんぴょうに二酸化硫黄が基準を超えて検出
4月	埼玉県	ショッピングひまわりが 花畑牧場の生キャラメルとブランド偽装して販売
4月	福岡県	キタジマ食品が中国産を混ぜたタケノコの水煮を福岡県産と偽装表示して販売
3月	山形県	竹原田ファームがもち製品の賞味期限（約2カ月）偽装表示
3月	東京都	フーディーズが取り扱う肉の8割を神戸ビーフ・対馬牛とブランド偽装表示
3月	大分県	高橋水産加工が中国産ハマグリを大分県産と産地偽装して販売
3月	山形県	二戸食品が中国産フキを山形県産と産地偽装して販売
3月	徳島県	新生食品が中国産タケノコの水煮を徳島産と産地偽装して販売
3月	秋田県	水産物卸売業秋田丸魚がロシア産のシジミを茨城県産と産地偽装して販売
3月	福岡県	エヌケイフーズが中国産を混ぜたタケノコの水煮を福岡県産と偽装して販売
2月	沖縄県	海昇食品がフィリピン産の塩漬け海ブドウを沖縄産と産地偽装表示し販売
2月	青森県	青森県果工が中国産りんご果汁を青森産と産地偽装表示して販売
2月	福岡県	オーケー食品工業製造の油揚げ 塩化カルシウム入れすぎ、約700万枚を回収

伊藤ハムのシアン化合物事件では、国、企業側の連絡体制の不備により、シアン化合物が検出されてから消費者への公表は1か月も先送りとなった。

日本ハムの牛肉偽装事件では、偽装発覚後によりやく農林水産省が検査方法を変えるに至った。

伊勢の赤福の消費期限不正表示問題では、国の規則の曖昧さが全面に露呈した結果であった。

三重県（1997）からの問い合わせに「商品衛生上問題ない」という県からの容認（冷凍保存したものを解凍後に再び包装したことを製造プロセスのひとつとして解釈しており、解凍日を製造日とすることも「製造日の表示は義務付けられていない、消費期限の設定は自主検査など科学的根拠に基づいて設定されている」としている）を受けており、食品衛生上は問題ないとしており、食品衛生法とJAS法の認識で大きな食い違いができた縦割り行政の結果である。

上記で挙げた偽装事件を少しでも減らす、あるいは未然に防ぐために、消費者庁が健全な組織として機能することが早急に望まれるものである。

消費者庁の発足にあたり、新たな委員会も設置される。それは消費者委員会である。そこで、次章においては、新たに設置される消費者委員会について若干整理していくこととする。

4. 消費者委員会

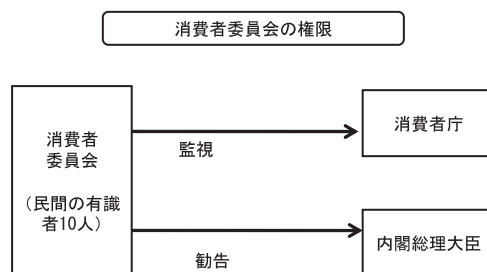
消費者庁の設置と並行して、消費者委員会も発足³⁴される。消費者庁が内閣府の外局に置かれる一方、消費者委員会は内閣府の本府に置かれる。

消費者庁には、各省庁から役人が集まるため、自分の出身省庁に強く言えない可能性が出てくる。よって、それらを監視・チェックするために、独立した機能・職権をもつ委員会が必要となる。出身母体の省庁に言いたいことが本当に言えるのか、消費者庁の働きぶりを監視する「お目付け役」の第3者機関が非常に重要になってくるであろう。

消費者委員会は、民間の有識者10人以内³⁵から構成され、独立した権限をもち、消費者庁を監視、内閣総理大臣に勧告できる権限³⁶等をもつ。

消費者被害の発生や拡大の防止に必要な場合には、首相に対して具体的な行動を求める勧告をし、実際の行動について報告を求めることができる。消費者利益の擁護や増進にかかわる基本政策の重要事項については首相や大臣、消費者庁長官に建議という形で取組みを要求できる。また、各省庁に直接資料を要求することも可能である（図表4-1参照³⁷）。

【図表4-1】³⁸



公共料金の妥当性についても、消費者庁が公共料金の制度改革について自ら企画立案する一方で、消費者委員会は自ら調査審議して関係大臣に建議して料金水準に消費者の目線を反映させる。

また、飲食料品の品質の表示基準を変える時も消費者委員会の意見を聞かなければならない権限をもつ。

消費者委員会がうまく機能できれば、消費者庁も骨抜きにならないのではないかと大いに期待される。

5. 結びにかえて

これまで新たに発足する消費者庁について整理してきたが、以下では、その問題点や課題についてふれることとする。

まず、地方の消費生活センターの拡充があげられよう。

政府³⁹⁾によれば、地方の消費生活センター設置は、市町村レベルで6万人以上の自治体に最低1か所が目標であるが、まだまだ自治体の数が足りない⁴⁰⁾のが現状である。

また、消費生活センター増設に伴い、消費者に一番近い窓口となる消費生活センターの消費生活相談員の人員確保も大きな課題である。

6月4日、内閣府に「消費者庁・消費者委員会設立準備室」が設置され、この日、消費者団体との懇談会の関で麻生太郎首相が消費者庁の発足は、1か月前倒しの9月からと明言し、事務方の準備作業が追い付かない状況でのスタートとなる。

初代長官がどの省庁から選ばれるのか、今後の力関係に関わってくるため（出身庁を擁護すると、全く消費者のための組織として機能しなくなる）注目が集まる場所であったが、「初代長官には官僚ではなく民間から」という国民からの声は全く届かず、閣議で前内閣府事務次官が起用（民主党が猛反発）され、発足前から問題は山積みである。

何のために消費者庁を発足させるのか？

縦割り行政にメスを入れない限り、消費者を中心に考える組織にはならないものである、と考えられる。

消費者にやさしい消費者重視の組織なのか、本当に消費者のための官庁となれるのか、今後も注視していかなければならないであろう。

（2009年8月末脱）

〈追記〉

民主党の総選挙圧勝により、自民・公明政権が2009年9月1日に発足させた消費者庁が大混乱のスタート⁴¹⁾を切った。

庁を監視する重要な役割の消費者委員会の委員長が発足前に辞退⁴²⁾、年間家賃8億円ともいわれる豪華な消費者庁舎など問題点は次々と明るみにされているが、今回、政権交代（鳩山内閣）により、今後見直される可能性が高いものと忖度されるものである。

註

- 1 消費者庁設置関連法案が、2009年5月29日の参院本会議において全員一致で可決・成立した。
- 2 消費者庁及び消費者委員会設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律、消費者安全法の三法である。
- 3 「チェック機関の独自性を高める」「地方相談員の人件費を国が支援する」ことで、ようやく成立のはこびとなった。
- 4 詳しくは以下を参照せよ。
山田壽一（2006）『消費者行政』『現代マーケティング論（武井寿・岡本慶一編著）』実教出版、pp.152-169。
- 5 筆者作成
- 6 詳しくは以下を参照せよ。
消費者庁ホームページ <http://www.caa.go.jp/>
- 7 筆者作成
- 8 詳しくは以下を参照せよ。
日経マーケティングジャーナル（2009年8月28日付）
- 9 詳しくは以下を参照せよ。
内閣府国民生活局（2008）『国民生活白書』（平成20年版）、時事画報社
- 10 詳しくは以下を参照せよ。
朝日新聞（2007年1月27日付）
- 11 2006年7月14日の記者会見で、パロマの小林弘明社長に謝罪は一切無く「製品に問題はない」「事故の原因は不正改造」と座ったまま用意した文章を記者の前で読み上げた。この時は事故が17件、死亡が15人と発表したが、4日後の18日には事故が27件、20人の死亡と変わり、部品の劣化や、不正改造の中にパロマの系列会社やパロマ社員が関わっていたことが判明。
- 12 2007年2月5日、日本生協連は福島県喜多方市で販売されていた「COOP手作り餃子」から高濃度のジクロロボスを検出したと発表。3日後には同商品からトルエン、キシレン、ベンゼンが検出された。2007年2月20日、みやぎ生協（仙台市）から回収した同商品から、ジクロロボス、パラチオン、パラチオンメチルの3種類の有機リン系殺虫剤が検出された。
- 13 筆者作成
- 14 筆者作成
- 15 2002年8月21日、日本ハムのグループ企業である日本フード愛媛、徳島、姫路の3営業部で、2001年10月から11月にかけて、輸入牛肉約4.3トン国産と偽装していたことが発覚した。これらは日本ハムを通じて申請した約14トンの中に紛れ込ませて、業界団体である日本ハム・ソーセージ工業協同組合に買い取らせ、1010万円の仮払金を詐取していたことが判明。ようやく農水省は、抜き取り検査から全量検査（保管中のすべての牛肉の箱を開けて中身を調べる）に切り換えると、日本ハム・ソーセージ工業協同組合が「自主点検で対象外の肉を見つけたため」と補助金を返上し、国の許可なく業者に肉を勝手に返却してしまったのである。
- 16 2001年から2002年にかけて、「ハンナン」社長の浅田が、自分が関与していた全国同和食肉事業協同組合連合会、大阪府食肉事業協同組合連合会などの組織を通じ、輸入肉など事業対象外の牛肉434トンを含む牛肉の買い上げや処分費用などを申請した事件である。BSE対策が本格化した2001年10月上旬から繰り返し上京して農水省関係者に面会し、農水省関係者に働きかけ、全同食が業務委託の形で事業に加わることを実現させた。浅田は助成金約50億4000万円を不正に受け取り、部下に「時間がないから、とにかくどんな肉でも集めろ」と指示、輸入牛肉などの対象外肉がかき集められ、書類も偽装するなど証拠隠滅もさせていたことが判明した。
- 17 石屋製菓の製造する「白い恋人」やミルフィーユ菓子「美冬」、チョコレート、クッキー、パイ菓子など5商品で賞味期限を改ざん・偽装していた事件である。偽装方法は、返品された商品に賞味期限を約2か月延長し、包装もしなおして再出荷するなど、賞味期限を自由に「操作」していた実態が明らかとなる。

- 18 不二家の工場（埼玉、泉佐野）で製造されたプリン及びシュークリームに、社内基準を1〜2日超える消費期限を表示して、不二家が賞味期限切れの商品を販売していた。プリンについては、2007年10月から2008年12月までの間に約10万個を、シュークリームについては、2007年7月に約1万9千個を、埼玉工場でシュークリームを製造する際に、消費期限が切れた牛乳を使用していた(後の調べて、次々に賞味期限改ざんが発覚)不二家自ら事実を知りながらも、「マスコミに知られたら雪印乳業（雪印集団食中毒事件）の二の舞になることは避けられない」と隠蔽（を指示する内部文書を配布するなどして、自らは公表せず、結果的にブランド力を大きく落とすこととなった事件である。
- 19 2007年10月、伊勢のお福さんこと「赤福」の消費期限改ざん問題が発覚した。偽装表示方法は、これまでの34年間、配送後の残り商品や余分に製造した商品を冷凍保存し、必要に応じて解凍・再包装し、その日付を新たな製造日（まき直し）として出荷調整を続けていたものである。
- 20 2007年10月、秋田県大館市の食肉加工製造会社「比内地鶏（ひないどり）」が、地元の比内地鶏（比内地鶏は名古屋コーチン、薩摩地鶏と並ぶ日本3大美味鶏の1つ）と偽り、別の鶏肉や卵を薫製にした商品を出荷していた事件である。比内地鶏と偽っていた商品は、おでん、つみれ等12種、薫製には約20年前から卵を産みにくくなった「廃鶏」（比内地鶏の仕入れ価格は1羽約2000円に対し、廃鶏は1羽約20〜30円）と呼ばれる雌の鶏を使用していた。
- 21 2007年11月、ファーストフード最大手の日本マクドナルドのFC契約店（早稲田店、大塚駅前店、新大塚店、本郷三丁目店）が、2年前から賞味期限切れの食材を使用し、調理日の改ざん（売れ残ったサラダを、翌日に調理したというシールを貼り販売、賞味期限切れとなったシェイクミックスをマックシェイクやヨーグルトを商品として販売）が発覚した事件である。
- 22 2007年2月、ファミリーレストラン「ロイヤルホスト」（福岡市内）の3店舗で、食パンの消費期限を1日長く書き換えて使用していたことが発覚した。その後の調べで、1月にも、ヤフードーム（福岡市）内の店舗で賞味期限切れのカレーパンなどを販売していたことが発覚している。問題の食パンは福岡市のグループ企業の工場できつくり、九州各県と山口、広島両県の計66店舗に供給していた。同社の親会社のロイヤルホールディングス（福岡市）は、当面、66店舗で食パンを使ったメニューの提供を中止しました。
- 23 2007年10月、「船場吉兆」が福岡市の百貨店「岩田屋」で消費期限切れの菓子を販売していたことが発覚し、市が販売自粛を勧告した。その後の調べで、消費・賞味期限の偽装表示は菓子、総菜の12種類に及ぶことが判明した。2007年11月には、大阪市の本店などで牛肉や鶏肉の偽装表示が発覚。その後、本店などの料理でも牛肉の産地偽装が発覚した。2008年に入り、民事再生法適用を申し立て、大阪地裁が民事再生手続き開始し、本店の営業を約2か月ぶりに再開するも本店で客が食べ残した料理を使い回していたことが発覚（のちに全店で料理の使い回しが発覚し、10年以上前から続いていたことも判明）し、廃業した。
- 24 2007年11月、福岡市東区に本社を置く博多っ子本舗の親会社である「食品事業商社ニチモウ」（東京都品川区）が製造販売したタラコや明太子商品の一部について、製造年月日や賞味期限を改ざんしていたことが明らかとなった。博多っ子本舗は、見込み生産で多めに製造した商品を冷凍庫で保管し、一部商品で出荷に合わせ、外袋に印字している製造年月日や賞味期限を改ざんしたと認めた。
- 25 2007年2月、「ほっかほっか亭」を展開するプレナス（福岡市）は、13都道府県の計182店で、消費期限を超過したサラダやミニうどんなどを販売していたと発表した。
- 26 2008年11月、水産卸会社の魚秀が、中国産かば焼きを国産と偽り、仲卸業者などに販売し、不正競争防止法違反（虚偽表示）罪で起訴された事件である。2008年2〜4月、高松市内の倉庫で、中国産ウナギかば焼き約256トン「愛知県三河一色産」と印刷された段ボール箱に詰め替え産地を偽装、3〜6月に約15トンを神戸市内の仲卸業者など9社に販売していた。
- 27 2008年7月、山口県下関市の水産加工卸売会社「エツヒロ」が、中国産のフグを国産と偽り販売したことが発覚し、社長自ら産地偽装を指示（2005年頃から中国産のフグを毎年数十トン輸入し、すべてを国産と偽装して販売したことを認める）していたことを認めた。その後の調査で、安価なマグロやゴマフグを高級なトラフグと偽って出荷していたことも判明した。
- 28 2008年6月、岐阜県養老町の食肉卸販売業「丸明」は、ブランド牛である飛騨牛の肉質等級を実際より格上に偽装（虚偽表示）して販売していたことが発覚した。偽装発覚後は岐阜県から営業自粛の命（保管に九を移動する場合も県に連絡するよう指導を受けていた）を受けていたにもかかわらず、岐阜、滋賀両県にある取引先の焼肉店に牛肉と馬肉約140キロを丸明の本社工場で引渡したことが明らかとなった。
- 29 2008年2月、JR東海の子会社「JR東海パッセンジャーズ」が消費期限を意図的に遅らせて食品偽装していたことが

内部告発により発覚し、東京・名古屋・大阪2ヶ所の計4工場の工場長、部長が次々と食品偽装（不正は1年以上前から毎日）を認めた。弁当やサンドイッチなど約5万食の内30%以上で消費期限を改ざんし、東海道新幹線などで販売していた。

- 30 2008年7月、ブラジル産の鶏肉を国産と偽り、千葉県浦安市の小中学校の給食用（鶏肉は浦安市内の25小中学校の児童、生徒約1万5000人が食べた）に納入したとして、浦安署は不正競争防止法違反の疑いで、東京都江戸川区下篠崎町の食肉卸小売業「山形屋」と社長を千葉地検に書類送検した。同社は2006年7月、浦安市の小学校給食センター職員に対しブラジル産を岩手県産と偽った証明書を提出し、14回にわたり産地偽装した鶏肉約680キロを同センターに納入していた。社長は偽装発覚当時、「食べ物商売は大なり小なり（偽装）やっтерることが当たり前なんだよな。私はそう思う。うちはたまたま刺されて捕まっちゃったけどさ」と全く反省がみられないコメントをしている。
- 31 宮崎市の老舗食品メーカー「ハニー」が、返品された「かき氷シロップ」を加熱しなおして、東京ディズニーランドや各地のテーマパーク、遊園地、「福岡ソフトバンク」のキャンプ観戦地、ネット（楽天）などで販売していた。ハニーの社長は会見で「申し訳なく思う。再加熱しての出荷は今後はやめる」とひと五とのようなコメントであった。
- 32 2008年10月、伊藤ハムの工場（千葉県柏市）で、基準値を超えるシアン化物イオンと塩化シアンが検出された井戸水を使用してソーセージとピザ13品目、約267万袋を製造したと発表した。また日本生活協同組合連合会など10業者から委託を受けて製造したPB（プライベート・ブランド）ウィンナーなど13品目約64万パックを回収対象に加えることも発表されました。製造した柏市の工場では、再検査でも3つの井戸のうち2つから1リットル当たり0.02～0.03ミリグラムのシアン化物イオンと塩化シアンが相次いで検出されている。

- 33 詳細は以下の通りである。
食品輸入販売「東明フルーツ」（東京都中央区）が中国産タケノコの水煮を国産として販売し、農林水産省から改善を指示されていた問題で、静岡県警生活環境課と清水署は8月26日、不正競争防止法違反容疑で同社と関連業者など3都県11カ所の家宅捜索を始めた（本社のほかに捜索したのは静岡市清水区の清水支店、東京都江東区の社長宅、福岡県内の委託業者）。県警によると、同社は08年10月下旬から12月上旬にかけ、メーカーに渡す販売伝票に「福岡産」と偽って記入し、中国から輸入したタケノコ（計約10トン）を静岡県内の食品加工メーカーに400万～500万円で販売したとしている。捜査関係者は「中国産の約2倍の値段で売っていた可能性がある」としており、伝票などを押収して手口などの解明にあたる。清水支店には26日午前、県警の捜査員が入り、社員に事情を聴くとともに帳簿などの関係書類を押収した。

千葉県は8月6日、ロシア産シジミを「千葉産」などと偽装して販売したとして、同県銚子市のシジミ卸売業者「カネト水産」（鈴木光雄代表）に対しJAS法に基づく改善を指示した。県安全農業推進課によると、2008年10月からロシア産やロシア産に国産を交ぜたシジミを「千葉産」「島根産」などと偽り、少なくとも約2万9570キロを販売したという。農林水産省に通報があり、国と県が3月から調査していた（毎日新聞2009年8月7日付）。

名古屋市北区の食肉卸「中川」が値段の安い交雑種の牛肉を和牛と虚偽表示して販売した事件で、愛知県警生活経済課と北署は8月26日、前社長と元役員の両容疑者を不正競争防止法違反（誤認惹起容疑で逮捕した。県警は同社が5年以上前から虚偽表示を続けていた。容疑は2008年1月9日～11月20日に38回にわたり、ホルスタインと和牛の交雑種の肉計約12トンと納品書に「和牛」と記載した上、偽の個体識別番号を添付して同県北名古屋市の食肉卸売業者に計約3100万円で販売したとしている。県警によると、容疑者は「利益を上げたかった」、「社長の指示に従い自分の評価を上げたかった」などと容疑を認めている。逮捕容疑の約12トンを含め、同様の手口で計約34トンの交雑種の肉を食肉卸業や焼き肉店など31社に計約9500万円で販売し1350万～1700万円の差益を得たという。同社の従業員は8人で全員が虚偽表示を認識していた。

外国産牛肉のサイコロステーキを国産と偽り販売したとして、大阪府警生活環境課は8月26日までに、不正競争防止法違反の疑いで、大阪市浪速区の食肉加工販売「ランコム・ジャパン」の経営者ら5人を逮捕した。逮捕容疑は昨年3月、オーストラリアなど外国産の牛肉を混ぜて加工した肉を、大阪市住之江区にある取引先の工場で「国産牛一口ステーキ」「原産地、鹿児島・宮崎・北海道」などと印刷した箱に詰め、産地を偽装。同社は1箱700グラム入りの商品を3千円でカタログ販売。昨年3月だけの1ヵ月限定だったが、期間中に約5700箱を販売し、約1700万円を売り上げた。牛肉700グラムの当時の仕入れ値の相場は、国産が平均1365円だったのに対し、外国産は平均476円で、1箱あたり900円近い利益をあげていたとみられている（共同通信配信NEWS2009年8月27日付）

徳島県は7月22日、中国産を原料に使った湯通し塩蔵ワカメを「徳島県鳴門産」と表示して販売したとして、JAS法と景品表示法に基づき、同県鳴門市の海藻加工業「マルナガ水産」に是正を指示した。マルナガ水産は昨年4月から12月まで、原料の全部が大部分に中国産を使いながら「鳴門産」と偽装表示したワカメを6都府県の11業者に少

なくとも458トン販売した。鳴門産の割合は多くても3分の1程度で、マルナガ水産は「仕入れ量が足りなかった」と説明している（毎日新聞 2009年7月23日付）。

JP西日本の子会社「ジェイアール西日本フードサービスネット」（大阪市淀川区）は7月9日、京都、大阪、新大阪の3駅で、賞味期限切れの食材を使った弁当約600個を販売していたと発表した。同社によると、商品は「華むすび弁当」（販売価格600円）で、6月16日から7月8日にかけて京都府の工場で製造、販売していたものであり、賞味期限を最大で23日間過ぎた食材を混ぜたおにぎりが入っていた（毎日新聞 2009年7月10日付）。

金沢ターミナル開発（金沢市）は6月29日、同社がJR福井駅で運営する商業施設「プリズム福井」のスーパー「プリズムマート」で、賞味期限切れのビスケットを販売したと発表した。商品は大阪市の会社「大近」が5月下旬に納品した際、既に賞味期限を約1カ月過ぎていたが、スーパーの従業員は点検の際に見逃したという（産経新聞2009年6月30日付）。

大分県警は7月1日、中国産タケノコを国産などと偽装して販売したとして、不正競争防止法違反の疑いで、青果・加工食品販売業「地方卸売市場ひた青果水産」（大分県日田市）の社長と同社の元営業部長を逮捕した。逮捕容疑は、共謀して平成20年1月から今年1月にかけて、中国産のタケノコ水煮約45トンを「国産」「九州産」などと偽装表示し、大分県や福岡県の小売店などに販売した疑い。県警によると、両容疑者は「国産が足りなかった。売り上げを維持するため偽装を続けた」などと供述している。農林水産省は今年2月、JAS法に基づき同社に是正を指示していた（産経新聞2009年7月2日付）。

ソーセージやパスタの原料にベニズワイガニを使用しているのに、別種で高価なズワイガニなどと不正表示していたとして、農林水産省は6月26日、JAS法に基づき、ハム加工大手「日本ハム」（大阪市）と製粉大手「日本製粉」（ニッポン、東京都渋谷区）に対して、表示の是正指示を出した。農水省によると、日ハムは今年1月～6月、ベニズワイガニを使ったソーセージに「ずわい蟹」などと表示し、13万パック（16トン）を販売。ニッポンは平成18年2月～今年6月、同様のパスタを834万個（2000トン）販売した。ズワイガニはベニズワイガニと同じズワイガニ属だが種は異なり、色や形も違ううえ、卸売価格は7～8倍。両社は同省に「ズワイガニとベニズワイガニが別種とは知らなかった」と弁解しているという（産経新聞2009年6月27日付）。

中国産タケノコの水煮缶を「福岡産」と偽って販売していたとして、関東農政局は6月19日、JAS法に基づき、食品販売会社「東明フルーツ」（東京）に改善を指示した。農政局によると、同社は昨年7～12月、タケノコの出産地が中国であることを知りながら「福岡産」と偽って水煮缶約2670缶（約30トン）を販売した。事実関係を認めているという。同社に水煮缶を販売した福岡県立花町の食品加工会社「つつみ」は、原産国を表示していなかったとして、福岡県からJAS法に基づく改善指示を受けている（産経新聞2009年6月20日付）。

大阪市城東区の食品製造販売会社「霧山食品工業」が中国産タケノコを京都府産と偽って販売した事件で、大阪府警生活環境課などは6月16日、不正競争防止法違反（虚偽表示）の疑いで、同社社長と法人としての同社を書類送検した。社長は「中国産食品を消費者が敬遠するようになり、業績を回復させようと偽装した」と容疑を認めているという。

書類送検の容疑は、平成20年4～10月ごろ、中国から輸入したタケノコの水煮を「京都府山城産」と表示した袋に詰め替え、食品卸売会社4社に対し、約2万6880パック（約8トン）を438万円で販売したとしている。同課によると、同社は平成18年11月ごろから偽装し、少なくとも349トンを各地の卸売業者に販売。近畿農政局が昨年11月、JAS法に基づき産地表示の是正を指示し、府警は同月、不正競争防止法違反容疑で同社などを家宅捜索していた（産経新聞2009年6月17日付）。

東京都中央区の食品加工会社「浜仲」が中国産ウナギを鹿児島県産と偽って販売していた事件で、警視庁生活経済課と築地署は6月10日、不正競争防止法違反（虚偽表示）の疑いで、浜仲会長ら4人を逮捕した。同課の調べによると、昨年5月22日、調布市の同社工場で、中国産のウナギかば焼き3000パックに「うなぎ（鹿児島産）」などと虚偽の原産地を記したラベルシールをはり、翌23日に都内の卸売業者に171万円で販売した疑いが持たれている（産経新聞2009年6月11日付）。

中国産アサリを国産と表示、販売したとして、千葉県警環境犯罪課は6月3日、不正競争防止法違反の疑いで、同県富津市の水産加工会社「山湯」社長を逮捕した。同社をめぐっては、農林水産省が1月以降、千葉県と一緒にJAS法違反の疑いで立ち入り検査を3回実施、偽装販売を認定していた。しかし、県は文書による指導のみで改善指導や社名の公表をしなかったため、同省が適正な処置を要請していた。同課などの調べでは、中国産アサリを熊本産と偽り、3月から4月にかけて113回にわたって計約60トン販売していた（産経新聞2009年6月4日付）。

大分県警は5月21日、中国産のハマグリを大分県産と偽って販売したとして、不正競争防止法違反の疑いで同県杵築市本庄の水産物販売業の経営者3人を逮捕した。容疑は昨年2月から今年2月にかけ、中国産ハマグリ計約26トン「大分産」と偽装表示し、広島や京都など6府県の卸売業者に販売した疑い。容疑者がそれぞれ経営していた水産物販売会社は3月、ハマグリ産地を偽装したとして、JAS法に基づき、農林水産省と県からは正指示を受けていた（産経新聞2009年5月22日付）。

京都府警八幡署は5月8日、中国産を国内産と偽った産地証明書を交付してタケノコ水煮の缶詰を販売したとして、不正競争防止法違反容疑で八幡市の食品製造会社「水瀬缶詰製造所」の経営者を書類送検した。送検容疑は昨年2月15日と3月17日の2回、愛媛県や徳島県産などのタケノコで作った水煮に中国産のものを混ぜ、計約880キロを国内産と偽って販売、その際、販売先に国内産と表示した産地証明書を交付したとしている。同社は今年1月に他府県産を混ぜたタケノコ水煮を京都産と偽って販売したとして京都府からJAS法に基づく改善指示を受けていた。同署によると、経営者は「国内産の需要が高まり、国内産が不足したので偽ってしまった」と容疑を認めているという（産経新聞2009年5月9日付）。

徳島県警は4月23日、中国産などのウナギのかば焼きを徳島県産と偽って販売したとして、不正競争防止法違反の疑いで、いずれも同県阿南市の水産物卸会社で、「丸源水産」の社長、「アオキ淡水」の社員を逮捕した。逮捕容疑は、平成18年6月頃から20年2月頃にかけて、中国産や台湾産のかば焼き約39トンを徳島県産と偽装し、同県内のスーパーに約1億2400万円で販売した疑い。県警によると、2人は容疑を認めているという。丸源水産は昨年11月、アオキ淡水は同年12月、ウナギの産地を偽装したとして、JAS法に基づき、県からそれぞれ正指示を受けていた（産経新聞2009年4月24日付）。

大阪市淀川区の食品製造販売会社「いいなダイニング」は4月21日、廃棄処分するはずだった賞味期限切れの酢漬けしょうが900個を、大阪府と兵庫県ですしと一緒に販売したと発表した（産経新聞2009年4月22日付）。

山形県新庄市の山菜加工販売業「斎藤食品工業」が外国産のワラビなど山菜の産地を偽装表示していた問題で、県警は4月21日、不正競争防止法違反の疑いで同社の本社などを家宅搜索した。同社はロシア産や中国産のワラビ、フキ、タケノコ、ゼンマイなどの水煮を国産などと表示。6種類268製品を全国に販売し、出荷量は昨年4月から今年3月の間で300トンを超えている。同社は破産手続きを申し立てる予定で、今月17日には全従業員に解雇通告した（産経新聞2009年4月22日付）。

近鉄鶴橋駅（大阪市生野区）の構内にある売店「ケーブラット鶴橋店」で、賞味期限の切れた「神戸生チョコレート」6箱が販売されていたことが4月18日にわかった。売店を運営する「近鉄リテールサービス」（同市）によると、18日午前、特急電車の乗客が車掌に指摘し、同社の調べで賞味期限が15日の同商品（1箱1050円）が16～18日に販売されていたことが判明した（産経新聞2009年4月19日付）。

福島県南相馬市の食品加工会社「原町パッケージセンター」が中国産のゴボウを茨城県産と偽装して販売した事件で、県警南相馬署は4月12日、不正競争防止法違反の疑いで、同社の元社長を逮捕した。同署の調べでは、昨年3月中旬から11月上旬にかけて、中国産ゴボウを「茨城県産」と表示し、福島県や宮城県のスーパ―などに約1390キロ（8720袋）を販売した疑いが持たれている。島容疑者は「安く仕入れられ、高く売れるので偽装した」と容疑を認めている。同署は、産地を偽って販売していた期間がより長期にわたっていた可能性があるとみて、詐欺容疑でも捜査している（産経新聞2009年4月12日付）。

福島県郡山市保健所は4月11日、漂白のため使用された二酸化硫黄が基準を超えて含まれていたとして、同市西田町の「きのこ総合センター」が販売した「かんぴょう」446袋の回収を命じたと発表した（産経新聞2009年4月12日付）。

中国産のアサリを国産と表示、販売したとして、千葉県警が不正競争防止法違反の疑いで水産加工会社「山湯」（同県富津市）を家宅搜索していたことが分かった。同社について農林水産省は1～2月、千葉県と一緒にJAS法違反の疑いで立ち入り検査を3回実施、同社による偽装販売を認定した。しかし県は文書による指導のみで改善指導や社名の公表をしなかったため、同省は今月3日、県に適正な処置を要請していた（産経新聞2009年4月11日付）。

福岡県は2日、中国産を混ぜたタケノコの水煮を福岡県産と表示して販売したなどとして、同県立花町の「キタジマ食品」にJAS法に基づき改善を指示した。県によると、調査した平成19年9月から20年8月までの間、同社は福岡県産や国産と表示して販売したタケノコの水煮約516トンに少なくとも299トンの中国産を混ぜていた。また福岡県産とそれ以外が混じった生のタケノコ約75トンを福岡県産として販売していた。福岡農政事務所は情報提供があり、福岡県が今年3月に2回調査を実施していた。タケノコは主に北海道や関東、関西方面のスーパ―や飲食店などに出荷されたという。同社社長は「消費者に求められる価格に合わせるため、安い中国産を混ぜた」と説明している（産経新聞2009年4月3日付）。

焼き肉店を経営する「フーディーズ」（東京都中央区）が、自社のウェブサイトで但馬牛や神戸ビーフをあたかも提供しているかのように表示したのは、景品表示法違反にあたるとして、公正取引委員会は3月31日、同社に今後、こうした表示をしないことなどを求める排除命令を出した。公取委によると、フーディーズは平成19年6月から20年3月までの間、自社のウェブサイト「但馬牛一本」「その中でも格付等級A5以上の神戸ビーフを使用」などと記載した。公取委が伝票などで確認したところ、カルビなどの正肉は約2割が神戸ビーフだったが、約8割は仙台や佐賀など別の国産和牛を使用していた。また、内臓肉はすべて但馬牛ではなく、45%がアメリカやオーストラリアなどの外国産を使っていた（産経新聞2009年3月31日付）。

大分県杵築市の水産加工業者「高橋水産加工」など3社が中国産ハマグリを大分県産などと偽って販売したとされる問題で、大分県警は29日、不正競争防止法違反（虚偽表示）の疑いで同社など杵築市内の4カ所を家宅捜索した。県警によると、高橋水産加工と、同社からハマグリを仕入れていた「誠水産」（杵築市）、「柘木（くるるぎ）水産」（徳島市）の3社は平成19年11月から今年2月にかけて、少なくとも81トンの中国産ハマグリを大分県産などとして全国36都府県の卸売業者などに販売した疑いが持たれている。（産経新聞2009年3月30日付）。

山形県は、同県最上町の「二戸食品」が中国産フキを山形県産と偽って販売したとして、JAS法に基づき同社に是正を指示した。県危機管理室食品安全対策課によると、二戸食品は少なくとも昨年1月から今年3月までに、中国産のフキで製造したフキ水煮製品約40トンを山形県産と表示し、委託を受けた県外の食品販売業者に納入した。同社の従業員は取材に対して「社長は偽装を知っていた」と話した（産経新聞2009年3月26日付）。

徳島県は3月18日、中国産タケノコの水煮を「徳島産」などと表示して販売したとして、徳島県阿南市の「新生食品」に日本農林規格（JAS）法に基づき、是正を指示した。県によると、同社は原材料の一部または全部に中国産を使ったタケノコの水煮を国産や国内産、徳島産と表示。少なくとも平成19年10月から20年9月までの間、主に県外の食品卸売会社などに計約90トンを販売し（産経新聞2009年3月19日付）。

ロシア産のシジミを茨城県産と表示して販売したなどとして、秋田県は3月13日、水産物卸売業秋田丸魚（秋田市）に対し、JAS法に基づき、改善を指示した。県によると、秋田丸魚は昨年10月から今年1月にかけて、シジミの納品書に茨城県産と嘘の記載をしたほか、口頭で青森県産や茨城県産と説明するだけで、少なくとも6.6トンを秋田県内の業者に販売した（産経新聞2009年3月14日付）。

「花畑牧場」（北海道中札内村）の人気商品と偽り、生キャラメルを販売したとして、埼玉県警生活環境2課と幸手署は3月12日、不正競争防止法違反の疑いでスーパー「ショッピングひまわり」（本部・埼玉県鷲宮町）の仕入れ担当者を逮捕した。県警の調べでは、昨年8月、花畑牧場の人気商品と誤解させるように、袋に「花ばたけばくじょうの生キャラメル」と表示した生キャラメルを販売した。花畑牧場の正規の商品は12粒入り850円だが、同社は昨年7～9月にかけて、1袋10個入りを598円で計820袋販売した。生キャラメルは北海道の別の業者が製造したもの。花畑牧場からの告訴を受け、県警が捜査していた。同社の生キャラメルが花畑牧場と同じ製品か成分分析して調べた際に、微量のメラミンが検出されていた（産経新聞2009年3月13日付）。

福岡県は3月3日、中国産を混ぜたタケノコの水煮を福岡県産と表示して販売したとして、福岡県立花町の食品加工会社「エヌケイフーズ」に対し、JAS法に基づき改善指示した。県によると、同社は平成20年2月から12月の間、タケノコの水煮などに中国産を少なくとも281トン混入させ、福岡県産と表示、ビニール包装に詰めて計661トン販売した。主な出荷先は関東、関西地方。同社は「国産の注文が多くなり、原料が足りずにやった」と認めているという（産経新聞2009年3月4日付）。

山形県三川町の食品加工販売会社「竹原田ファーム」が、もち製品の賞味期限を最大約2カ月も偽装表示し、首都圏のスーパーなどに販売していたことが3月1日判明した。竹原田ファームによると、昨年9月から12月に製造した「白丸もち」「白切りもち」「玄米もち」「草もち」「黒豆もち」「白スライス餅」「玄米スライス餅」の7種類、計約7700パックについて、本来90日間の賞味期限を最大60日引き延ばして表示した。山形県庄内保健所は食品衛生法に基づき、同社に適正な表示をするよう指導した（産経新聞2009年3月2日付）。

青森県弘前市のリング加工販売会社「青森県果工」（現オノフーズ）がリング果汁の産地を偽装表示した事件で、青森県警生活環境課と弘前署は24日、詐欺と不正競争防止法違反の疑いで、前社長、元社長の両容疑者を逮捕した。県警によると、2人は「従業員に偽装を指示した」と容疑を認めている。平成15年頃に県産リングの確保が難しくなり原料の安定供給などのために偽装を始めたと説明。その後、「中国産の濃縮果汁は青森県産と味が変わらず、コストも低いと思った」とも供述。被害額は計約1億4000万円に上るとみている。昨年8月にJAS法違反で業務改善を同社に指示した県の調べに対し、「私の指示で始めた。原料不足だった」と説明していた。同社は事件発覚による販売不振などを受けて今年1月に社名を変更していた（産経新聞2009年2月25日付）。

沖縄県警は2月26日、沖縄産以外にフィリピン産を使って製造した塩漬け海ブドウを「沖縄産」と表示し販売した

として、不正競争防止法違反容疑で製造卸売業者「海昇食品」（同県宜野湾市）の事務所や倉庫、養殖場など5カ所を自宅搜索した。同社に対しては沖縄県が20日、JAS法に基づき改善を指示していた。県の調査によると、同社は昨年4～12月の間に「沖縄産」と表示した海ブドウ約16トンを販売したが、このうち少なくとも約4トンはフィリピン産だった。ほかにも「国産」として仕入れたブタの耳の皮「ミミガー」約178キロに「沖縄産」との表示を付けて販売するなどした。同社は「受注量が増えて沖縄産の原料が不足した際、ほかの産地の原料を使った」としている（産経新聞2009年2月27日付）。

食品メーカー「オーケー食品工業」（福岡県）は2月9日、業務用に製造した油揚げに苦味やカルキ臭があったとして、計1万2500ケースの約700万枚を自主回収すると発表した。同社によると、対象は賞味期限が今年7月19日から同29日までのチルド製品と、来年1月20日から同30日までの冷凍製品（産経新聞2009年2月10日付）。

- 34 詳しくは以下を参照せよ。
日経マーケティングジャーナル（2009年6月1日付）
- 35 非常勤であるが、うち3人は常勤的勤務が可能になるよう人選される。
- 36 当初の政策案では「消費者政策委員会」（15人以内）という名称で消費者庁内に設置し、権限は、企画立案の時に意見を出す、首相に意見を述べるにとどまっていたが、野党からの修正協議を通じて独立性と発言力が高められたのである。
- 37 詳しくは以下を参照せよ。
日経マーケティングジャーナル（2009年8月26日付）
- 38 筆者作成
- 39 詳しくは次を参照せよ。<http://www.caa.go.jp/>
- 40 既存の自治体約350に対し、内閣府が提示している規模の自治体は約560である。
- 41 日経マーケティングジャーナル（2009年9月2日付）
- 42 消費者委員会の委員長は、委員の互選で選任される。発足前に委員長辞退ということは、監視機関である消費者委員会の委員が選出される前（発足前）に委員長が決定していたということである。

多国籍企業の組織分析上の問題

— 取引コスト分析に基づく諸研究の検討 —

李 廷 珉

- 1 はじめに — 多国籍企業の組織研究について —
- 2 取引コスト分析に基づいた諸理論の成立系譜
— 多国籍企業組織の理論研究史的な視点から —
 - 2-1 企業の優位性と市場の不完全性
 - 2-2 市場（の）構造（的）分析から取引コスト分析へ
 - 2-3 内部化論的アプローチの深化
- 3 企業の組織編成とその形態
— 企業組織の国際的拡張原理 —
 - 3-1 内部化と多国籍企業 — 内部化理論における多国籍企業像 —
 - 3-2 多国籍企業の組織編成 — 集権化と分権化の意思決定 —
 - 3-3 多国籍企業の組織形態 — 組織設計の原則 —
 - 3-3-1 「第一次作業集団（primary work group）」の形成
 - 3-3-2 「垂直的統合（vertical integration）」の形成
 - 3-3-3 「M型組織形態（M-form）」の形成
- 4 取引コスト理論の企業組織分析上の欠陥とその克服
— 受身的な企業組織の形成論理から戦略的な企業組織の形成論理へ —
 - 4-1 「企業の定義」について
 - 4-2 「企業組織の形成論理」について
 - 4-2-1 生産システム論の視点
 - 4-2-2 企業戦略論の観点
 - 4-2-3 組織設計論について
- 5 企業組織の分析上の課題 — むすびにかえて —

1 はじめに — 多国籍企業の組織研究について —

多国籍企業（Multinational Enterprise）の経営行動を分析するにはいくつかの理由により、困難な作業といわれる。たとえば、ニッカボッカーはその主要な理由として、「多国籍企業の複合的な性格上の問題」¹⁾を指摘している。それは、多国籍企業という存在がひとつの身にいろいろな顔をしている多面獣のようなもので、その内容・活動・機能が複合的な性格のゆえに、その実態把握が難しいということである。こうした「複合的な性格」は多国籍企業の定義をめぐる議論にも当然、影響を与える。広義と狭義の定義というように、その定義をめぐる論者によって、また国際機関によって、様々である²⁾。そして、それらの指摘から導き出されうる共通の認識は、「多国籍企業が国際活動を行う国内志向的企業ではなく、真に世界志向的で、少なくともひとつ以上の外国で定着した

製造拠点もしくは他の形態での直接投資を行い、真の意味でのグローバルな見通しを有する」³⁾、ということである。本研究が対象とする多国籍企業組織に関する分析アプローチにおいては、多国籍企業は、所有による子会社経営への関与を基本理念とし、本社が海外現地子会社の経営を管理するために十分なだけの株を所有しており、かつ多数の国に生産・販売拠点をもち巨大企業である⁴⁾。

それゆえ、国境を超えてグローバルに事業を展開する多国籍企業は、そのグローバルな戦略展開のプロセスの中で、自らが持つ組織特性を最大限に発揮することが基本的な命題となる。世界的規模で分散している子会社群を多国籍企業本社の短期・長期的な経営戦略のもとに、集権的に管理し、あるいは関係する取引企業間においては、ライセンス・合併事業・提携などを通じた取引関係をもつことにより、極めて複雑なグローバル・ネットワーク構造を形成しているのである。

こうした多国籍企業組織の構造と行動についてのこれまで研究は、「企業内国際分業」と「産業内国際分業」といった特徴の把握で議論が展開されてきた⁵⁾。いわば、多国籍企業組織の発展をその分業関係の発展と拡大とみる「企業内貿易」説である。ここで、企業内国際分業とは、完全所有子会社を集権的に管理することもさることながら、資本・技術提携、OEM (original equipment manufactures, 相手先商標製品の生産や販売) などを利用しつつ、生産活動のグローバルな相互依存関係を発展・拡大していくことであり、産業内国際分業とはそれぞれの国がお互いに同一、あるいはある意味ではほぼ同一と考えられる産業の中において、相互に密接な関連性をもつ製品を取引しあうことである⁶⁾。

本稿の目的は、多国籍企業の組織分析の方法と枠組みを検討することであるが、このような問題意識をもつようになったのは、グローバル化の拡大やそれによって深化する世界経済が、海外直接投資、企業内貿易を含む多国籍企業のグローバルに統合された企業戦略に合致するようになってきているからである。したがって、多国籍企業組織についての構造と行動を研究することは、その本質を把握するうえで特に重要であると考えるのである。とはいえ、本稿では、「国際貿易論」や「資本移動論」のようなマクロ経済学での議論というよりむしろ「多国籍企業理論」すなわち、「企業そのものによる理論」の必要性を意識している。なぜならば、多国籍企業組織発展段階論ないしは成長論的な考え方からすると、現行の多国籍企業に関する発展段階論的な分析は出現・生成というよりむしろ発展・成長・成熟の段階に属すると考えることができるからである。それゆえに、多国籍企業がグローバルなネットワークを確立しようとし、あるいはすでにその確立が成立されている時点での分析、すなわち多国籍企業の生存・成長理論の分析は国際貿易論や資本移動論ではなく、多国籍企業そのものの理論によらなければならないと思うからである⁷⁾。

しかし、その場合においても、様々な分析レベルが考えられるが、本稿では、とりわけ、コースから始まった「取引コスト」分析に焦点を当てることにする。その理由は、多国籍企業組織を分析する諸研究が「取引コストの分析」を中心に、1970年代を前後にして登場するようになった、研究史上の意味と深く関係するからである。その代表的な研究が、「取引コスト経済学派」中心の「取引コスト理論」であり、「レディング学派」中心の「内部化理論」である。多国籍企業組織研究の手掛かりをこれまでの研究に求めようとする目論見である。

承知のように、ウィリアムソン (Williamson, 1975) によって体系化された「取引コストの経済学」は、取引を分析の単位として把握し、取引が行われる「場」と「原理」を与件としてではなく経済主体の選択変数とする「比較制度論的組織分析」である⁸⁾。要するに、市場や企業組織を取引様式 (取引統御機構) とみなし、その統御機構の構造に応じて取引が行われ、取引の実施に伴うコストがそれぞれ、どのように異なってくるかを比較分析することに、その焦点がおかれているのである。すなわち、取引コストをどの程度節約できるかが取引様式、つまり市場と企業の選択問題や、企業の組織構造をいかにデザインするかという問題の評価基準になるのである⁹⁾。

一方、バックレイとカッソン（Berkley & Casson, 1976）によって体系化された「内部化理論」は、彼らの著書の『多国籍企業の将来』の序文にも示されているように、「市場の経済理論と組織のコントロールの経営理論とを結びつける」という意味で「企業の経済学」である。彼らの内部化の意味は「実現されなかった潜在的な正規市場に代わる効率的市場を企業が自社内に創設する」ことであり、その企業内における内部市場を「出来るだけ完全な市場に近い状態で機能させることによって、多国籍企業は強みが発揮できる」¹⁰⁾ということである。そして、この理論において、内部化の対象とされるのは主に、「中間生産物」の市場である。中間生産物とは単に半加工製品だけを指すのではなく、人的資本やパテントなどに蓄えられた「知識」や「熟練技能」などを指す。また、このような「中間生産物」市場は「正規の市場においては価格設定が困難な商品」であるため、不完全な状態となる¹¹⁾。したがって、多国籍企業は内部市場を創設し、組織の統合化を行うこととなる。すなわち、中間生産物市場における不完全性は多国籍企業の垂直的であつ水平的な組織変革をもたらすということになるのである¹²⁾。

このように、取引コスト経済学も内部化理論も「取引コストの節約に基づいた分析」であることには間違いのないわけであるが、より重要なのは企業組織の効率的な運営・管理の問題である。現在、「取引コストの節約に基づいた」諸研究がたとえば、トートロジー（立論が同義反復的、循環論法）であるとか、分権化の議論（経済環境の変化に対応して組織構造が変化する側面）が薄いとか、あるいは社会科学の実態観察（生産システムに関する作業組織の観察志向）がないとか、といった諸批判¹³⁾はまさに、このような企業組織の運営管理上の側面を扱っていないところからきているようにも思われる。多国籍企業組織のより精緻な理論モデルの構築のためにも、「経営組織運営の問題」に着目したアプローチの採用が望ましいし、また本稿が「企業そのものによる理論」を研究課題とするゆえんである。

以上のような問題意識に基づいて、まず次章では、「取引コストの節約に基づいた」諸研究が多国籍企業論へ応用された若干の理論的系譜を明らかにする。「取引コスト経済学派」と「レディング学派」に至るまでの多国籍企業組織研究の理論史的考察が行なわれる。次に、前章での検討を土台にして、「取引コスト分析」の企業組織への応用原理、つまり企業組織の国際的拡張原理が明らかとされる。「取引コストの節約に基づいた」諸研究の企業組織に関する言説を基に、組織の編成とその形態の類型を考察し、多国籍企業組織理論としての「取引コスト分析」を、企業の定義と企業組織の形成論理から検討する。その際、本稿が主な関心をおいているのは、「取引コスト」にだけではなく、「生産システム」と「企業戦略」および「組織設計」という視点の導入にある。最後は、これまでの分析を整理し、多国籍企業組織分析のための今後の課題としてどのような研究が必要であるかを再考察する。

2 取引コスト分析に基づいた諸理論の成立系譜

— 多国籍企業組織の理論研究史的な視点から —

2-1 企業の優位性と市場の不完全性

戦後のアメリカの海外直接投資について、これまでの伝統的な経済理論（国際貿易論、国際資本移動論）とはまったく違った側面から海外直接投資を捉えようとする研究が登場した。産業組織論的なアプローチである。このアプローチは、企業間競争の結果として、無秩序の市場が組織化される様相を論じたものであるが、この時期を機にして、多国籍企業の経営行動を企業の寡占的競争の関係から説明しようとする動きがあらわれたのである。ハイマー（S. H. Hymer, 1960）による博士号請求論文¹⁴⁾がそれである。彼は、多国籍企業そのものを直接に、研究の分析対象とし、現代巨

大企業による特有の独占レントの追及行動が国際的な次元で展開されたときに、多国籍企業は生成すると論じた。彼のこうした先駆的な研究により、多国籍企業の理論は国際貿易理論の一部分としてではなく、ミクロの企業レベルとして展開されるようになった¹⁵⁾。そして、このことは、それまで国際的な資本の移動としてしか把握されてこなかった当時の研究状況に企業活動の国際的な拡張の側面の導入という意味で、多国籍企業の存在を浮上させる重要な出来事として位置づけられたのである¹⁶⁾。

その後、ハイマーの分析枠組は、「優位性の命題」として、キンドルバーガー (C. P. Kindleberger, 1969) とケイブス (R. Caves, 1971) らに受け継がれ、「ハイマー＝キンドルバーガー・モデル」といわれてきている。「優位性の命題」は、進出先で起こりうる宿命的なハンディー・キャップを相殺できるような、企業における「何らかの優位性」の存在のことであるが、ハイマーはこうした進出先での不利な条件を克服できるような実質上の優位性こそが企業の多国籍化を可能にする必要条件であると考えた。そして、1960年代の圧倒的な強さを見せたアメリカ系多国籍企業による直接投資をこの「優位性の源泉」に求め、それを説明しようとする研究が盛んに行なわれるようになる。その代表的な研究として、キンドルバーガーの研究があるが、彼は、優位性の源泉を専有技術、資金力、製品差別化能力、規模の経済性、政府の規制などの製品・要素市場における様々な参入障壁に求め、これらの参入障壁こそが企業をして多国籍化を可能にさせる主要な源泉であると考えた¹⁷⁾。要するに、企業の多国籍化とは、こうした不完全競争状態における「独占的優位性」を自ら海外に移転・利用することで、それらが生み出すレントを最大化し、優位性をさらに強化して独占的地位を維持するということである。その結果、市場はますます不完全性を強めていくことになるのである。かくして、ハイマーは、経営資源の国際的な移転の役割を、「効率性」(資本、技術、および組織スキルの移転)と同時に「寡占的制限」の手段として、つまり多国籍企業の「二重性 (dual nature)」として、評価しながら、独占がもたらす非効率的な資源配分や所得分配の歪み、さらには国家主権の弱体化は高すぎる代償であると認識し、多国籍企業に対する規制的な政策提言を導き出すようになった¹⁸⁾。

そして、その後の多国籍企業の研究では、議論の出発点に、こうした「市場の不完全性」がその前提に据えられる方向へと展開していくのである。

2-2 市場 (の) 構造 (的) 分析から取引コスト分析へ

上述のハイマーの先駆的な研究を契機に、多国籍企業、特にその組織行動に関する分析は、1970年代半ばを境にして、活発に行なわれるようになるが、この時期において特に注目すべき研究としては、「市場の不完全性」を同じく議論の出発点としながら、まったく異なった見識を示すに至った取引コストに基づいた内部化論的分析である。前述したように、ハイマーは、多国籍企業自身が参入障壁を形成している側面に注目して、構造的な市場の不完全性を強調したが、内部化論者は、市場における情報の重要性に注目して、取引コスト的な市場の不完全性を強調した。

元々、「内部化理論」とは、「企業という組織の内部、およびその内部と外部 (市場) との境界に注目し、そこでの資源配分ないし意思決定のプロセスを情報や取引という鍵概念を用いて新たな観点から解明」¹⁹⁾ しようとするものである。要するに、内部化理論では、市場で取引される財・サービスの特性や取引環境が一定の状況におかれると、市場の利用には不可避免的にコストがかかり、市場そのものが消失してしまう。それゆえ、不完全市場を多国籍企業の競争制限の行動が作り出した「構造的な」ものとみるのではなく、取引それ自体に内在する、先天的な「取引コスト関連の」市場の失敗とみなすわけである。こうした取引コストに基づいた内部化論的な諸アプローチが当時注目を浴びるようになったのは、伝統的経済学における「従来の企業理論の多くが企業を内部の広

がりを持たない質点」²⁰⁾のようなものとして扱ってきたことに起因する。つまり、企業内部の組織構造に注目しつつ、企業行動の分析をより明示的に試みようとするところがこうしたアプローチの新しいところといえる。

ところが、このような市場の不完全性をめぐる見識の相違が端的に現われたのは、ハイマーの追悼論文が刊行されてからであったように思われる。内部化論者はそのなかで、ハイマーに対する批判を以下の5点にまとめたのである²¹⁾。すなわち、第1に、構造的市場不完全性と取引コスト的市場不完全性を見落としている点、第2に、そのため、コース流の理論的解釈が見られない点、第3に、市場閉鎖能力、つまり独占的優位を強調しすぎている点、第4に、企業組織による効率性改善の側面を明確にしていない点、第5に、空間的・地理的な次元の重要性を無視している点、である。要するに、彼らのハイマーに対する批判は、取引コスト（情報の重要性）の視点が欠落しており、そのために企業組織の効率性改善の側面が蔑ろにされ、いわゆる市場力、マーケット・パワーのみが強調されている、という点である。そして、以降、このことはハイマーの交通事故による死亡もあってか、あまり議論されないまま、現在にいたっている。しかし、多国籍企業の「二重性」の議論は多国籍企業、特にその組織行動の研究と関連して、またその本質を把握する上でも、極めて重要な論点を示唆すると考える。では、多国籍企業の「二重性」のうち、なぜ効率性改善の側面だけが強調され、多国籍企業研究において支配的となったのだろうか。後で述べるように、それは取引コスト分析の出発点となったコースの古典的研究に見いだすことができる。彼の研究を起点とするこれらの取引コスト分析に基づく研究の企業像は、絶えず取引コストの純節約にその存在意義の一般を左右されるため、それが極めて「受身的・限界的」²²⁾となっているということである。それゆえ、取引ではない企業活動の側面、すなわち「物質的な生産過程としての生産要素を生産物に交換する諸活動」²³⁾という側面に関しては、彼らの企業認識が必ずしも一致するわけではない。

また、このような内部化論者によるハイマーの「コース流の理論的解釈の無視」について、洞口(1989)は、ハイマーの主要業績を丹念に調査し、ハイマーは取引コスト概念を十分に理解していたと結論づけている²⁴⁾。この解釈に従えば、ハイマーは企業組織の効率性改善の側面を十分に理解した上で、上述したような多国籍企業の「二重性」としての性質を主張したことになる。しかし、事実、その後の多国籍企業、特にその組織に関する研究が主として、取引コスト分析に基づいた研究として効率性改善の側面だけが重視され、展開されてきたことを考えると、内部化論者によるハイマーに関するこのような解釈は誇張に無視されたといわざるを得ない。従って、コースにはじまる一連の取引コスト分析に基づいた理論的系譜は、ハイマーに影響され、またその後の内部化論者に受け継がれたと理解せざるを得ないだろう。

このように、市場の不完全性を同じく議論の出発点としながら、一方では市場不完全性の内因性、つまり「構造的な」市場の失敗が強調され、他方では市場不完全性の外因性、つまり「自然な取引コスト的」市場の失敗が重視されるようになった。そして、以降における多国籍企業、特にその組織に関する研究は、前者よりむしろ後者の方が理論的な脚光を浴び、多国籍企業の一般理論としてまで論じられるようになる。

2-3 内部化論的アプローチの深化

市場における取引コストを分析し、企業生成のロジック、すなわち内部組織（内部市場）の発生原理を打ち出したのはコースの古典的研究²⁵⁾である。前述したように、彼の研究は、取引コストを分析している点において、内部化論的研究の起源をなすものである。そして、彼の研究が初めて、多国籍企業に応用されたのは、マクマナス(J. C. McManus, 1972)によってであった²⁶⁾。

マクマナス以降、今日まで、取引コスト分析に基づいた多国籍企業の研究は大きく二つの流れに

沿って展開されてきていると考えることができる。ひとつは、バックレイ&カッソンの研究 (P. J. Berkley & M. Casson, 1976) を契機として、ラグマン (A. Rugman, 1981, 1985), ダニング (J. H. Dunning, 1979, 1985) などの「レディング (Reading) 学派」であり、もうひとつは、ウィリアムソンが体系化した「取引コスト経済学」派である。取引コスト経済学では、ティース (D. J. Teece, 1981) とヘナート (J-F. Hennart) によるアメリカ学者が中心となっており、企業一般の成長過程の延長線上に多国籍企業論への拡張が試みられている²⁷⁾。

両学派ともに、市場の不完全性を国際移転される財・サービスの特性に起因する取引コストに置き換え、多国籍企業をそれに代わる効率的な取引の実現手段としてみなす点で、共通している。そして、このように、取引コストと企業組織というような代替的な思想、つまり「市場と企業の同一性」²⁸⁾ はコースの企業に関する定義に深く根ざしている。すなわち、「市場を通じて取引を実行するための費用に比べて、それが少ない費用ですむときには、市場でなされていた取引を組織化するために企業が生まれる」²⁹⁾、である。

しかし、このような企業の定義 (企業観) は「市場による資源配分メカニズムの一つの特殊形態としての企業という見方」であり、それはあくまでも「内部組織化された市場取引の集合体」であるという認識である³⁰⁾。それゆえに、企業組織内での調整が市場での取引コストを上回る事情が発生すれば、いつでも市場メカニズムに解消するようになる。「市場メカニズムに対してあくまでも受身に立つ企業」観である。

しかし、現実の企業行動、とりわけ巨大規模の企業行動は、極めて主体的・能動的な側面をもっており、場合によっては、既存市場の需要構造や生産コスト構造を制御していく経済主体として考えるのが有力である。たとえば、マーケティング技法を駆使した需要喚起やより積極的な環境操作などの戦略的行動を通じて、今日のビックビジネスは市場ないし経済環境のかかなりの部分をコントロールしているといえる³¹⁾。このような観点からしても、彼の企業の定義には、とりわけ、生産コスト構造、すなわち「費用曲線を積極的に革新することを通して、企業組織が市場環境に能動的に働きかける基本的な条件」³²⁾ という意味が含まれていない。

いずれにしても、以降の多国籍企業、特にその組織に関する研究においては、上述したような受動的な企業概念の認識が支配的となった。それでは、それらの諸研究はどのようにして多国籍企業論に吸収されていったのか。その中心となるエッセンスは何であるか。この点を明らかにすることが次章の課題である。

3 企業の組織編成とその形態 — 企業組織の国際的拡張原理 —

3-1 内部化と多国籍企業 — 内部化理論における多国籍企業像 —

レディング学派の代表的論者であるバックレイ&カッソンは、内部化理論の出発点となる *THE FUTURE OF THE MULTINATIONAL ENTERPRISE* (1976) のなかで、多国籍企業を「異なる国々において諸活動を所有し、管理する企業 (enterprise)」であると定義し、内部化理論の依拠する3つの仮説を以下のように提示している。すなわち、

「(1) 企業は不完全市場の世界で利潤を最大化する。

(2) 中間財市場が不完全であるとき、内部市場を創出することにより、市場を回避する要因 (incentive) が存在する。内部化により「外部」市場によって結びつけられていた諸活動は共通の所有と管理のもとに置かれることになる。

(3) 国境を超えて行なわれる市場の内部化が多国籍企業を創出する。」³³⁾、である。

一般的に知られているように、自由貿易の世界では、比較優位に従って各国は生産に特化し、製品貿易を通じて、国際分業が行なわれる。また、技術や知識などの経営資源も、比較優位構造を強化するように国境を超えて移動する。製品・資源の貿易は自由市場で行われ、多国籍企業が生まれる余地はないのである。

しかし、市場が完全に機能していない場合には、そうした製品・資源の経済合理性に基づいた国際移動が阻害される。従って、企業は市場以外のこれらの国際移転を円滑にできる「場」があれば、これを利用するのである。通常、企業のビジネス活動は諸部門との連携が非常に重要である。この諸部門間の関係を結びつけ、公共財的な性質をもつのが、「中間生産物（半加工材料、パテント、人的資本等に体化した知識と専門技術）」の存在であり、ビジネス活動の効率的なコーディネーションは、中間生産物市場の完全性を要求するのである。この中間生産物市場の構造を改善しようとするのが組織に根本的な変化をもたらし、その1つの側面として多国籍企業の成長がみられるわけである。

従って、「内部化」とは、製品や経営資源を国際的に移転するときに、不完全な市場をバイパスする「場」を企業自らが積極的につくりだす行為である。要するに、市場と組織とを取引の代替的手段としてとらえ、市場を通じて取引を行うか、それとも取引を企業組織の中に内在化することによって、両者の効率の比較分析を通して、その結果得られた効率を意思決定プロセスにそくして広義の取引コストに注目しつつ解明していこうとするのが内部化理論の基本的な枠組みである。

多国籍企業が、市場取引を行うか、それとも組織内部取引を行うか、を選択する場合、その「内部化の意思決定」プロセスには、以下の4つの要因が重要な影響を及ぼすと共に、「内部化することへの誘因」もこれらの相互作用によって引き起こされるのである。すなわち、

「(1) 産業特殊的要因 (Industry - specific factors) :

製品の性質と外部市場の構造に関連する諸要因。

(2) 地域特殊的要因 (Region - specific factors) :

市場に結びついた地域の地理的、社会的性格に関する諸要因。

(3) 国家特殊的要因 (Nation - specific factors) :

関係国の政治的、財政的關係に関する諸要因。

(4) 企業特殊的要因 (Firm - specific factors) :

内部市場を組織し、管理する能力を反映する諸要因。」³⁴⁾、である。

企業の意思決定、とりわけ戦略的意思決定の場合においては、企業外部の環境要因と企業内部の組織要因との相互作用およびその相互調整は企業組織の動態的分析において重要である³⁵⁾。このような視覚に基づけば、上記の4つの要因のなかの、「産業特殊的要因」、「地域特殊的要因」、「国家特殊的要因」は企業にとって外部発生的な環境要因であり、「企業特殊的要因」は内部発生的な企業要因ということになる。ただし、企業内外の要因分析といっても、内部化理論が他の分析アプローチと異なるところは、上記の4つの要因から発生するコストとベネフィットの比較分析を企業組織分析に適用している点であり、このことこそが内部化理論の想定する企業組織分析のエッセンスといえるのである。

さらに、バックレイヤー&カッソンは、上記の4つの要因のなか、「産業特殊的要因」を最も重要視するが、それはこの要因が第2次世界大戦前後における多国籍企業の出現とその成長に決定的な役割を果たしたからである。つまり、戦前においては、「一次産品に対する需要の増大とそれらに対する効率的な外部市場の組織化が困難であった」ことが、そして、戦後においては、「知識集約型製品への需要の増大、知識生産の規模の経済と効率の上昇、それに知識についての市場の組織化が困難であったこと」が、多国籍企業の出現とその成長に主要な要因であった、ということである。とり

わけ、大戦後における「知識集約型産業」の場合には、「中間生産物市場」ないし知識に関する外部市場の不完全性が内部化しようとする誘因を特別に強いものとしたのである³⁶⁾。

かくして、中間生産物市場ないし知識に関する外部市場を内部化した場合のベネフィットは、①内部先物市場の創出、②差別的価格付けの賦課、③相互取引交渉コストの回避、④買い手の不確実性の排除、⑤トランスファー・プライシングを通じて政府干渉の影響を最小化する能力、の5つのタイプのものである。他方、内部化のコストは、①市場の細分化にともなう資源コスト、②追加的コミュニケーション・コスト、③外国所有企業に対する政治的差別によるコスト、④内部市場の管理コスト³⁷⁾、である。

以上の考察から、内部化理論における多国籍企業の企業像は、次のように理解できる。すなわち、多国籍企業の内部組織とは外部市場に代わる内部市場のことであり、外部市場が不完全な場合に、それに代替することによって、「市場原理の有効性を回復するメカニズム」、ということである。外部市場が何らかの理由によって不完全な状態に陥った場合、その場において取引を行おうとすると、正常な範囲を超えた追加的取引コストが発生する。このような場合に、当該不完全市場を内部化する利益が生じる。なぜならば、内部市場の創設は、このような外部市場がもたらす取引コストを回避・節約できるからである。しかし、内部市場を創設することによって新たに生じる「組織化コスト」もまた生じるから、内部化理論は、「外部市場を内部化しようとする場合に生じるベネフィットとコストが等しくなる限界のところ」で、企業の最適規模が達成できる。外部市場と内部市場における両取引に付随して発生する取引コストの計算とそれと引き替えに得られるベネフィットとの比較分析の上で、企業の内部化への意思決定の選択が行なわれるのである。また、このような意思決定の選択プロセスは、すべての多国籍企業において、同等の条件のもとで行なわれるわけではない。「内部市場を組織し管理する能力」という意味での「企業特殊的要因」が重要となるのである。

以上をふまえた上で、次節では、内部化理論における多国籍企業の組織編成とその形態についてさらに検討をくわえたい。

3-2 多国籍企業の組織編成 — 集権化と分権化の意思決定 —

多国籍企業の組織上の特徴は、世界中の数多くの子会社の所有およびその運営・管理という点からして、本社と子会社間のネットワークとして考えられる。したがって、どのような組織的責任と権限を世界中の分散している子会社に配分するか、どのような意思決定構造を設計するか、ということはその組織成果を達成する上で重要なポイントとなる。その意味において、集権化と分権化の問題、そして権限委譲の問題は、組織論一般と同様、多国籍企業の組織デザイン上の問題においても、極めて重要な規定要因となるのである。

たとえば、バックレイーは、「多国籍企業の内部市場は完全市場に近似」し、「シャドウ・プライス」を主要な意思決定者に伝達できるよう設計される場合において企業利益が最大化できると主張する。すなわち、内部化理論では、擬似的な市場価格の「シャドウ・プライス（潜在価格、影の価格）」をシグナルとして財やサービスの取引が企業の内部市場（組織）において行なわれ、その取引がそれぞれの意思決定者間ないし「分権的プロフィット・センター」間において完全市場に近い状態で行なわれることが仮定されている。従って、多国籍企業はさまざまな国に分散する資産を購入し創造することによって、そしてそれらの各ユニットを内部市場のなかの自律的単位とみなし、その行動自律性を保証することによって取引コストを節約する。その場合に、企業内部のそれぞれの意思決定者は「分権的意思決定権限」をもち、所有権は発生しないものの、財やサービスの取引をあたかも完全競争状態下での市場取引のように行うものと仮定されている³⁸⁾。

カッソンもまた、内部市場の概念を企業内管理分権化として重要視している。「多国籍企業の理論

的根拠は、それが様々な国に立地する補完性のある資産を買上げ、それらを単一の統制単位のもとで事業活動を統合することによって、取引コストを軽減させるところにある。かくして多国籍企業は、中間生産物の『内部市場 (internal market)』を作り出す。内部市場の概念がとくに妥当するのは、企業内で管理が分権化され、各プラントの管理者に、統制の権限が委譲された場合である。この場合中間生産物の統制権は、製品がプラント間で移動するにつれて、実際に手から手へと移り変わるが、その製品の所有権は変わらない。」³⁹⁾

類似した指摘は、J. F. Hennart (1986) の研究によっても行なわれている。彼は、企業内部の意思決定者は内部価格を基準として利潤を最大化することができ、組織メンバーの雇用を確保するのに十分な所得水準を維持しつつ、税額の最適水準まで達成できるとしている。かくして、内部化のアプローチは、分権的組織機構と矛盾するものではなく、また報酬分配等の意思決定を分権化する⁴⁰⁾。

以上は、内部化理論における組織観が「分権的組織構造」の特徴をもつという説明であると同時に、企業組織（内部組織）の理解においても、極めて重要な論点である。しかし、これまで、内部化理論における組織観というと、一般的に「集権的組織構造」であるという理解が主流であったように考えられる。ラグマン (A. M. Rugmann, 1983) の以下の指摘はその典型である。

「多国籍企業の内部市場は、ごく最近、ウィリアムソンによって、国内的状況を対象として開発された新しい企業理論を、国際的に拡張したものである。彼の示すところによると、企業の内部市場は、情報の不完全性という条件に対応するものであって、企業とは階層的・集権的なものである。垂直統合と内部市場の組織に連関する研究の進展に伴い、企業は集権的意思決定をすることが明らかとなってきた。内部化された中での資源配分のプロセスもまた集権的なかたちで遂行される……内部化理論とは、意思決定の集権化（多国籍企業の R & D 機能への応用を含む）に関する理論でもあるのだ。」⁴¹⁾

しかしながら、上のラグマンの説明に対して、バックレイは、ラグマンの論じるところの、「内部化された中での資源配分プロセスもまた集権的なかたちで遂行される」と、「R & D さえ親会社内に集権化されていれば、企業特殊的優位性がライセンスングを通じて危険にさらされるようなことはおこらない。さらに、多国籍企業が海外直接投資によって知識優位の使用率を統制する方を選択するということ、したがって多国籍企業は消散を恐れているに違いない」を指摘し、「集権化のための内部化」という点を反証するための状況を設定することも可能であると述べる。すなわち、コスト・センターないしプロフィット・センターとして行動する海外子会社の意思決定者に一連の「シャドウ・プライス・シグナル」を送ることによって、企業はできるかぎり厳密に完全な内部市場として行動する。このことによって、各意思決定者の計画が調整され、そして目的達成のための最適調整が可能となるのである⁴²⁾。

要するに、ラグマンの「集権化のための内部化」の説明に対するバックレイの説明は、集権化の程度を決定する要因が内部化の決定要因と全く同じものではない、ということである。したがって、多国籍企業本社の意思決定者と海外子会社の意思決定者はそれぞれ、擬似的に設定された「シャドウ・プライス」を判断基準として企業内における取引コストを最小化するように行動し、またそうすることによって、外部市場の不完全性を回避し、多国籍企業の全体利益を最大にする。多国籍企業の内部組織分析に関する彼の基本的立場は「分権的調整機構としての内部組織（市場）」ということになる。

以上の考察から、同理論上においても、組織設計の集権化と分権化の議論をめぐっては、研究者の間でも明確な差異が存在することがわかった。

では、集権化と分権化を軸にした組織設計上の諸問題の分析方法とその問題はどのように理解すればいいのか。バックレイ & ブルーク (P. J. Buckley & M. Z. Brooke, 1992) の研究は、こうし

た集権化と分権化の分析について、①概念の本質、②関連する証拠の本質、③測定方法、およびそのインプリケーションに関する詳細な検討を行っている。それによれば、集権化と分権化の分析には、「意思決定がなされる場所および立地」に関するものと、「影響要因」に関するものがある。たとえば、意思決定の大多数が子会社に委ねられるならば、その会社は分権化されているということになり、分権的組織という形態をとる。そしてその逆であれば、集権化されているということになり、集権的組織という形態をとる。これが「意思決定の場所および配置」の観点からの分析である。「影響要因」の分析からすれば、こうした「決定場所」はあくまで形式的なものであって、実際の意思決定プロセスを反映したものではない。すなわち、形式的には本社が決定したものであっても、その決定結果に対して海外子会社が実質的に決定的な影響力を行使した場合には、そのような組織は分権的組織と考えるべきである。これまでは、「意思決定の場所と立地」に関する研究が多く、「影響要因」に関する研究は少なかったと指摘する⁴³⁾。

また、彼らの研究によれば、集権化かと分権化かを問う場合、「いずれ一方とか、代替的な概念など存在しないという」立場が重要である。ある1次元的な尺度の概念を仮定することは困難で、あくでも両者間の関係を「相互影響的システム」としてみるべきであるという。さらに、集権化か分権化かという意思決定は当該企業の文化環境等によっても影響されるが、より重要なことは、海外子会社が、国と企業という2つの環境の間で生きていかなければならないことから発生する緊張関係であるという。確かに、進出先国の政府が現地子会社の自律性を要求すればするほど、多国籍企業本社側はより厳格な本社主導管理体制を強化しようとする。多国籍企業と進出先国政府間の関係の動態が組織の集権化と分権化を決定する主要な影響要因となるのである。したがって、組織は構造と意思決定プロセスという2つのシステムによって構成されているが、この両者の関係は単純ではない。どんな組織構造システムであっても、集権化ないし分権化された意思決定が伴われるのである。マトリックス組織やプロジェクト組織が必ずしも分権的になるとは限らないのである⁴⁴⁾。

以上のような、集権化と分権化に関するバックレイ&ブルークの分析意義は、集権化と分権化の意思決定を形式的な構造（場所）の問題に解消するのではなく、意思決定の実質的構造（場所）を検討する過程で、組織間の相互作用を認識し、「海外子会社が本社に与える影響力」を議論している点である。重要なことは、意思決定の内容が本社から海外子会社へ命令され、その実行過程において必要な経営資源が本社から海外子会社へ移転されていくと分析した従来の研究に対して、情報資源の流れを含む諸資源が海外子会社から本社にも影響を与えるという「双方向的な影響力の相互行使」を重視している、ということである。

3-3 多国籍企業の組織形態 — 組織設計の原則 —

前述のラグマンの引用箇所にもあったように、内部化のアプローチから具体的な組織タイプを検討する場合、最も密接に関連づけられるのがウィリアムソンの研究である。彼は、企業規模の拡大と多角化に伴って発生する内部非効率を回避するために、機能別部門形態（U-Form）から多数事業部門形態（M-Form）へと組織革新が行われ、その組織革新の延長線上に多国籍企業が登場するものとしてとらえた。国内の状況を対象として開発された新しい企業理論を国際的に拡張したのである。

こうした内容が見られるのは彼の1985年の「現代企業：起源，発展，特性（*The Modern Corporation: Origins, Evolution, and Attributes*）」であるが、彼はこのなかで、現代企業ないし企業組織に関する分析方法とその課題を、（1）生産関数としての企業モデルに加え、統御機構としての企業概念を含める、（2）企業と市場とを代替可能な統御機構として、比較制度論的方法によって研究する、（3）組織革新は反競争的目的をもつものだという思い込みを組織革新は取引コストを節

約する目的でデザインされるものだという論理に置き換える、(4) 取引コストの見地から、経営史を再吟味する、ことと説明する⁴⁵⁾。

そして、彼の分析枠組みにおいては、「組織の失敗のフレームワーク」のところにおいても見たように、内部市場（組織）の発生とその変化（組織変革）は、「限定された合理性」と「機会主義」という人間の行動仮説が組織のいたるところに存在するというだけではなく、それによって引き起こされる諸問題によって、異なって生じる、ということである。ウィリアムソンは、「人間の認知限界」というサイモンの概念から、組織人としての人間能力の限界と、「利己的自己利益の追求」の概念を多少拡大し「悪知恵を働かせて自己の利益を追求すること」として「機会主義」を認識し、これらの2つの人間行動の仮説が内部市場（組織）を分析する際の前提条件とする。かくして、この双方が同時に存在することがないなら、あらゆる経済的契約問題は些末なものとなり、したがって経済制度の研究も必要なくなる。つまり、「限定された合理性」がないのなら、あらゆる経済的交換関係は実質的に、契約関係によって組織化されることになる。それゆえ、正規の契約が不完全で不確実性も高い状況においては、「ガバナンス・コスト (governance cost)」, すなわち、「協定や契約を監視し強制するための潜在的費用」が上昇されることとなる⁴⁶⁾。

ウィリアムソンによれば、この「ガバナンス・コスト」を節約するためには、組織を合理的にデザインし運営管理するための一連の努力が必要であり、その努力の追求の結果としてもたらされるのが階層組織ということになる。すなわち、「階層による分割の原則」が強調されるわけである。それは、意思決定の組織的分業構造を設計することであり、意思決定の全体システムを要素別に分解し、相対的に独立したサブシステムに分割することが前提条件である。その場合、各サブシステムは、そのシステム内部では強く作用するが、他方、システムの間では、相互に影響を及ぼさないような単位組織でなければならない。そして、このような設計原則は、組織の垂直的方向にも水平的方向にも同時に適用される。したがって、「階層による分割の原則」とは、局地的および全体の双方の有効性を促進するために、内部組織は、各部分があたかも独立して働いているかのように設計され、高頻度の動態（業務的活動）と低頻度の動態（戦略的計画）を明確に区分し、および各部分の内部と相互間でインセンティブが整序されるべきである⁴⁷⁾。

要するに、「階層による分割の原則」が意味するところは、組織目標の達成のために、企業の内部組織を管理可能な単位に分割することによって限定された合理性を克服し、それと同時に、各システムにおける代理人が局所的目標の逆機能的な追求に向かわないように防止することによって機会主義を克服するということである。

では、以上のような階層的分割原則に基づいて、ウィリアムソンは多国籍企業の組織分析をどのように説明しているのだろうか。彼はそれについて次のように述べる。

「第二次世界大戦後の多国籍企業の展開はかなりの研究の進展をもたらしたが、あるものは混乱し、またあるものは警告さえしている。この不安定な状態の理由の1つは、MNE（多国籍企業）活動を評価するさいに、取引コストの節約および組織形態の問題がほとんど無視されてきたことが原因である。1つの重要な例外はBuckleyとCasson（1976）の研究である。」⁴⁸⁾

この指摘に続いて、ウィリアムソンは多国籍企業の組織分析の主要な論点として以下の3点を指摘している⁴⁹⁾。まず第1点は多国籍企業の組織の採用についてである。ウィリアムソンによれば、国内から海外へと拡大する資産を、管理する組織形態として「複数事業部制 (multi-divisional structure)」組織ないし「M形態構造 (M-form structure)」組織が多国籍企業によって採用されているという。すなわち、複合的な事業構造を半自立的な業務単位に分解するために、国内における複数事業部制が海外子会社の管理に適用されたということである。

第2点は、海外直接投資の組織形態として複数事業部制が採用された時期についてである。確か

に、複数事業部制組織はヨーロッパやその他の地域においてよりも早くアメリカにおいて採用され、そのため、アメリカ企業は他の地域の企業よりも早い時期に海外直接投資を行うことができた。とはいえ、複数事業部制組織は海外直接投資の組織形態として直ちに採用されたわけではなかった。

第3点は、アメリカ企業による海外直接投資がごく限られた産業に集中しているということである。化学、薬品、自動車、食品加工、電子工学、電気機械、非鉄金属、ゴムなどの産業に集中しているが、タバコ、テキスタイル、アパレル、家具、印刷、ガラス、鋼、航空といった産業にはあまり見られない、ということである。

以上がウィリアムソンによる多国籍企業組織研究に関する主要論点であるが、このようなウィリアムソンによる多国籍企業の組織分析に関する基礎は実は、1975年の彼の著作において固められていた。前述したように、彼は「組織の失敗の枠組み」を前提として、したがって「取引コスト」節約の観点から、現実存在しているさまざまな形態の企業の階層組織についてその存在理由を明らかにしていた。

3-3-1 「第一次作業集団 (primary work group)」の形成

階層組織の形成論理は、まず「第一作業集団」の説明からはじめる。ここでは、物的資産にかかわる不可分性および情報にともなう不可分性という2つのタイプの不可分性が前提とされる。つまり、分割不可能な物的設備ないし情報が存在するという前提である。そして、このような設備と情報の存在は、規模の経済性の達成のうえでは、集团的利用を必要とするのである。そこで、このような集団をどのように実現するかということが問題となる。彼によれば、条件付請求権や時間の進行にともなって、逐次的に新たな契約を結んでいくことによってそれは達成できるが、しかしそこに潜在する限定された合理性や機会主義の顕在化の肥大化が結局、内部組織による実現を可能にするのである⁵⁰⁾。

そして、内部組織にも2つのタイプがある。このうち、もっと単純なものが「仲間集団 (peer group)」であり、これは支配と服従の関係をもたない、非階層組織のことである。しかし、この仲間集団は、「機械的計測を厳格に行うような構造をもたないため、ただ乗りをする人間が現われて組織を利己的に利用するということがおこりやすい。それに加えて、集团的意思決定のプロセスは、階層的な意思決定のプロセスにくらべて、限定された合理性のために、比較的高くつくことが多い」⁵¹⁾のである。

そこで、内部組織は、もう1つのタイプである「単純な階層組織 (simple hierarchy)」つまり雇用関係を伴った組織構造に移行せざるをえなくなるのである。コースの場合には、論理的に説明された企業組織と現実の企業組織の関係が「雇用関係」の形成のレベルでとどまっていたが、ウィリアムソンの場合は、これをもっとプリミティブな段階として、つまり企業組織が存在する現実的な形態としての階層組織のレベルまで分析し、さらに複数事業部制組織やコングロマリット組織およびその延長線の多国籍企業組織までを具体的に説明している⁵²⁾。

3-3-2 「垂直的統合 (vertical integration)」の形成

つぎに、ある最終生産物の生産が、技術的に分離可能な一連の工程に分割できるものとし、さらに各工程は単純な階層組織として組織され、規模の経済を利用し尽くすだけの規模を実現している、という状況が仮定される。そのような状況のもとで、技術的に分離可能な単位によって生産される部品が中間生産物市場を介して交換されるのではなく、企業組織内で交換されるのは、どのような場合か、という問題である⁵³⁾。これは、「垂直統合」の問題にほかならない。

この問題に対するウィリアムソンの結論は次のようである。

「垂直的統合が選好されるのは、そのような統合を行わなければ少数主体間交渉が支配的となり、……かつ不確実性に直面して、限定された合理性のために、適応的で逐次的な決定プロセスが最適性をもつような状況のもとにおいてである。垂直的統合は、利害の対立をなくし、従来より多様な種類の、鋭敏な作動特性をもった誘因と統制のプロセスを働かすことができるようにすることによって、取引を節約する。」⁵⁴⁾

要するに、中間生産物の交換においては、少数取引主体間の取引関係を持続させるために、変化に対する適応を円滑に行わなければならない。そのためには、交換を組織に内部化するほうが取引コストの節約となり、またそのことによって効率的となるという事情が発生し、このことが垂直的統合を選好させるというわけである。しかし、ウィリアムソンの組織形態進化論において重要なことは、「組織形態をコンスタントに保ったままで、企業規模と垂直的統合度とを、次第に大きくしてゆくと、内部組織の特有の諸力が損なわれ、取引関連的な不経済性が生じる」⁵⁵⁾、ということである。したがって、たとえば、機能別部門組織ないしU型組織 (unitary form) が「組織形態をコンスタントに保ったままで」、規模と複雑性が増大すれば、取引関連的な不経済性が生じるということになる。

それでは、具体的にどのような問題が生じるだろうか。彼は、もし一貫して機能別部門組織ないしU型組織 (unitary form) の形態をとりつづければ、累積的なコントロール・ロス効果が生じ、それによって内部効率が悪くなり、やがては戦略的意思決定プロセスの性格を変質させるに至り、その結果利潤以外の目的に力を入れる可能性がある」と述べる⁵⁶⁾。そして、この根拠として、「限定された合理性」があげられている。つまり、機能別部門組織ないしU型組織 (unitary form) の企業が拡張するにしたがって、組織内では階層レベルの追加が必要とされる。階層レベルの追加や増加は組織内のデータや情報、指示や命令などの不正確な伝達を通じて、コントロールの実質上の減退をもたらす。こうしたコントロール・ロスを減らす方法として、分割という方法もあるが、それはコストが高く、収穫逦減的であり、機能部門内の調整および階層組織の頂点における全社的調整の必要を緩和するに過ぎず、克服するものではない。また、戦略的意思決定プロセスの性格を変質させるということにおいても、限定された合理性があらわれる。つまり、機能別部門組織ないしU型組織 (unitary form) の形態の持続的拡張は、最高管理者の戦略的計画能力を圧倒することになる。この能力を増強するためには、各機能部門の長を全社的な調整過程に参加させることが有力である。各機能部門の長は自然に、各部門の利益を代表する代弁者となり、「最高管理者の職務の特徴をなす全社的視野に立つ選好からの乖離がおこり、機能部門とより直結した党派の利害が優先させられる」ようになるのである⁵⁷⁾。

3-3-3 「M型組織形態 (M-form)」の形成

機能別部門組織ないしU型組織 (unitary form) の形態が規模と複雑性を拡大していくときぶつかる問題は、複数事業部制組織、つまりM型組織形態を採用することによって緩和されると、ウィリアムソンは述べる。ここでいう複数事業部制組織形態ないしU型組織形態は、チャンドラーによる一連の実証的研究が示唆したように、1920年代以降、U型組織形態を採用していたアメリカの巨大企業がその規模と複雑性の拡大にともなって新たな内部管理上の問題に直面し、これを解決するための手段として行った、一連の組織革新上の歴史から生まれたものである。

M型組織形態の採用企業がU型組織形態の採用企業に対して優位性をもつのは以下のような場合である。

「U型組織にくらべて、複雑な大企業のM型組織は、限定された合理性を節約し、機会主義を緩和するのに役立った。業務的決定はもはやトップには押し付けられず、事業部段階で解決されることになり、それはコミュニケーションの負担を軽減した。戦略的決定は総合本社の職務として留保

されるが、これは資源配分過程への党派の影響を弱める。本社が使用する内部調査と内部的統制の諸手法は、情報偏差の条件を克服することに役立ち、各作動部分に対して微調整的な統制を行使することを可能にする。」⁵⁸⁾

要するに、M型組織形態とは、「事業部制企業であって、業務的な意思決定と戦略的な意思決定の分離が行われており、また必要な内部的コントロール装置が組み立てられ、体系的に運用されている」企業組織の構造を意味する。また、M型組織構造は、「企業の戦略的対応と業務的な効率性の同時実現を可能にし、そのプロセスのなかで純便益の達成とともに、市場の失敗を内部化することができる」のである⁵⁹⁾。そして、ウィリアムソンはこのM型組織形態の延長線上に多国籍企業を説明しているが、この企業形態は、チャンドラーの組織革新に関する研究には含まれていなかったのである。すなわち、「M型の線に沿った企業の変身」である。彼によれば、コングロマリットは、M型組織構造を「資産管理を専門事業から多角化された事業系列へと拡張するために」利用したが、多国籍企業は、「資産管理を国内に基礎を置くものから海外事業を含むものへ拡張するために」M型組織構造を利用したという⁶⁰⁾。かくして、「複雑なビジネス構造を半自律的な業務単位に分割するという国内向けM型戦略」が多国籍企業の海外子会社の管理にも適用可能となるのである。従って、戦略計画と主要な政策決定が多国籍企業本社で行われ、そのグローバルな実行が海外子会社によって行なわれるところのグローバル戦略はM型組織を通じてのみ可能となるのである⁶¹⁾。

4 取引コスト理論の企業組織分析上の欠陥とその克服

— 受身的な企業組織の形成論理から戦略的な企業組織の形成論理へ —

以上、取引コスト分析（内部化理論とウィリアムソン理論）の研究による企業組織の分析を検討してきた。両理論は、市場の不完全性を国際移転される財・サービスの特性に起因する取引コストに置き換え、組織構造、とりわけ多国籍企業をそれに代わる効率的な取引の実現手段としてみなす点で共通しているといえる。企業組織を1つの社会制度として考える場合においては、「経済システムの比較制度分析」ということも可能になろう。そして、このような、取引コストを媒介にして、市場組織と企業組織を比較分析するような代替主義（思想）、つまり「市場と企業の同一性」思想は実は、コースの企業に関する定義と深く関係している。すなわち、コースによる企業に関する定義のところの「市場を通じて取引を実行するための費用に比べて、それが少ない費用ですむときには、市場でなされていた取引を組織化するために企業が生まれる」、である。そして、このようなコースのモデルは、それまでの伝統的な新古典派経済学の「企業」理論に物足りなさを感じていた多くの経済・経営学者の注目を引き寄せることになり、以降、とりわけ、日本においては、このモデルの紹介や、取引コスト理論による「企業」理論の再構築のさまざまな試みがなされてきた。

しかし、市場メカニズムに影響を及ぼすさまざまな社会制度や経済制度もしくは企業組織が市場取引のコストの問題とかかわっているというコースの指摘の正しさに異論を感じているわけではないが、しかし、我々の社会のすべての諸制度が取引コストの問題上の理由によって形成されているとすれば、それは考察の範囲を非常に狭めた議論になりがちな恐れがあると考えられる。このような点と関連して、以下の高田（1999）の指摘は極めて示唆に富む。高田は以下のように指摘する。

「Coaseの見解は、経済システムと企業行動の説明において、純粋な価格メカニズムだけではなく、公的および私的なさまざまな制度や社会的・組織的仕組み（司法、規則、契約、交渉、監視、駆け引き等々）を分析に取り入れる必要性を指摘している点で、極めて示唆的である。……ただし、筆者の見解では、『市場を通じて取引を実行するための費用にくらべて、それが少ない費用ですむときには、市場でなされていた取引を組織化するために企業が生まれる』とするかれの企業の定義は、

一方における『現代の経済理論における企業とは、生産要素を生産物に変換する組織である』という定義と完全には整合しないと思われる。なぜなら、生産要素を生産物に変換する活動は『取引』ではなく、物質的な生産過程であり、『企業』という組織形態が生産物の価値と利潤に及ぼす影響を説明するためには、生産過程および労働過程の立ち入った考察を捨象することはできないからである。』⁶²⁾

要するに、生産物の価値は単に、取引コストによって決定されるわけではなく、より本質的には、生産要素の価値と労働生産性によって決定されるのであり、企業の設立から拡張および発展を可能にするのは、マネジメントの総コストが取引コストを下回るか否かという条件によって一義的には決定されない、ということである。高田は続く議論において、「従来の経済学が生産過程や労働過程のそれ自体の解明に『禁欲的』な理由は、経済学者が一般に利潤の量的側面に関心を集中し、利潤の源泉（剰余価値の生産とその資本への帰属）に関心」を払わなかった⁶³⁾と指摘し、コースの経済学を「新古典派以上の新古典派」⁶⁴⁾ともいふべきものとして批判している。

本章においては、上述した研究内容をふまえたうえで、これまで述べてきた、すなわちコースにその発生源をもっている内部化理論と取引コスト理論に関する諸特徴とその限界を、「企業そのものの理論」という観点から検討する。

4-1 「企業の定義」について

最初に述べなければならないのは、これらのモデルにおける「企業（組織）」という存在についての見方もしくは位置づけ方である。

コースの問題意識にもあるように、そして前述したように、コースの理論は「はじめに市場があった」という前提からはじまる。そして、市場という「無意識な調整の大海」のなかに「意識的な権限の島」としての企業組織がなぜ存在するのか、が問題として提起されたわけである。このような問題の立て方は実は、「市場メカニズムによる社会的な資源配分を資源配分の基本とし、その説明を理論的支柱とする新古典派経済学の脈絡」に起因するものである。つまり、「市場による資源配分のメカニズムの一つの特殊形態としての企業であり、企業はいわば『内部組織化された市場取引の集合体』である」という企業認識である⁶⁵⁾。従って、企業は、市場での取引コストと企業組織内での調整コストとの比較次第で、すなわち企業組織内の調達コストが市場での取引コストを上回って、取引コストの純節約をもたらさなければ、いつでも市場メカニズムに解消される。ここから導き出しかねないことは、すでに述べたように、市場メカニズムに対してあくまでも「受身」に立つ企業としてのイメージであり、またこのような受動的な企業観が、コースを発生源とする内部化理論と取引コスト理論の企業の見方・位置づけ方の根幹を形成しているのである。

しかし、現実の企業行動、とりわけ巨大規模の企業行動は、極めて主体的・能動的な側面をもっており、場合によっては、既存市場の需要構造や生産コスト構造を制御していく経済主体として存在するのである。マーケティング技法を駆使した需要喚起やより積極的な環境操作などの戦略的行動を通じて、市場ないし経済環境のかなりの部分をコントロールしているという側面が現実のビックビジネス特徴である。そして、このような現実の企業行動に関する主体的・能動的な側面を最もうまくあらわすのが「企業者・経営者」の役割としての企業像という議論である。「企業者・経営者」の役割としての企業像が不確実性の渦巻く市場環境に能動的かつ積極的に働きかける企業のイメージを想起させるからである。

たとえば、青木・伊丹はこのような「企業者・経営者」の役割としての企業像には、3つの顔をもった経営者像があるという⁶⁶⁾。第1の顔は企業者としての顔であり、これは、マネジメントにおける企業者的意思決定とでもいふべきものを行う人間としての顔である。第2の顔は仲裁者としての

顔であり、経済成果の分配をめぐる発生する利害の対立の仲介者としての顔である。経営者の第3の顔は管理者としての顔である。企業内資源の効率的編成のあり方を決め、企業内の資源配分メカニズムをつかさどる人間としての顔である。

しかも、このような企業における能動的かつ積極的企業の特質は、「歴史の連続性」という文脈から解釈しても、何も今になってはじめて備わったものとは考えにくいのである。従って、我々が想像する企業観は、形式的には「市場の中に存在する『意識的な権限の島々』である」と同時に、本質的には不確実性の渦巻く市場環境に対して目的意識的に働きかけ、その条件を制御しようとする能動的でかつ積極的な経済主体というものである。取引コストに基づく諸研究における企業の経営行動に関する諸特徴の分析には、「もっぱら企業組織の内部に向かっての取引コスト節約のための体制（制度）整備」⁶⁷⁾という性格がとりわけ、目立つのである。

4-2 「企業組織の形成論理」について

次に述べなければならないのは、コースの業績をはじめとする両理論における企業の組織形成論理について、である。

すでに、バックレイ&カッソンによる内部化理論とウィリアムソンによる取引コスト理論の紹介で明らかにされたように、これらの理論における企業組織の形成論理は、取引コスト節約の論理によって貫かれていた。また、こうした取引コスト節約の論理によって、企業組織の形成一般だけではなく、現代企業の複雑な階層組織、広くは多国籍企業までもを一元的に説明したところに、取引コストの節約の分析に基づく研究の理論的功績と、多くの研究者を魅了する重要なポイントがあった。

しかし、こうした取引コストの節約に基づく研究の現実企業への説明はどの程度、現実性をもつものであろうか？ここでは、前述の高田の議論に依拠しつつ、ウィリアムソンの生産（作業）現場組織に関する特徴と限界、経営戦略論に関するウィリアムソン理論の特徴と限界、そして経営組織論に関する両理論の特徴とその限界を、組織設計の「集権化と分権化」という観点から、検討する。

4-2-1 生産システム論の視点

「市場を通じて取引を実行するための費用にくらべて、それが少ない費用ですむときには、市場でなされていた取引を組織化するために企業が生まれる」がコースによる企業の定義であった。要するに、企業は、市場から生産要素を調達し、生産を行い、その生産物を市場で販売するためには、さまざまな取引にまつわる諸努力が要求され、そこでの努力と費用との比較分析によって、企業形成が実現されるということである。

しかし、このような企業の定義は、もう一方における現代経済理論における企業、すなわち「生産要素を生産物に変換する組織である」という定義と完全には一致しないのである。それは、たとえ生産要素を市場から調達し生産物を販売する企業の努力が「取引」であるとしても、生産要素を生産物に変換する企業の努力は「取引」ではなく、「物質的な生産過程」であり、従って、企業という組織形態が生産物の価値と利潤に及ぼす影響を説明するためには、生産過程と労働過程の分析が必要となる。言い換えれば、生産物の価値は、取引コストだけによって決定されるだけではなく、より本質的には、生産物に変換される生産要素（経営資源）の価値とその生産性、たとえば労働生産性によって決定されるのである。そして、このことが結局、企業の設立・存続・拡張への可能性を導くのである。マネジメントの総費用が取引コストを下回るか否かということがこれらの条件を満たす唯一のパラメータではない。

ところが、ウィリアムソンの場合には、企業の階層組織のもっとも基礎的なレベルの組織として

「第一次作業集団」を取り上げ、分割不可能な物的設備ないし情報の存在を概念設定の前提としたうえで、これら分割不可能な物的設備と情報の規模の経済性の実現のために、集団の利用を説明している。そして、このような集団をどのような形態で実現するかと問い、内部組織による実現の優位性を導くのである。さらに、内部組織においても、「第一作業集団」のもう一方での非階層組織としての「仲間集団」に対して、取引コスト節約の観点から雇用関係にもとづく階層組織の優位性を説明している。つまり、仲間組織にくらべて、階層組織の方が「情報の流れの点でも、意思決定の点でも、限定された合理性にかかわる希少な諸資源を節約できる」のである。かくして、ウィリアムソンによる「第一作業集団」の形成と進化の説明は規模の経済性を実現する集団形成に雇用関係を導入することがいかに取引コストの節約を導くかという点に集中されている。集団形成における取引コストの節約が第一作業集団の形成と進化を決定するものとされているのである。

しかし、ウィリアムソンのいう第一作業手段、つまり作業組織と関連して、生産システム論という観点から考えなければならない彼のモデルの論理上の重要な欠陥は、技術の発達と進化の側面である。なぜなら、最近の情報技術などの発達とその進化は、ウィリアムソンが第一作業集団の概念設定の前提としていた分割不可能な物的設備と情報とは程遠い感じさえ受けるからである。つまり、現実の第一作業集団または作業組織はその基礎にある物的設備や情報などの革新や進化によってそのあり方を変えることはともかく、作業組織と物的設備や情報と相互作用しながら、全体が1つの「生産システム」として、「生産コスト構造の革新」を実現しているのである。従って、「生産システムはみずからの生産コスト構造、つまりは費用曲線を能動的かつ積極的に革新することをおして、企業組織が市場環境に能動的かつ積極的に働きかける条件であり、そのもっとも基礎的な条件」⁶⁸⁾となるのである。近年の生産コスト構造の変化と企業によるその対応の動態は、情報技術の発展による企業の積極的対応と、その結果として生じる生産コスト削減競争によるものとして考えることができる。ウィリアムソンの「第一作業集団」において、このような「生産システム構造論」の条件が設定されていないのは、「受身に立つ企業像・受動的企業観」の端的な反映である。

4-2-2 企業戦略論の観点

ウィリアムソンによる複数事業部制組織形態（M型組織形態）の説明は、第二のレベルとして位置づけた、垂直的統合の管理の問題からはじまる。つまり、垂直的統合を管理するために巨大企業が採用した職能別部門組織（U型組織）の取引関連的な不経済性を解決する組織形態として、すなわちU型組織形態を採用する企業の規模と複雑性が拡大していくにつれて、限定された合理性に基づくコントロール・ロスおよび戦略的意思決定の性質の変化を解決するための組織革新として、複数事業部制組織（M型組織）の形態が説明される。すでに述べたように、ここにみられる彼の説明の特徴は、「戦略としての垂直的統合の限界を、垂直的統合を管理する組織形態の限界に置き換えている」ということである。

このことが意味するところは、垂直的統合から複数事業部制への展開を、もっぱら垂直的統合を管理するU型組織形態から、複数事業構造を管理するM型組織形態への展開とするウィリアムソンの説明の特徴は、M型組織形態の導入という組織革新の必要を企業組織規模の拡大とその複雑性によってもたらされる不効率性に求め、そもそも組織革新が求められる市場環境（技術変化、ライフサイクルの短縮化、消費者ニーズの変化等々）と組織構造の緊張関係および企業の持続的な成長という戦略的要素の説明がなされていない、ということである。

そして、もしこのような市場環境と企業組織構造の緊張関係および戦略的要素という観点から理論構築の展開がなされるとするならば、まずは企業の戦略的な観点からの垂直的統合の限界を指摘し、次にそれを克服する手段として多角化した事業構造を構築し、さらに多角化した事業構造を管

理するための組織形態として、複数事業部制組織形態（M型組織形態）が構想されることになる^{69）}。

しかし、ウィリアムソンのM型組織形態の形成は、市場環境の変化に対応するための企業戦略という企業の組織革新へのダイナミズムが言説されていない。社会的な技術革新を背景にした市場環境のダイナミックな変化が存亡を賭けて、これに積極的にかつ能動的に対応する企業の姿を変貌させるということが無視されているのである。生産コストの低下を求めて、製造先を次から次へと変えていくような現代の生産コスト低下をめぐる競争は、ダイナミックに変化する環境に積極的かつ能動的に対応していく現代企業の姿をよくあらわす現代巨体企業の経営構造である。両理論上における取引コストの節約という一般的有効性が強調されたあまり、技術的要素が徹底して無視されているとさえ感じる。この原因もまた、遡れば、結局は両理論の出発点で設定された「受動的な企業観」に起因するということになるのである。

4-2-3 組織設計論について

さらに、彼は、このM型組織形態を、組織革新の文脈の中から、「新たな企業組織レベルでの複数事業部制組織形態（M型組織形態）の形成と採用」として説明している。そして、コングロマリットは、「資産管理を専門事業から多角化された事業系列へと拡張するために」、多国籍企業は、「資産管理を国内に基礎を置くものから海外事業を含むものへ拡張するために」、M型組織形態を利用する、とする。そこでのM型組織構造の特徴としては、「業務的な意思決定と戦略的な意思決定の分離が行われ、また必要な内部的なコントロール装置が組み立てられ、体系的に運営」されている点で、職能別部門組織形態（U型組織形態）の採用下での不効率性が克服されていくことになる。すなわち、M型組織においては、「企業は戦略的な対応と業務的な効率性を同時に実現することができ、またその過程で純便益とともに、資本市場における失敗を内部化することができる」、のである。そして、彼は、集権と分権というモードでU型組織は「集権的」組織として、M型組織は「分権的」組織としてとらえる^{70）}。従って、多様化した資産の管理のために、M型組織構造は、多国籍企業の組織構造として有効であると同時に、コングロマリットの管理組織としても有効であると結論づけているのである。

バックレイヤーによっても、多国籍企業によるこのM型組織構造の採用は重視されている。彼は、M型組織構造が「戦略的計画化」と「管理階層組織を通じた諸活動の監視と統制」を促進すると説明する。つまり、「戦略的計画化と主要な政策決定が集権的に行われ、世界的な規模で実行されるところのグローバル戦略はM型組織構造を通じてのみ達成」可能となる、とするのである。要するに、グローバル戦略および主要な政策の計画と決定が多国籍企業の本社で行われ、それをそれぞれの海外子会社が世界的規模で実行する。そして、それを実行するための組織形態として多国籍企業の内部組織、つまりM型組織構造が形成されるということになるのである。

このように、バックレイヤーがM型組織構造を指示する最も重要な理由は、前述したように、この構造がそれを構成するそれぞれの単位組織の自立性を認めることによって「分権的プロフィット・センター」構造の1つの形態をあらわすからである。これは、彼自身が指摘しているように、「内部市場は外部市場における市場価格に代えてシャドウ・プライス（擬制価格）をシグナルとして、分権的プロフィット・センターが擬似市場取引を行う場となる」^{71）}という点からして、ウィリアムソンのところでの組織設計原則、つまり、「組織目標の達成のために、企業の内部組織を管理可能な単位に分割することによって制限された合理性を克服し、それと同時に、各システムにおける代理人が局所的目標の逆機能的な追求に向かわないように防止することによって機会主義を克服する」^{72）}、と基本的に矛盾するものではない。

では、このことが意味することとは何であろうか。つまり、両理論がM型組織構造を「分権的組

組織構造」とみるその意味はどこにあるのか。それは、多国籍企業の内部組織の理解と関連して、海外子会社の自律性を強調しているということである。つまり、多国籍企業の本社機能ないしその権限が相対的に限定されると同時に、海外子会社が自律的になるということである。たとえ海外進出先国との間に一定の緊張関係が生まれたとしても、海外子会社はその自立的手段を発揮し、条件適応的に意思決定を行うことによって柔軟に対応できるメカニズムということになるのである。

ところで、上のようなバックレイの研究とは別に、今日の多国籍企業の組織論において注目を浴びている研究にバートレット&ゴシャール（1989）がある。ここでの彼らの問題意識とは、「形式的な機構というただ一つの組織形態しか眼中にないために、世界的企業が抱える複雑な戦略上の課題」について⁷³⁾、である。確かに、従来の多国籍企業組織構造の（Stopford & Wells, 1972）研究に見られるような「国際的組織の単線的段階モデル」⁷⁴⁾の考え方では、現代企業のグローバル環境におけるマネジメントの本質は把握しきれない面がある。また、経営資源の移転プロセスにおいても、経営技術の多国籍企業本社から海外子会社への「単線一方的」移転だけではなく、海外子会社から本社へもしくは海外子会社から他の海外子会社への「複線多方向的」移転も重要である。そして、このことは実際に、海外で生産された製品の本国への逆輸入および外国人社員の本社への「逆出向」という形で経験的に具現化されつつある。つまり、多国籍企業の本社と子会社間の組織間関係の分析は双方向的ないし相互影響的なネットワーク組織として分析可能な組織モデルであってはじめて有力なものとなる。このような研究動向と関連して、本章を通じて考察してきたウィリアムソンとバックレイらの分析アプローチはどのような関係があるか。「分権的組織モデル」という意味において、彼らの組織設計モデルが多国籍企業の内部組織ないしその企業内分業のメカニズムの研究に1つの基本的な分析枠組みを提供していることは間違いのないと思われるがしかし同時に、今日の多国籍企業の行動を考察する際に、見逃せない重要なことの1つが、その内部組織としての本社と子会社間だけではなく、他の企業との間においてもさまざまな関係を結んでいるということである。これは通常、合併事業、戦略的提携など、その他さまざまな形態を通じて構築され、そして、その結果、企業の境界が以前に比べてより拡張されるようになったということである⁷⁵⁾。従って、このような複合的な企業間関係の理論的分析という場合に、上述してきた彼らの分析的枠組みや分権的組織モデルの説明範囲がどの程度まで有力であるかは検討の必要があるように思われる。

たとえば、バックレイの分析枠組みは「本社—海外子会社間の自律的組織間関係」を論じるものであるが、それは先進工業国間での議論を念頭に置いたモデルである。すなわち、彼の分析枠組みは先進工業国間の組織間関係に限定した場合にのみ有力となる。海外子会社が後進工業国に位置する場合に、子会社の自立性がはたして、どの程度まで保証されるかについては疑問が残ると言わざるをえない⁷⁶⁾。そして、つぎに、外部市場に対する「内部市場の有効性」についてであるが、バックレイとウィリアムソンの両者がこれを支持する基本的な認識は中間生産物市場の不完全性にある。そのなかでもとりわけ、「知識資産」の重要性が強調されるわけであるが、このような「知識集約型」の中間生産物をめぐっての本社と海外子会社間関係ないしは取引において、はたしてどの程度までの自立性が海外子会社に保証されるだろうか。つまり、知識のような中間生産物の取引に対して、内部取引の効率性を強調する反面、その消散リスクを心配し、それに対応するために、強い意思決定の集権化は強めないのかという問題である。そして、このことがまさに、多国籍企業組織分析の本質に関わる論点であり、ハイマーのいう多国籍企業の「二重性」の議論と結びつく論点であるように思われる。つまり、多国籍企業は「効率性」と同時に「寡占的制限」をも追求するのである。取引コストの節約に基づく多国籍企業の行動分析はハイマーの二重の仮説のうち、効率性の部分により密着しているといえる。また、先に述べた、企業間の提携などを通じての企業境界の外延的拡張の進行という現実の多国籍企業の経営状況を考慮すると、内部市場を創出することによっ

て、外部への知識の流出を防御するという彼らのロジックがはたしてどの程度まで有力であるかという根本的な疑問さえももたざるをえなくなるのである。従って、開発途上国に位置する海外子会社の環境的な要素を考慮した「分権的な組織メカニズム」の具体的な検討が必要であるように思われる。

5 企業組織の分析上の課題 — むすびにかえて —

以上、多国籍企業の組織分析上の課題を、コースを出発点とする取引コストの節約に基づく諸研究に求め、検討を行ってきたが、では、本稿で検討してきた諸研究は、「企業そのものの理論」という意味において、どのような位置、役割を占めるものであろうか。そこで、ここでは、これらの研究による「組織としての多国籍企業分析」の特徴と問題点、あるいは残された課題について考えてみたい。

まず、本稿の「取引コスト分析に基づいた諸理論の成立系譜」のところでは、コースの研究が多国籍企業組織の研究史的な観点から重要であることを指摘した。彼の研究はその後、ウィリアムソンを中心とする「取引コスト経済学派」とバックレイ&カッソンを中心とする「レディング学派」に継承されていくことになるが、そこで論点となるのはその間の主要な研究の1つとして挙げられるハイマーの博士請求論文である。というのは、ハイマーの研究が市場構造的要因によって発生する取引コストの分析に力点を置いたため、情報に基づく取引コストの分析を軽視したということが論点として提起されていたからである。しかし、博士請求論文後のハイマー研究では、「多国籍企業の二重性」という概念の把握において、コースの情報に基づく取引コストの存在を認めている。多国籍企業を効率性だけでなく、競争の制限をも追求する存在として認めたのである。本章では、コースによる古典的研究がハイマーの一連の研究にも影響を及ぼしたと認めた。

次に、議論の対象としたのは、コースの企業に関する概念をめぐってであった。なぜならば、コースの企業分析に基づいて、ウィリアムソンの企業組織の形成論理が、そしてバックレイ&カッソンによる多国籍企業形成論理が展開されたと思ったからである。コースの企業組織形成においては2つの側面が示されていた。1つは、「海」としての「市場」に対して、なぜ「島」としての「企業」が形成され、またそれが内部組織として発展していくかという側面であり、もう1つは、なぜ市場が全面的に企業組織化されず、「海」の「島」として存続しつづけるかという側面である。そして、この2つの側面が論理的に、全く同じレベルで対称的に扱われたということであった。それはいみじくも、ウィリアムソンの「組織の失敗とは、市場にも非市場的組織にも適用できるように意図して設けられた対照的な用語である。したがって、取引が市場から企業内に移されるのが観察される場面では、市場の失敗を推定することが正当化されるが、移されない取引（市場で仲介されつづける取引）については、内部組織の失敗を推定することが正当化される」⁷⁾の指摘に現われている。

このような、「市場と企業の同一性」について、丸山（1986）はチャンドラー（Chandler, A. D.）の *Visible Hand* と「内部組織の経済学」派の企業制度論に共通する問題点として、以下のように批判している。

「……企業のマネジメントは個別経済としての企業の意識性、計画性の実現であるのに対して、市場は全体経済としての無意識性、無政府性の発現であって、この両者はあきらかに次元の異なるものであり、したがってそれぞれがはたす機能も大きく異なるものであることはいうまでもない。この企業と市場は個別と全体という関係からいって相互依存的であるが、しかし、同時に相互対立的な存在でもある。すなわち、企業のマネジメントが計画的で、効率的になればなるほど、社会全

体の経済過程としての市場は非計画的で、非効率的なものとなってあらわれてくるという固有の特質をもっているのである。企業と市場のあいだのこうした根本的な矛盾が克服され、両者の代替性が本当の意味で可能になるのは、企業の私的生産システムの限界が社会的生産として克服されてはじめて実現できるものであろう。」⁷⁸⁾

従って、企業組織形成の現実を念頭においたとき、これらの2つの側面は、同じレベルで取り扱われるべき問題ではないように考えられる。むしろ、それらは企業組織の形成において、その現実的意義を異にする、2つの異なるレベルの問題であると考えるのがさしあたり、有力であると考えられる。

では、どのような点がコースとウィリアムソンの研究において念頭におくべき重要な問題なのか。

すでに述べたように、前者のレベル、すなわち市場の中での企業組織（「海」の中の「島」）、とりわけ内部組織としての企業組織形成の説明において取引コストの分析に基づく研究の大きな限界はいわゆる「企業戦略論的なアプローチ」の欠如である。ヘルパー（Helper, S）によれば、長期・安定的サプライヤー関係は、たとえば、イノベーションの促進や製品開発期間の短縮といったように、そうした関係それ自体から生み出されるさまざまなメリットが誘因となって、企業の積極的・戦略的な視点を通して成立するものである。しかしながら、ウィリアムソン理論においては、こうした関係が単に「資産の特殊性」に応じて、いわば「次善の策」的、あるいは消極的に発生するものとして扱われており、したがって、そこには中・長期的視点から外部環境に積極的に働きかけるといふ能動的・戦略的企業像が描かれていないというのである⁷⁹⁾。ヘルパーの主張においても、「どのように企業をみるか」という企業に対する見方がかなり重要であるように思われる。

それでは、このような点を前提にすると、もう1つの側面、つまり企業組織による取引の内部化現象（「海」の「島」として存続しつづける側面）はどうなるのであろうか。この取引の内部化現象は実は、個別企業の具体的事業活動の範囲とその規模の決定に際しては、説明可能であるということである⁸⁰⁾。つまり、現実の個別企業がどの程度の範囲までの活動を内部組織化するか（あるいはどの程度の範囲までの活動を内部組織化しないか）は、まさに内部組織化コストと取引コストの相対的優位性に依存するものと考えられる。そして、この相対的優位性を決定する要因は極めて多様であり、個別的かつ可変的なものである。

最後は、企業組織の集権化と分権化という「組織設計モデル」に関する議論であった。これをめぐっては、ウィリアムソンとバックレイ&カッソンの両者は複数事業部制組織（M型組織）構造の理解において、その特徴を「戦略的な対応と業務的な効率性を同時実現」可能な「分権的な組織構造」としてとらえることによって、多国籍企業の組織構造としての有効性を示唆する。そしてこれは、複数事業部制組織（M型組織）構造がそれを構成するそれぞれの単位組織の自立性を認めることによって「分権的プロフィット・センター」構造の1つの形態を形成しているという彼らの組織形成原理と密接に関係している。つまり、「内部市場は外部市場における市場価格に代えてシャドウ・プライス（擬制価格）をシグナルとして、分権的プロフィット・センターが擬似市場取引を行う場となる」、である。そして、本稿では、これを多国籍企業の内部組織の理解に適用し、「本社と海外子会社の自律的な組織間関係」の内容として理解した。

こうした彼らの「分権的組織モデル」は基本的に、「国際的組織の単線的段階モデル」という意味において、多国籍企業の本社と海外子会社の組織間関係の分析に有力であるが、同時に海外子会社から本社へもしくは海外子会社から他の海外子会社への「複線多方向的」移転および他の企業との間の複合的な企業間関係の理論的分析という場合には、彼らのモデルが先進工業国間での議論に基づいているため、「海外子会社への自立性の保証」、つまり、海外子会社が後進工業国に位置する場合に、子会社の自立性がどの程度まで保証されるかについては、いささか疑問が生じると指摘した。

そして最も重要な指摘としては、彼らの議論の中心である「中間生産物市場の不完全性」について、であった。彼らのモデルのロジックは知識のような中間生産物市場における取引に対して、内部取引の効率性を強調する反面、外部市場への消散リスクを心配し、その対応として、強い意思決定の集権化を必要とするということであった。このことこそが多国籍企業の本質の理解において、見逃せない重要な点であり、そして、最近の企業境界の外延的拡張という側面においても、外部への知識の流出の防御という彼らのロジックがどの程度まで有力であるかは、開発途上国に位置する海外子会社間の環境的要素を考慮した検討が必要であると指摘した。

注

- 1) ニッカボッカー「多国籍企業の性格と戦略」『慶應ビジネス・フォーラム』14号, 1972年, 73～74ページ。
- 2) よく示される多国籍企業の定義としては, 国連による「多国籍企業とは本拠のある国以外で生産またはサービスの設備を所有もしくは支配している企業である。こうした企業は必ずしも会社形態すなわち私的企業である必要はない。それが協同組合, 国有企業体の場合にありうる」(United Nations, *The Impact of Multinational Corporations on Development and on International relations*, U. N., 1974, p. 25) という規定である。しかし, 国連では, 1974年以降, ラテンアメリカ代表が“multinational corporaion”という用語はアンデス諸国グループの援助の下で活動している会社を指して使用されているので単に国境を超えて活動している会社を指す場合には“transnational corporation”の方がベターであると主張したため, 多国籍企業にはこの用語を使用することになった(United Nations, *Economic and Social Council, Transnational Corporations in the World Development: A ReExamination*, U. N., 1978, p. 159)。なお, この“transnational”という用語はバードレットやゴシヤールの場合とは異なる意味をもつ(注の3を参照)。さらに, 多国籍企業を示す用語としては, “International”, “world”, “global”, “Borderless”, “stateless”, “supranational”などがあげられる(竹田志郎『多国籍企業と戦略提携』文眞堂, 1998年, 25～26ページ)。
- 3) たとえば, 多国籍企業の本質を示す国内企業とは異なった企業行動様式としては, ①自社製品・技術・サービスの販売対象市場を国内と同様に海外に求めるようになり, 現地に生産を中心にその他各種の拠点(販売, 物流, サービス, 開発, 金融など)を永続的に維持するようになる, ②これら世界各拠点の運営のため, 経営者はグローバルな視点から本国本社, 海外事業所に対する戦略上, 組織上, 管理上の効率化を進める, ③この効率化は本国本社の意向により, 本社・海外事業所間, 各海外事業所間の業務上の連関を深めることを通じ企業全体としての利益の極大化を図る, である(竹田志郎, 1998年, 17ページ)。しかし, 多国籍企業の定義をめぐる論議の主たる論点は, 多国籍企業(multinational)と国内企業の経営行動様式の差異にあるというよりはむしろ地球企業(global)との間におけるその概念的差異にあるように思われる。竹田は, この二つの企業体の違いを, T. レビット(Theodore Levitt, *The Marketing Imagination*, Free Press, 1983, p. 22. 土岐 坤訳『マーケティング・イメージーション』ダイヤモンド社, 1984年, 32～33ページ。)とP. F. ドラッカー(P. F. Drucker, *The New Realities*, Harper&Row, 1989, pp. 124～125. 上田淳生・佐々木実智訳『新しい現実』ダイヤモンド社, 1989年, 175～177ページ)の研究を参照し, 以下のように整理している(竹田志郎『国際戦略提携』同文館, 1993年, 3～16ページ)。
①地球企業は多国籍企業の発展した姿であり, 実体的には同じものである, ②その差異の特徴は地球企業が世界市場を一つのものとして取り扱っている点である, ③地球企業はこれに対応するため世界中一貫した経営戦略のもとで計画し, 組織し, 管理している, ④本国親会社の現地子会社への支配関係が多国籍企業と比べ緩んでいる, ⑤このような戦略上の変化は選択の問題ではなく, 必然的な流れといえる, である。要するに, これらの諸点が意味するのは, 現存する多国籍企業の発展型として地球企業という存在があり, そしてその不可避的な道としてのグローバル化が発生当初と現段階との間で質的な変化を生じさせ, その変化は企業だけではなく, 市場にも見られるようになり, 企業はまたこれによって条件付けられるようになっているということを示唆している。しかし, 「世界市場を単一の, ほとんど同質の市場であるかのように扱う」ことは市場そのものの同質化が前提とされないかぎり不可能であろう。本章が地球企業という用語を避けて, 多国籍企業という用語を使用するゆえんである。

Multinational企業, Global企業, International企業, Transnational企業の組織の特徴

組織の特徴	Multinational 企業	Global 企業	International 企業	Transnational 企業
能力と組織 力の構成	分散型 海外子会社は 自立している	中央集権型 グローバル 規模	能力の中核部は 中央に集中させ 他は分散させる	分散, 相互依存 専門化
海外事業が 果たす役割	現地の好機を 感じ取って利 用する	親会社の戦略 を実行する	親会社の能力を 適応させ活用す る	海外の組織単位 ごとに役割を別 けて世界的経営 を統合する
知識の開発 と普及	各組織単位内 で知識を開発 して保有する	中央で知識を 開発して保有 する	中央で知識を開 発し海外の組織 単位に移転する	共同で知識を開 発し, 世界中で 分かち合う

出所: バートレットとゴシャル (1990), 88ページ。

なお, バートレットとゴシャル (C. A. Bartlett & S. Goshal., *Managing across Borders*, Harvard Business School Press, 1991, p. 65. 吉原英樹訳『地球時代の企業戦略』日本経済新聞社, 1990年, 88ページ) の“transnational”は, 多国籍企業の発展の局面の差異を示すというよりも, 能力と組織力という視点から海外子会社の自立分散型を“Multinational”, 地球的規模での中央集中型を“Global”, 能力の中核部を中央に集中させ, 他を分散させる型を“international”とするのに対して, 内的な一貫性と相互補強を目的とし, 統合ネットワーク, 子会社の役割と責任分化, 複数のイノベーションの同時管理を組織システムの軸とする型を指す経営管理の技術的概念である (竹田志郎, 前掲書, 1998, 26ページ)。

- 4) 長谷川礼「多国籍企業の諸理論」『多国籍企業論』八千代出版, 1993年, 46~47ページ。
- 5) 佐藤定幸『多国籍企業の政治経済学』有斐閣経済学叢書 (9), 45~46ページ。企業内貿易については, G. K. Helleiner, *Intra - Firm Trade and The Developing Countries*, 1981. 関下稔・中村雅秀訳『多国籍企業と企業内貿易』ミネルヴァ書房, 1982年, に詳しい。
- 6) 日高克平「多国籍企業研究の現状と問題点—組織分析を中心に—」『商学論纂』第30巻第1号, 1988年, 108~110ページ, と日高克平「ハイマー理論の再検討—初期ハイマー理論に対する内部化理論からの批判を中心に—」『商学論纂』第34巻第4号, 1993年, および日高克平「多国籍企業組織の分析方法と課題—バックレイ所論を中心に—」『商学論纂』第35巻第3・4号, 1994年, 51~81ページ, を参考した。
- 7) 多国籍企業による海外直接投資を「国際貿易論」や「国際資本移動論」ではなく, 「企業そのものによる理論」に求めようとした研究としては以下を参照されたい。E. M. Graham & P. R. Krugman., *The Surge in Foreign Direct Investment in the 1980s*, in K. A. Foot (ed.), *Foreign Direct Investment*, University of Chicago Press, 1993, と亀井正義『企業国際化の理論—直接投資と多国籍企業—』中央経済社, 2001年がある。特に, グラハムとクルーグマンは, 1980年代後半の急増する世界の海外直接投資を分析する中で, 「企業そのものによる理論」の必要性を次のように説明している。すなわち, 「海外直接投資理論における主要な問題は, 二つの工場を共通の所有の下に置くのがなぜ道理をなすかを尋ねることにあり, もしこの疑問に対して, 明確な解答がなされるならば, その二つの工場がたまたま異なる国にあるという場合に対して, この解答を拡大適用することは大した飛躍ではない」としている。(E. M. Graham & P. R. Krugman, op. cit, p. 21, と亀井正義, 前掲書, 41~43ページ。)
- 8) O. E. Williamson., *Market and Hierarchies: Analysis and Antitrust Implications*, The Free Press, 1975. 浅沼萬里・岩崎晃共訳『市場と企業組織』日本評論社, 1980年。
- 9) 長谷川信次「内部化理論の批判的検討」『早稲田社会科学研究』第39号, 1989年, 40ページ。

- 10) P. J. Buckley & M. Casson., *The Future of the Multinational Enterprise*, Macmillan, 1976. p. ix. 清水隆雄訳『多国籍企業の将来』文眞堂, 1993年, x ixページ。
- 11) A. M. Rugman & D. J. Lecraw & L. D. Booth., *International Business : Firm and Environment*, International Edition, McGraw-Hill, 1986. p. 105. 中島潤・安室憲一・江夏健一訳『インターナショナルビジネス—企業と環境—』マグローヒルブック, 1987年, 135ページ。
- 12) 日高克平, 前掲論文, 1988年, 131ページ。
- 13) 洞口治夫『グローバリズムと日本企業—組織としての多国籍企業』東京大学出版会, 2002年, 11ページ。
- 14) S. Hymer, “*The International Operations of National Firms : a Study of Direct Foreign Investment*”, doctoral dissertation, MIT Press, 1976. 宮崎義一編訳『多国籍企業』岩波書店, 1978年, 所収。
- 15) ハイマーによるこのような理論的貢献については, 以下のような文献を参照した。江夏健一『多国籍企業要論』文眞堂, 1984年, 21ページ。亀井正義『企業国際化の理論—直接投資と多国籍企業—』中央経済社, 35～37ページ。
- 16) これについては, 林正樹「多国籍企業の行動原理についての諸見解」岩尾裕純編著『多国籍企業の経営論』日本評論社, 1979年, とServan-Schreiber, J-J., *Le Defi American*, Edition Denoel, Paris, 1967. (林信太郎・吉崎秀男『アメリカの挑戦』タイム・ライフ・インターナショナル, 1968年) が参考になった。
- 17) C. P. Kindleberger, *American Business Abroad, Six Lectures on Direct Investment*, New Haven, CT : Yale Univ. Press, 1969, pp. 19～20. 小沼敏監訳『国際化経済の論理』ペリカン社, 1970年, 29ページ。
- 18) S. Hymer, “The Efficiency (Contradictions) of Multinational Corporations”, *American Economic Review*, 1970, pp. 441～448.
- 19) 今井賢一・伊丹敬之・小池和男共著『内部組織の経済学』東洋経済新報社, 1982年, 3ページ。
- 20) 同上書, 3～4ページ。
- 21) J. H. Dunning & A. M. Rugman, “The Influence of Hymer's Dissertation on the Theory of Foreign Direct Investment”, *American Economic Review*, May, 1985, p. 229.
- 22) 坂本和一『新しい企業組織を求めて—「内外均衡同時実現モデル」の展望—』晃洋書房, 1994, 40ページ。なお, 企業組織理論における生産システム論の位置づけとその具体的な発展段階については, 坂本和一『現代巨大企業の構造理論』第1章, 青木書店, 1983年, を参照されたい。
- 23) 高田太久吉「金融業の規制緩和・市場規律・非市場的調整」花輪俊哉編著『金融システムの構造変化と日本経済』中央大学出版部, 1999年, 249ページ。
- 24) L. H. Horaguchi & B. Tony, Setting the Record Straight ; Hymer International Theory and Transaction Cost Economics, *Journal of International Business Studies*, Vol. 21, 1990, pp. 487～494.
- 25) R. H. Coase, “The Nature of Firm”, *Economica*, Vol. 4, No. 16, 1937, pp. 386～405. 宮沢健一訳『企業・市場・法』東洋経済新報社, 1992年, 第2章。
- 26) J. C. McManus, “The Theory of the International Firm”, in G. Paquet (ed.), *The Multinational Firm and the Nation State*, Collier Macmillan, 1972.
- 27) 長谷川信次, 前掲論文, 1989年, 32ページ。
- 28) 丸山恵也「チャンドラーの経営史論」丸山恵也訳, チャンドラー『アメリカ経営史』亜紀書房, 1986年, 「解説」と日高, 前掲論文, 1988年, 116ページ。
- 29) R. H. Coase, op. cit., p. 9. 宮崎, 前掲訳書, 45ページ。
- 30) 坂本和一, 前掲書, 1994年, 39ページ。
- 31) なお, このような巨大企業による市場の統制に関する研究については, 矢島基臣他「第4章 制度学派に属する人びと」『現代の経営思想』春秋社, 1987年, 107～143ページと日高, 前掲論文, 1988年, 117ページおよび宮崎健一『現代経済の制度的機構』岩波書店, 1978年, 141～142ページを参考にした。
- 32) 坂本和一, 同上書, 43ページ。

- 33) P. J. Buckley & M. Casson, *op. cit.*, p. 33, 前掲訳書, 35ページ。
- 34) *Ibid.*, pp. 33～34, 同上訳書, 36ページ。
- 35) 日高克平, 前掲論文, 1994年, 55ページ。
- 36) このように、彼らは「産業特殊的要因」が中間生産物市場を内部化する強い要因となり、その結果、2つの統合のタイプが導き出されるとする。すなわち、第1のタイプ内部化が垂直に統合された生産者を生み出し、第2のタイプの内部化は生産、マーケティング、研究開発の統合化を生み出す、ということである。(P. J. Buckley & M. Casson, *op. cit.*, p. 34, 前掲訳書, 36ページ。) それゆえ、「知識のフローは価値を評価するのが非常に困難であるがゆえに、それはトランスファー・プライシングの格好の基礎となる」のである。(Ibid., pp. 39～40, 同上訳書, 41～43ページ。
- 37) *Ibid.*, p. 44, 同上訳書, 47～48ページ。
- 38) P. J. Buckley, “Organization Forms and Multinational Companies”, in Gunnar Hedlund (ed.), *Organization of Transnational Corporations (United Nations Library on Transnational Corporations, (Volume 6.))*, New York: Routledge, Chapman and Hall, 1993, p. 170～171.
- 39) M. Casson, “Foreword” to Alan M. Rugman, *Inside the Multinationals*, Kent: Croom Helm, 1981, p. 18, 江夏健一, 中島潤, 有沢孝義, 藤沢武史訳『多国籍企業と内部化理論』ミネルヴァ書房, 1983年, 「まえがき」, xページ。
- 40) バックレイはここで、ヘナートーの次の文献を引用している。J. F. Hennart, “What is Internalisation?”, *Weltwirtschaftliches Archiv*, Bd. 122, 1986, pp. 791～804.
- 41) A. M. ラグマン, 前掲訳書, 10～11ページ。
- 42) P. J. Buckley, *op. cit.* (1993), p. 176.
- 43) P. J. Buckley & M. Z. Brooke, *INTERNATIONAL BUSINESS STUDIES AN OVERVIEW*, Oxford: Blackwell Publishers, 1992, pp. 515～516, 江夏健一訳『国際ビジネス研究—総論—』文眞堂, 1993年, 507～508ページ。
- 44) P. J. Buckley & M. Z. Brooke, *Ibid.*, pp. 517～519, 同上訳書, 510～511ページ。
- 45) O. E. Williamson, *Economic Organization: Firms, Markets and Policy Control*, Brighton, Sussex: Wheatsheaf Books, 1986, p. 135, 井上薫・中田善啓訳『エコノミック・オーガニゼーション—取引コストパラダイムの展開』晃洋書房, 1989年, 170ページ。
- 46) ティースは、現代企業の発展とその成長に結びつく経営革新の研究を行う場合、「技術的次元」と「組織的次元」の2つの次元の総合の考察を必要であると主張する。技術的次元とは新技術の開発から生じる取引コストを節約するための統御機構ないしは組織形態を設計する能力を意味している。こうした新技術の開発は専門化と分業化を促進するが、しかしながら、専門化と分業化を促進すればするほど、取引の頻度と複雑さも拡大する。専門化から得られる生産性は「ガバナンス・コスト」を相殺する以上のものをもたらすとはいえ、これらの取引を統御しようとするれば、大量の社会的資源が必要となり、またそれを消費する。したがって、これらの経営活動を組織する管理者(manager)が必要となるが、彼らの具体的活動内容は、投入／産出の質の管理、利用する生産要素の管理、資源配分に関する意思決定、契約内容が遵守されているかどうかの監視等などである。これらの諸活動を統御するために用いられる資源が組織的取引コストとなるのである。このような議論を経て、ティースはさらに以下のように述べている。
「多国籍企業を理解するためには、生産コストと取引コストないしガバナンス・コストを区別すべきである。新古典派的貿易理論、立地論、および多国籍企業論の総合は、この両コストの識別が合理的に行なわれた場合に達成できるかもしれない。したがって、海外直接投資を説明するという仕事は、2つの部分に分岐させる必要がある。すなわち、(1) 財とサービスの生産を地球規模に拡大し、その結果生産活動がさまざまな国民市場においてみられるようになる理由となる『立地力 (locational)』を説明することと、(2) これらの生産活動を、独立した事業単位

間での市場媒介的取引に委ねるのではなく、共通の経営コントロールの下に置く場合に発生するガバナンス・コストを説明することである。」David J. Teece, “Technological and Organisational Factors in the Theory of the Multinational Enterprise”, Mark Casson, (ed.), *The Growth of International Business*, GEORGE ALLEN&UNWIN, 1983, pp. 52~53.

- 47) O. E. Williamson, *op. cit.*, pp. 145~146, 前掲訳書, 185~186ページ。
- 48) O. E. Williamson, *ibid.*, p. 162, 前掲訳書, 202ページとO. E. Williamson, *THE ECONOMIC INSTITUTIONS OF CAPITALISM*, FREE PRESS, 1985, p. 290.
- 49) O. E. Williamson, *Ibid* (1985)., p. 291.
- 50) O. E. Williamson, *op. cit* (1975)., pp. 42~43, 前掲訳書, 72~73ページ。
- 51) *Ibid.*, p. 45, 同上訳書, 77ページ。
- 52) *Ibid.*, pp. 54~55, 同上訳書, 91ページ。なお、彼はこの単純な階層組織が仲間集団に対してもつ優位性について次のように述べる。「単純な階層組織は、物的なタイプの不可分性にも、情報的なタイプの不可分性にも、仲間組織よりもうまく対処できるが、それは、限定された合理性に関する特性が、優越しているからである（限定された合理性ということがなくなるといわけではない。単純な階層組織が、情報の流れの点でも、限定された合理性にかかわる希少な諸資源を節約できるのである）。単純な階層組織は、また、監査と経験にもとづく評定とを有効に働かせることができ、それによって仲間集団においては生じやすいただ乗りの問題を緩和することができる。さらに、また、単純な階層組織は、リスク負担のうえでも、優位性をしめす。」
- 53) *Ibid.*, p. 82, 同上訳書, 139ページ。
- 54) *Ibid.*, p. 104, 同上訳書, 170ページ。
- 55) *Ibid.*, p. 117, 同上訳書, 199ページ。
- 56) *Ibid.*, p. 133, 同上訳書, 225ページ。そして、ウィリアムソンは、U型組織なしは職能別部門組織の弱点について、以下のようなチャンドラーの指摘を引用している。すなわち、「集権的な職能別部門組織をとっている事業会社固有の弱点は、……上級管理者の管理上の負担が過大となり、彼らが企業者的な責任を効率的に処理することができなくなって初めて、顕在化した。企業の事業活動があまり複雑化し、調整、評価、政策形成の問題があまりに入り組んできて、少数の最高管理者が、長期的・企業者的な管理活動と短期的・業務的な管理活動の双方を処理してゆくことができなくなったとき、こうした状況が現われた。」、である。A. D. Chandler, Jr., *Strategy and Structure: Chapters in the History of the Industrial Enterprise*, Cambridge, Massachusetts: MIT Press, 1962, pp. 382~383; Garden City, N. J.: Doubleday, 1966（三菱経済研究所訳『経営戦略と組織』実業之日本社, 1967年, 375~376ページ。）おな、チャンドラーの「戦略」に関する「歴史研究」が他の学問分野に与えた影響を分析した研究としては、和田一夫「チャンドラー仮説の影響—経営史研究のための覚書—」『アカデミア（経済経営学編）』第72号, 1981年, 9月, 111~177ページ, を参照されたい。
- 57) *Ibid.*, pp. 134~135, 同上訳書, 226~227ページ。
- 58) *Ibid.*, pp. 137~138, 同上訳書, 231ページ。
- 59) O. E. Williamson, *op. cit* (1986)., p. 54, 前掲訳書, 65ページ。
- 60) *Ibid.*, p. 159, 同上訳書, 202ページ。
- 61) P. J. Buckley, *op. cit* (1993)., p. 175.
- 62) 高田 (1999), 前掲論文, 249ページ。
- 63) 高田, 同上論文, 250ページ。
- 64) 金子勝『市場と制度の政治経済学』第4章, 東京大学出版会, 1997年, 79ページ。
- 65) 坂本和一「コース／ウィリアムソン型企業組織モデルの検討—The Theory of the FirmからThe Theory of the Enterpriseへ—」立命館経済学第41巻・第1号, 1992年, 46~47ページ。
- 66) なお、著者等は「企業行動を本格的に理解する上で」不可欠であるとする「企業の4つの本質的な側面」を以下の

ように紹介しており、なかでも第4の本質的な側面の「企業の中核としての技術」を最も重視している。すなわち、「第1の側面は、企業が自分の直面するさまざまな市場（製品市場、原材料市場、金融市場……）で取引相手とのスポットの取引を行なうだけでなく、彼らとの間に作り上げていくさまざまな構造的関係である。第2には、組織体という内部構造を持った企業という側面」であり、企業はその取引相手との間の構造的な関係だけではなく、組織体としての意味での内部構造を持つとする。第3の側面は企業の意思決定に中心的な役割を果たす経営者である。第4の本質的側面は技術という無形資産であり、企業は技術を革新し生み出していく最も重要な母体である。」青木昌彦・伊丹敬之著『企業の経済学—モダン・エコノミックス—』岩波書店、1985年、5～11ページ。

- 67) 同上論文、47ページ。
- 68) 同上論文、49ページ。
- 69) 同上論文、53～57ページ。
- 70) O. E. Williamson, *op. cit* (1985)., p. 296.
- 71) P. J. Buckley, *op. cit* (1993)., p. 170.
- 72) O. E. Williamson, *op. cit.*, pp. 145～146, 前掲訳書、185～186ページ。
- 73) C. A. Bartlett & S. Ghoshal, *Managing Across Borders : The Transnational Solution*, Boston : Harvard Business School Press, 1989. (吉原英樹監訳『地球市場時代の企業戦略—トランスナショナル・マネジメントの構築』第2章、日本経済新聞社、1990年、40ページ。)
- 74) J. M. Stopford & L. T. Wells, *Managing the Multinational Enterprise*, New York : Basic Books, 1972. (山崎清訳『多国籍企業の組織と所有政策』ダイヤモンド社、1976年。)
- 75) 長谷川信次『多国籍企業の内部化理論と戦略提携』同文館、1998年と徳田昭雄『グローバル企業の戦略的提携』ミネルヴァ書房、2000年。
- 76) 日高克平 (1994), 前掲論文、80ページ。
- 77) O. E. Williamson (1975), *op. cit.*, p. 20, 前掲訳書、35～36ページ。
- 78) 丸山恵也「チャンドラーの経営史論」丸山恵也訳、チャンドラー『アメリカ経営史』亜紀書房、1986年、「解説」。
- 79) S. Helper, “Comparative Supplier Relations in the U. S. and Japanese Auto Industries : An Exit/Voice Approach”, *Business and Economic History*, second series, vol. 19, 1990, p. 161. なお、このヘルパー理論の概略を紹介している研究としては、山口隆之「取引様式の選択に関する理論的研究～『エクジット／ボイス』アプローチによる分析～」『関西学院商学研究』第40号、1996年9月、を参照されたい。
- 80) 坂本和一 (1994), 前掲書、59ページ。

ドル体制に関する一考察*

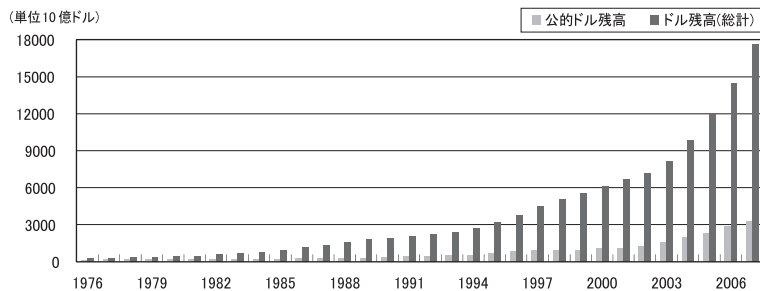
前 田 直 哉

1 はじめに

今日の国際通貨体制はドル体制である¹⁾。アメリカは大幅な経常収支赤字あるいは対外投資の継続を通じて巨額のドル残高を累積させ（図1参照）、それを反映してドル相場が長期趨勢的に下落し、ドル相場の大幅な下落もしばしば生じたが（図2参照）、ドル体制は長期間に亘って維持されている。この現実を前にして従来支配的であった「ドル危機論」が説得力を低下させている一方で、「ドル安泰論」が新たに登場した²⁾。端的に言えば、「ドル危機論」はドル危機の必然性を根拠にドル体制の崩壊を示唆しているのに対し、「ドル安泰論」はアメリカ経済の強大さに基づくアメリカへの資本流入構造の堅固さにドル体制の「健全性」を見出し、それを根拠にドル体制の長期的維持を主張している。問題は議論の対立が平行線を辿り、建設的な発展が見られないことである。

本稿の目的は「ドル危機論」と「ドル安泰論」を批判的に検討し、それを踏まえながらドル体制の実態をアメリカへの資本流入構造の変質およびアメリカへの民間資本流入と公的資本流入の間の増減という観点から浮き彫りにすることにある³⁾。

図1 ドル残高



注1：アメリカの国際投資残高表(International Investment Position of the United States)の対外債務から直接投資を差し引いたものをドル残高と見なす。

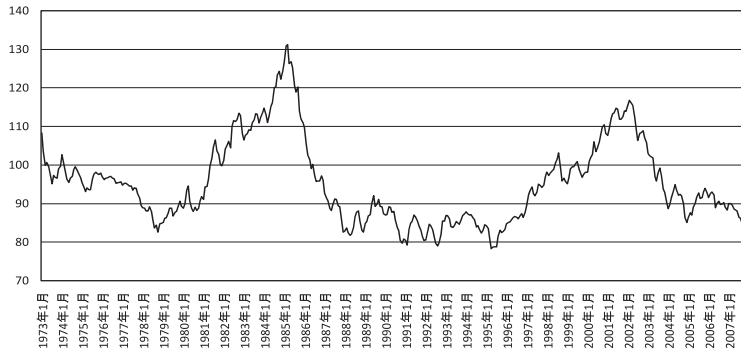
注2：アメリカの国際投資残高表における外国公的資産を公的ドル残高と見なす。

出所：Bureau of Economic Analysis, September 17, 2008, www.bea.govより作成。

* 本稿の作成に当たって藤田誠一教授（神戸大学）、片岡尹教授（大阪市立大学）、五百旗頭真吾准教授（同志社大学）、西尾圭一郎准教授（松山大学）に貴重なアドバイスをいただいた。本稿の一部は日本金融学会2008年秋季大会（於 広島大学）において報告する機会を与えられ、特に討論者の上川孝夫教授（横浜国立大学）には有益なコメントをいただいた。ここに記して謝意を表したい。当然ながら本稿にありうる誤謬は筆者に帰す。

- 1) ドル体制の特徴については深町（1993）、山本（1994、2002）、片岡（2001）、田中・藤田（2003）、信用理論研究学会（2006）、田中・岩田（2008）、秋山・吉田（2008）を参照されたい。
- 2) ドル危機を巡っては様々な説が存在するが、本稿ではドル体制の崩壊あるいは維持についてまで言及しているそれを取り上げる。「ドル危機論」の先駆的論者として代表的なのが桑野（1971）、林（1972）、三宅（1973）、小野（1976）、真藤（1977）である。一方、「ドル安泰論」の代表的な論者としては岩野（2005）、岡本・松田（2007）が挙げられる。ドル危機を巡る諸説については差し当たり信用理論研究会（1981）、田中・岩田前掲書を参照されたい。
- 3) 前田（2005）で提示したドル体制の基本的メカニズムを発展させることも本稿のいま一つの目的である。

図2 ドルの実質実効相場指数（対主要国通貨）



注：1973年3月＝100。

出所：The Federal Reserve Board, Statistics:Releases and Historical Data, www.federalreserve.govより作成。

2 「ドル危機論」の問題点

2.1 ドルは垂れ流されているのか？

「ドル危機論」に共通するシェーマとは「ドルの垂れ流し→過剰ドルの累積→ドル危機」である。具体的には「ドルの垂れ流し→過剰ドルの累積」とは対外債権に見合わない対外債務の累積すなわち対外純債務の累積を意味し、それによってドル相場は絶え間なく下落し続け、ドル危機したがってドル体制の崩壊は避けられないというのである⁴⁾。では、現実はどうのようなものであったか。なるほど巨額のドル残高の累積を反映してドル相場は長期趨勢的に下落し、ドル相場の大幅な下落もしばしば生じた。しかし、1980年前半と1990年代後半においては巨額のドル残高の累積とドル高が並存し、ましてやドル体制は長期的に維持されている。「ドル危機論」の最大の問題点はアメリカへの資本流入（ドルの対外需要）を十分に考慮せずにドル残高の累積（ドルの対外供給の一方的増加）をドル危機の発生＝ドル体制の崩壊に短絡的に直結させ、ドル体制の維持を説明できていないことにある⁵⁾。

4) ドル暴落を説く「サステナビリティ」論あるいはISバランス論も対外純債務の対GDP比を問題にしている。その分析手法の意義は認めなければならないが、金融のグローバリゼーションが進んでいる今日を考えると、対外債権・債務残高をネットのレベルだけではなく、グロスのレベルで捉えて必要があるのではなかろうか。湯野（1999b）の次のような指摘は重要である。「フローとストックの資本取引不均衡—経常収支不均衡の半面である—は、市場が完全であってもマリーすることができない為替リスクの存在を示している。これを『マクロ為替リスク』と呼んでおこう。…経常赤字が資本赤字によってファイナンスされ続ける限り、マクロ為替リスクの積み上がりはますます巨額になる」（29～30ページ）。「グロスで見合っているストックは、カバーを取ることは可能だが、その場合でも、ミクロの為替リスクが市場に連鎖して広がっている。グロスの金融資産・負債残高の積み上がりは、期間ミスマッチの金利裁定取引や、デリバティブ取引を通じるリスク・テイクの連鎖を伴っているはずである。期間ミスマッチの取引は、金利リスク、金利の逆数関係にある価格変動リスクに加え、流動性リスクを取っている。これらミクロ的な市場リスクの総量も、巨額にのぼっていることは想像に難くない」（40ページ）。

5) 『『過剰ドル』の存在』について小宮・須田（1983）は次のように批判している。「米国以外の居住者によって保有されているドルあるいはドル建て資産は、…すべて保有者にとって資産（ストック）として需要されているからこそ保有されているからである。…フロート制のもとでも、固定レート制のもとでも、民間の経済主体が保有することを望まないような『過剰』なドルの保有を強制されることはありえない。もしかりにある時点で、どの資産保有者たちのポートフォリオにも吸収し尽くされない過剰なドルがどこかに発生したとしても、そのことはその時点でドルの急激な減価をもたらし、それに伴って過剰ドルは直ちに吸収されてしまうはずである。過剰ドルが誰のポートフォリオから溢れ出た過剰な状態のままでどこかに…さまよっているなどということはありえないのである」（285ページ）。これは「過剰ドルの累積」という概念に対する批判としても適切であろう。誤解を避けるために一言付け加えると、「過剰ドル」そのものを否定しているわけではない。後述するように、変動相場下の今日においては主として民間経済主体のドル建て資産投資が不十分になった時、外国為替市場においてドルの供給超過という意味での「過剰ドル」が発生し、ドル相場は下落する。

そこでまず示す必要があるのはドル体制が維持されるための基本的条件についてである。国際通貨とは狭義には国際経済取引の決済手段であり、また国際決済が円滑に遂行されるためにはカバー取引が必要不可欠であると考えれば、ドル相場の安定性が求められる。アメリカは巨額のドル残高を累積させているが、それは本来的にドル相場に対する下落圧力である⁶⁾。長期的にはドル相場の下落は不可避であるとしても、短期的にはその下落はリスクヘッジが可能な範囲までに留めなければならない。と言うのは、ドル相場の下落はドルの対外価値を低下させ、またドル相場の下落予想が広範化すると、カバー取引の成立自体が困難になるからである⁷⁾。したがって、国際決済がドル中心に遂行されるシステムという意味でのドル体制が維持されるための基本的条件とは巨額のドル残高の累積とドル相場の安定性の両立であり、その両立を可能にする経済的基盤が必要になるのである。ここで言う経済的基盤とはアメリカへの民間資本流入と公的資本流入の経済的根拠を意味する。アメリカへの民間資本流入と公的資本流入の経済的根拠が存在しなければ、アメリカがドル残高を累積させると、ドル相場が直ちに不安定化するという構造的問題を抱えることになり、ドル体制は崩壊せざるをえないであろう。「ドル危機論」が描いているのはまさにこのような世界である。しかし、現実にはその経済的根拠が存在するからこそ、アメリカは巨額のドル残高とドル相場の安定性の両立を基本的に可能とし、ドル体制は長期的に維持されているのである。まずはアメリカへの民間資本流入について詳しく説明すると次のようになる。

アメリカの経常収支赤字・対外投資を通じてドル建て預金を獲得した周辺国は運転残高を必要最低限度保有するが⁸⁾、それを越えた部分については自国通貨あるいは第三国通貨に転換するか、あるいはドル建て資産に投資するかの選択を行う。アメリカは経常収支赤字・対外投資を通じてドル残高を累積させたとしても、周辺国がドル建て資産に投資する限りにおいてドル相場は差し当たり維持される。今日、その主導的な役割を果たしているのは周辺国の民間経済主体のドル建て資産投資（アメリカへの民間資本流入）である。民間経済主体はリスクを考慮した金融資産の予想収益率を比較しながらストックのポートフォリオを組み替える。アメリカにとって世界の投資資金の吸収を可能としているのはドル建て資産の投資条件が相対的に有利であるのは当然として、アメリカの金融・資本市場という「外国資本の受け皿」の存在の大きさにある（ドル建て資産の市場性・流動性は世界の金融資産の中で最も高く、ドル資産の価格変動に関するデリバティブスも豊富に存在している）。このように、周辺国の民間経済主体のドル建て資産投資はドル相場を差し当たり維持し、したがってドル体制の維持に主要な役割を果たしているのである。

次項においては（1）アメリカがドル残高を累積させたとしても、ドル相場が差し当たり維持されるのが現実的に可能になったのはいつか、（2）その後どのように展開したかについて確認することにしたい。

2.2 ドル体制の確立と展開

1970年代においてはフロー取引がドル相場を規定していた。アメリカが経常収支赤字・対外投資を通じてドル残高を累積させると、それに周辺国の民間経済主体のドル建て資産投資の増加が見合わなかったため、ドル相場は不可避的に下落した。何故なら、周辺国の為替管理がいまだ厳しく（民

6) 対外債務を維持するためにもそのような為替調整は避けられない。

7) 西村（1981）は国際通貨の維持条件の一つとして為替相場の安定性を重視している。この問題については現代の国際決済の構造と国際通貨国アメリカのマクロ政策運営を踏まえて別稿で詳しく考察する予定である。

8) 議論を単純化するために国際決済のプロセスについては捨象する。国際決済のプロセスに関する説明については片岡（1986、2001）、西倉（1998）が特に優れている。

間経済主体の対外投資に対する制限)、主として周辺国の通貨当局がネットの資本収支尻を担い⁹⁾、その為替政策のスタンスもあくまで為替変動のスムージングを目的としていたからである。周辺国の通貨当局すなわち外国公的資産増がネットの資本収支尻の大宗を担っていたことは表1が示している。

表1 1970年代アメリカの国際収支

(単位: 100万ドル)

	1975	1976	1977	1978	1979
1. 経常収支	18,116	4,295	-14,335	-15,142	-285
貿易収支	8,903	-9,483	-9,109	-9,354	-9,483
2. 資本収支	-22,833	-13,430	17,985	-5,145	-25,363
資本勘定取引(純額)	...	...	...	...	...
民間資本収支	-25,537	-24,351	-14,763	-24,605	-7,958
対外投資	-35,380	-44,498	-30,717	-57,202	-61,176
直接投資	-14,244	-11,949	-11,890	-16,056	-25,222
証券投資	-6,247	-8,885	-5,460	-3,626	-4,726
非銀行部門債権	-1,357	-2,296	-1,940	-3,853	-5,014
銀行部門債権	-13,532	-21,368	-11,427	-33,667	-26,213
対米投資	9,843	20,147	15,954	32,597	53,218
直接投資	2,603	4,347	3,728	7,897	11,877
財務省証券	2,590	2,783	534	2,178	4,060
証券投資等	2,503	1,284	2,437	2,254	1,351
非銀行部門債務	319	-578	1,086	1,889	1,621
銀行部門債務	628	10,990	6,719	16,141	32,607
公的資本収支	2,704	10,921	32,748	29,750	-17,405
米公的準備資産	-4,323	-6,772	-4,068	-3,928	-3,740
外国公的資産	7,027	17,693	36,816	33,678	-13,665
財務省証券	4,658	9,319	30,230	23,555	-22,435
3. 誤差脱漏	4,717	9,134	-3,650	9,997	25,647
メモランダム項目					
a. 経常収支/GDP (%)	1.1	0.2	-0.7	-0.6	NA
b. 対米投資/経常収支赤字 (倍)	NA	NA	1.1	2.2	186.7
c. 対米投資+外国公的資産/ 経常収支赤字 (倍)	NA	NA	3.7	4.4	138.7

出所: Bureau of Economic Analysis, www.bea.govより作成。

しかし、1980年代に入って国際資本取引の証券化と自由化が急速に進み¹⁰⁾、次のような構造変化が生じた。第一に、ネットの資本収支尻の担い手が為替変動のスムージングを目的とする周辺国の通貨当局からリスクを積極的に取ってリターンを得ることを目的とする周辺国の民間経済主体に変わった。第二に、資本収支尻の拡大が持続可能になり、それがまた経常収支不均衡の拡大を持続可能になった。第三に、為替相場を規定するのがフロー取引からストック取引に変わった。このような国際資本取引の拡大の恩恵を最も受けたのはアメリカであった。アメリカは1982年以降に大幅な経常収支赤字の継続を通じてドル残高を累積させたが(表2・図1参照)、ROW(その他の世界)の民間経済主体のドル建て資産投資の増大によってドル安どころか、逆に異常なドル高が生じたのである(図2参照)¹¹⁾。1983年以降、対米民間証券投資と銀行収支の好転が外国公的資産増に代わって急増したアメリカの経常収支赤字をファイナンスしていたことが表2より分かる¹²⁾。

9) 1970年代のアメリカの国際収支不均衡ファイナンスの詳細については松村(1993)、奥田(1999)を参照されたい。

10) 国際資本取引の証券化については湯野(1999a)が詳しい。

11) レーガノミックスの生み出した異常なドル高・高金利によってドル建て資産とROWの通貨建て資産の収益率格差が拡大し、インフレなき高成長の実現とドル高政策によってそれが持続することが予想された。1970年代より進行していたアメリカの金融技術革新によって「外国資本の受け皿」も拡大したと考えられる。湯野(1999a)の「国際分散投資によるリスク分散動機が為替リスク・プレミアムを相殺した」(184ページ)という指摘も興味深い。

12) 銀行収支の好転はラテンアメリカの債務危機発生を背景に1983～85年にかけて米銀が対外債権を急減させたことによる。1980年代のアメリカの経常収支赤字ファイナンスの詳細については奥田(1996)、井上(2004)を参照されたい。

表2 1980年代アメリカの国際収支

(単位: 100万ドル)

	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
1. 経常収支	2,317	5,030	-5,536	-38,691	-94,344	-118,155	-147,177	-160,655	-121,153	-99,486
貿易収支	-25,500	-28,023	-36,485	-67,102	-112,492	-122,173	-145,081	-159,557	-126,959	-117,749
2. 資本収支	-24,931	-28,463	-32,626	21,234	75,906	99,792	116,906	168,170	138,753	47,730
資本勘定取引(純額)	...	...	199	209	235	315	301	365	493	336
民間資本収支	-28,263	-24,244	-25,322	21,382	81,151	107,275	82,667	112,263	99,447	62,951
対外投資	-73,651	-103,875	-116,786	-60,172	-31,757	-38,074	-110,014	-89,450	-105,628	-151,323
直接投資	-19,222	-9,624	-4,556	-12,528	-16,407	-18,927	-23,995	-35,034	-22,528	-43,447
証券投資	-3,568	-5,699	-7,983	-6,762	-4,756	-7,481	-4,271	-5,251	-7,980	-22,070
非銀行部門債権	-4,023	-4,377	6,823	-10,954	533	-10,342	-21,773	-7,046	-21,193	-27,646
銀行部門債権	-46,838	-84,175	-111,070	-29,928	-11,127	-1,323	-59,975	-42,119	-53,927	-58,160
対米投資	45,388	79,631	91,464	81,554	112,908	145,349	192,681	201,713	205,075	214,274
直接投資	16,918	25,195	12,635	10,372	24,468	19,742	35,420	58,470	57,735	68,274
財務省証券	2,645	2,927	7,027	8,689	23,001	20,433	3,809	-7,643	20,239	29,618
証券投資等	5,457	6,905	6,085	8,164	12,568	50,962	70,969	42,120	26,353	38,767
非銀行部門債務	6,852	917	-2,383	-118	16,626	9,851	3,325	18,363	32,893	22,086
銀行部門債務	10,743	42,128	65,633	50,342	33,849	41,045	76,737	86,537	63,744	51,780
公的資本収支	3,332	-4,219	-7,503	-357	-5,480	-7,798	33,938	55,542	38,813	-15,557
米公的準備資産	-12,165	-9,179	-11,096	-6,202	-8,620	-6,679	-1,710	10,155	-945	-24,060
外国公的資産	15,497	4,960	3,593	5,845	3,140	-1,119	35,648	45,387	39,758	8,503
財務省証券	9,708	5,019	5,779	6,972	4,690	-838	34,364	43,238	41,741	149
3. 誤差脱漏	22,613	23,433	38,163	17,457	18,437	18,362	30,269	-7,514	-17,600	51,756
メモランダム項目										
a. 経常収支/GDP(%)	NA	0.2	-0.2	-0.9	-2.5	-2.6	-3.1	-3.4	-2.5	-1.6
b. 対米投資/経常収支赤字(倍)	NA	NA	16.5	2.1	1.2	1.2	1.3	1.3	1.7	2.2
c. 対米投資+外国公的資産/ 経常収支赤字(倍)	NA	NA	17.1	2.3	1.2	1.2	1.6	1.5	2	2.2

出所: Bureau of Economic Analysis, www.bea.govより作成。

1990年代には「金融のグローバリゼーション」が進んだ¹³⁾。アメリカはその恩恵を最も受け、1990年代後半に大幅な経常収支赤字・対外投資の継続を通じて巨額のドル残高を累積させたが(表3・図1参照)、ROWの民間経済主体のドル建て資産投資の増大によってドル安どころか、逆にドル高が生じたのである(図2参照)¹⁴⁾。アメリカの経常収支赤字は対GDP比で1980年代の水準を越えて拡大し、1997年以降、経常収支赤字の2倍以上の民間資本がアメリカへ流入し、その中心が対米民間証券投資であったことを表3は示している¹⁵⁾。

13) 「金融のグローバリゼーション」の特徴としては次の点が挙げられる。(1) グロスの国際資本移動がネットの国際資本移動に比して巨大化した。(2) (1) がGDPあるいは貿易の伸び率をはるかに上回った。(3) 国際資本移動における証券投資の比率が上昇した結果、流動性が高まった。(4) 発展途上国の資本流入についても証券投資の比率が上昇した。この「金融のグローバリゼーション」によって「グローバル・インバランス(世界的不均衡)」という21世紀初頭の国際金融を象徴するような現象も生じた。「金融のグローバリゼーション」、「グローバル・インバランス」それぞれに関する文献は枚挙に暇がない。前者については差し当たり翁・白川・白塚(1999)、藤田(2003)、紺井・上川(2003)、信用理論研究会前掲書を、後者については差し当たり伊藤+財務省財務総合政策研究所(2004)、吉富(2005)、田中・岩田前掲書、Roubini&Setser(2004)、Obstfeld&Rogoff(2004)、Gourinchas&Rey(2005)、Xafa(2007)を参照されたい。

14) アメリカのインフレなき長期持続的な経済成長の実現とドル高政策によってドル建て資産とROWの通貨建て資産の収益率格差が拡大し、その継続も予想された。金融・情報技術革新によって「外国資本の受け皿」も一層拡大したと考えられる。ROWの経済が概ね停滞したこともROWの投資資金のアメリカへの集中を助長したと言える。日本は「平成不況」が長期化し、ゼロ金利政策を採り続けた。EUは高失業率という構造的な問題を抱えながら、ユーロ誕生に向けて緊縮財政と低金利政策によって収斂を推し進めていた。東アジア諸国は通貨・金融危機が発生し、深刻な不況に陥っていた。この期間にドル・ユーロ相場、ドル・円相場ともに大幅に上昇したが、それを説明するために投資家が低金利通貨を調達して高金利通貨で運用する「通貨キャリー・トレード」が重視されている。

15) 1990年代後半のアメリカへの民間資本流入の詳細については海野(2000)、奥田(2002)、井上前掲論文を参照されたい。

表3 1990年代アメリカの国際収支

(単位: 100万ドル)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
1. 経常収支	-78,968	2,897	-50,078	-84,805	-121,612	-113,567	-124,764	-140,726	-215,062	-301,630
貿易収支	-111,037	-76,937	-96,897	-132,451	-165,831	-174,170	-191,000	-198,428	-248,221	-347,819
2. 資本収支	51,544	39,353	93,381	77,906	122,514	81,911	133,740	217,950	66,199	233,209
資本勘定取引(純額)	-6,579	-4,479	-557	-1,299	-1,723	-927	-735	-1,027	-766	-4,939
民間資本収支	24,054	17,758	51,228	9,182	79,698	-16,316	2,072	200,883	94,073	183,108
対外投資	-81,393	-73,075	-76,644	-198,823	-183,893	-341,538	-419,088	-484,533	-346,624	-515,559
直接投資	-37,183	-37,889	-48,266	-83,951	-80,167	-98,750	-91,885	-104,803	-142,644	-224,934
証券投資	-28,765	-45,673	-49,166	-146,253	-63,190	-122,394	-149,315	-116,852	-130,204	-122,236
非銀行部門債権	-27,824	11,097	-387	766	-36,336	-45,286	-86,333	-121,760	-38,204	-97,704
銀行部門債権	12,379	-610	21,175	30,615	-4,200	-75,108	-91,555	-141,118	-35,572	-70,685
対米投資	105,447	90,833	127,872	208,005	263,591	325,222	421,161	685,416	440,697	698,667
直接投資	48,494	23,171	19,822	51,363	46,121	57,776	86,502	105,603	179,045	289,444
財務省証券	-2,534	18,826	37,131	24,381	34,274	91,544	147,022	130,435	28,581	-44,497
証券投資等	1,592	35,144	30,043	80,092	56,971	77,249	103,272	161,409	156,315	298,834
非銀行部門債務	45,133	-3,115	13,573	10,489	1,302	59,637	53,736	116,518	23,140	76,247
銀行部門債務	-3,824	3,994	16,216	25,063	104,338	30,176	16,478	149,026	39,769	54,232
公的資本収支	34,069	26,074	42,710	70,023	44,539	99,154	132,403	18,094	-27,108	55,040
米公的準備資産	159	8,686	2,234	-1,730	4,956	-10,726	5,679	-942	-7,205	11,497
外国公的資産	33,910	17,388	40,476	71,753	39,583	109,880	126,724	19,036	-19,903	43,543
財務省証券	29,576	14,846	18,454	48,952	30,750	68,977	115,671	-6,690	-9,921	12,177
3. 誤差脱漏	27,425	-42,252	-43,304	6,898	-902	31,656	-8,977	-77,224	148,863	68,421
メモランダム項目										
a. 経常収支/GDP(%)	-1.3	NA	-0.8	-1.2	-1.8	-1.6	-1.6	-1.8	-2.4	-3.2
b. 対米投資/経常収支赤字(倍)	1.3	NA	2.6	2.5	2.2	2.9	3.4	4.9	2	2.3
c. 対米投資+外国公的資産/ 経常収支赤字(倍)	1.8	NA	3.4	3.3	2.5	3.8	4.4	5	2	2.5

出所: Bureau of Economic Analysis, www.bea.govより作成。

以上のように、1980年代を境に周辺国の民間経済主体のドル建て資産投資の増大というアメリカへの資本流入構造の拡大が生じ、アメリカはドル残高を累積させたとしても、ドル相場が差し当たり維持されるのが現実的に可能になり、今日までドル体制が維持されるための基本的条件（ドル残高の累積とドル相場の安定性の両立）が満たされているのである。

3 「ドル安泰論」の問題点

3.1 ドル体制は「健全」なのか？

「ドル危機論」が説得力を低下させている状況下で新たに登場した「ドル安泰論」はアメリカ経済の強大さに基づくアメリカへの資本流入構造の堅固さにドル体制の「健全性」を見出し、それを根拠にドル体制の長期的維持の説明を試みている¹⁶⁾。

「ドル安泰論」の問題点はアメリカへの資本流入構造の堅固さを重視しているものの、周辺国の民間経済主体のドル建て資産投資と公的通貨当局のドル買い介入を通じたドル準備の積み上げを明確に区別していないことにある（アメリカへの民間資本流入と公的資本流入の混同）。具体的には、周辺国の民間経済主体のドル建て資産投資が減少した時、ドル相場を支えている同国の公的通貨当局のドル買い介入を通じたドル準備の積み上げが増加している事実を見過ごしているのである。この点について詳しく説明すると次のようになる。

周辺国の民間経済主体はドル建て資産の投資条件が相対的に不利になると、ドル建て資産投資を

16) 岩野前掲論文はアメリカ経済の強さとアメリカの「世界の銀行」としての機能を背景とするドルの「健全な成長通貨」としての供給という点にドル体制の「健全性」を見出している。岡本・松田前掲論文もこの岩野論文と基本的に同じ考えを持っていることが見て取れ、「真性手形原理」に基づいたドル供給とアメリカ（ニューヨーク市場）の「グローバル・ファイナシャル・センター」の機能を根拠にドル体制の長期的維持を説明している。

手控え（あるいは回収する）、ドル相場が下落するのは避けられない。だが、ドル・ペッグ（事実上を含む）を採用している国の通貨当局はドル買い介入を行ってドル相場を維持し、ドル相場の変動を許容している国の通貨当局もドル相場の下落が急激に進行する場合にはドル買い介入を行ってその抑制を図っている。アメリカ金融・資本市場という「外国資本の受け皿」が大きいからこそ、ドル買い介入を通じたドル準備の積み上げが可能となっているということも看過してはならない。したがって、周辺国の公的通貨当局のドル買い介入を通じたドル準備の積み上げのドル体制の維持にとって持つ意味を考えれば、アメリカへの民間資本流入と公的資本流入はやはり明確に区別しなければならないのである。

このようなアメリカへの民間資本流入と公的資本流入の混同にも増して問題なのは、「ドル安泰論」が「為替レート問題」＝「ドル相場の大幅下方調整」の意味を軽視しているということである¹⁷⁾。そもそも「ドル安泰論」はドル体制を「健全」と見なしているだけに、「為替レート問題」＝「ドル相場の大幅下方調整」を不問にしているのかも知れない。と言うのは、「健全」なドル体制下で「為替レート問題」＝「ドル相場の大幅下方調整」など本来的に生じるはずがないからである。しかし、巨額のドル残高の累積を反映してドル相場が長期趨勢的に下落するは不可避であり（ストック調整の不可避性）、その過程で「為替レート問題」＝「ドル相場の大幅下方調整」もしばしば発生した。ただし、いずれの「為替レート問題」＝「ドル相場の大幅下方調整」も一時的に収束した。「ドル安泰論」はこの事実を以て「為替レート問題」＝「ドル相場の大幅下方調整」はドル体制の維持に何ら影響を与えないと考えたのかも知れないが、それは結果論に過ぎない。「為替レート問題」＝「ドル相場の大幅下方調整」が発生しても短期間の内に収束したことがドル体制の維持にどのような意味を持ったのかをやはり考える必要があろう。そこで次項において（1）「為替レート問題」＝「ドル相場の大幅下方調整」が発生した原因とともにこの問題が短期間の内に収束した原因を明らかにし、（2）（1）がドル体制の維持にどのような意味を持ったかを考えることにしたい。

3.2 変動相場下のドル防衛と協調介入・政策協調

ドル相場の大幅な下落によってアメリカはドル防衛策の発動を迫られるわけではない。と言うのは、アメリカの対外債務はドル建てなので、ドル相場が下落しても、対外債務負担は増大しないからである。しかし、ドル相場の大幅な下落は輸入インフレを通じて国内インフレを惹き起こしかねない。国内インフレは高金利・株安を通じて景気後退につながる恐れがあるため、アメリカはドル防衛策を発動せざるをえないのである¹⁸⁾。アメリカはドル相場を安定化させるためにドル防衛策を発動するとともに協調介入・政策協調にも依存した。変動相場下のドル防衛と協調介入・政策協調につ

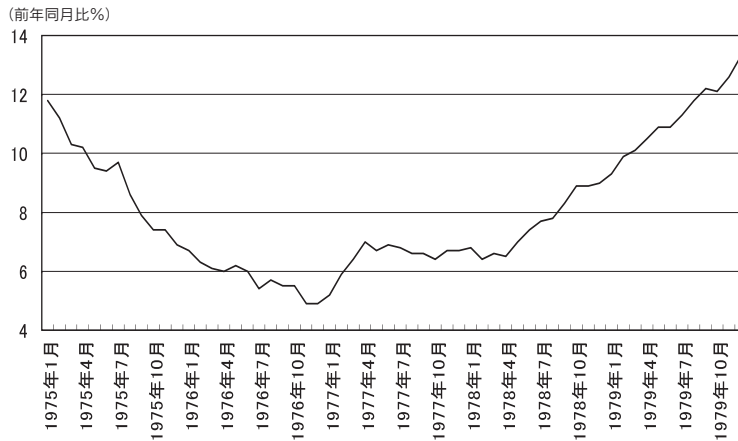
17) 岩野前掲論文は「ドル本位制がドル本位制として純化していく変動相場制移行以降、幾たびか大幅なドル切り下げが行われたが、それによってドルの国際通貨機能に著しい損傷が生じたり、あるいは機能不全に陥ったりしたことはない。・・・為替調整そのものはドル本位制（本稿でいうドル体制）の存続に危機が発生したわけでもなかった・・・総じて為替レート問題は、ドルが基軸通貨として機能する上での決定的条件にならないように思われる」（13ページ）と断言する。岡本・松田前掲論文もそのような「為替レート問題」が生じたとしても、いずれはアメリカに資本が再流入するため、ドル体制にとって問題はないという主旨の楽観的見解を示している。

18) ドル相場の下落は短期的に輸出を増大させ、アメリカの景気を浮揚させる効果はあるが、長期的には輸入財価格を上昇させ、国内財価格と輸入財価格の加重平均である国内物価水準を上昇させるのみである（景気浮揚効果の消滅）。変動相場下ではアメリカにとって国際収支危機は事実上存在せず、インフレ危機が生じた時に始めてアメリカはドル防衛策を発動するのである。この点については藤田（1999、2004）、飯島（2005、2007）、小西（2006）を参考にした。小西（前掲論文）の「金ドル交換性停止後の73年の固定相場制崩壊も、国際通貨体制の危機であった。しかし、それ以降、このような『体制危機』としてのドル危機は生じていない。つまり、ドルが国際通貨の地位から転落するような意味でのドル危機は生じていない。しかし、アメリカがドル防衛を行わなければならないような事態に直面するという意味での『危機』は生じてきた」（32ページ）という指摘は重要である。変動相場下のドル危機については別稿で詳しく考察する予定である。

いては次の三つの事例が残されている。

第一に、カーター政権は総需要政策とドル安政策によって国内景気の浮揚を図った。総需要政策によって経常収支赤字が発生したとしても、ドル安によってその赤字は是正されると考えたのである。インフレと経常収支赤字が同時発生し（図4・表1参照）、1977年10月から1978年10月にかけてドル相場が大幅に下落した（図2参照）¹⁹⁾。ドル相場は大幅に下落したものの、経常収支は逆に悪化し（Jカーブ効果）、輸入インフレを通じて国内インフレが加速するという悪循環に陥ったため、カーター政権は1978年11月にドル防衛策を発動するとともに協調介入に依存したのである²⁰⁾。アメリカへの公的資本流入（外国公的資産増）がネットの資本収支尻の大宗を担っていたということは2.2で述べた通りである。

図3 1970年代後半アメリカの物価上昇率



出所：U.S.Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, www.bls.govより作成。

第二に、レーガン政権の「レーガノミックス」の副産物である異常なドル高・高金利と「双子の赤字」（経常収支赤字と財政赤字）が世界的に問題視され²¹⁾、その是正を目的とした1985年9月のプラザ合意の発表を一つの契機にドル先安観が市場において支配的になり²²⁾、1985年春から1988年後半にかけてドル相場が大幅に下落した（図2参照）。それによって国内インフレが再燃し（図5参照）、レーガン政権は1987年1月にドル防衛策を発動するとともに協調介入・政策協調に依存したのである。1986～88年には減少したアメリカへの民間資本流入に代わって同国への公的資本流入が再び増加し、外国公的資産増がアメリカの経常収支赤字の最大のファイナンス項目になっていることが表2より分かる。

19) カーター政権の政策運営とその経済的帰結についてはStein (1984)、Volcker&Gyohten (1992)、小林 (1987)、建部 (1987)、萩原 (1996) 第6章、新岡 (2002) 第3章、上川 (2005) を参照されたい。

20) 1970年代末の協調介入・政策協調についてはSolomon (1982)、Pauls (1990)、Volcker&Gyohten, op.cit.、坂井 (1991) 第2章、佐瀬 (1995) 第8章、加野 (2006) 第2章が詳しい。

21) レーガン政権の政策運営とその経済的帰結についてはStein, op.cit.、Volcker&Gyohten, op.cit.、小林前掲論文、萩原前掲書第6章、新岡前掲書第4章を参照されたい。

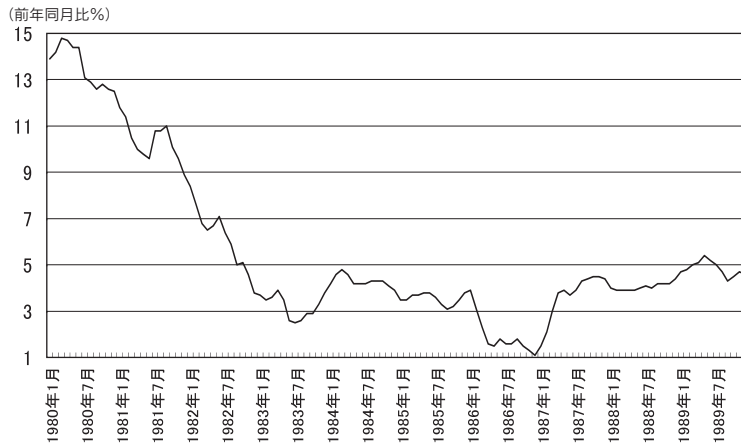
22) 1980年代後半の協調介入・政策協調についてはHenning&Destler (1989)、Pauls (1990)、Volcker&Gyohten, op.cit.、石井 (1990)、坂井前掲書、舟橋 (1993)、佐瀬前掲書第8章、近藤 (1999)、加野前掲書第3章が詳しい。

23) クリントン政権の政策運営についてはBlinder&Yellen (2001)、Frankel&Orszag (2002)、十河 (2004)、森 (2001)、加野前掲書第4章に参照されたい。

24) メキシコ通貨危機については差し当たり片岡 (2001) を参照されたい。

25) 1990年代前半の協調介入・政策協調については佐瀬前掲書第8章、加野前掲書第4章が詳しい。

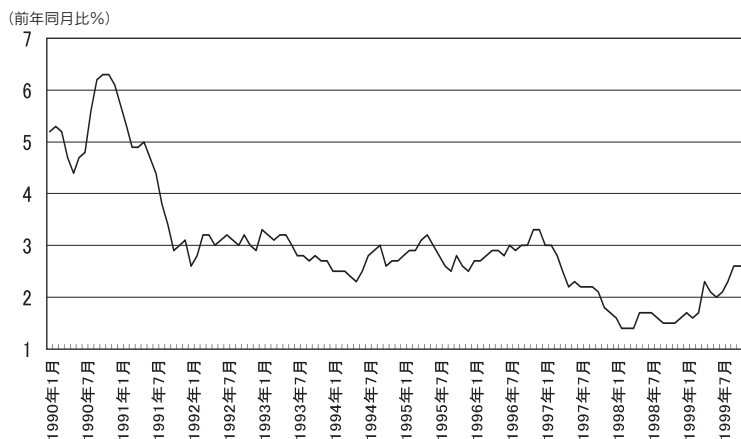
図4 1980年代後半アメリカの物価上昇率



出所：U.S.Department of Labor, Bureau of Labor Statistics,www.bls.govより作成。

第三に、国内景気の低迷が続いていた中で誕生したクリントン政権は雇用拡大を伴う生産性上昇を課題に上げ、それをより確実なものとするために財政赤字の削減と経常収支赤字の是正を図った²³⁾。後者の政策オプションがドル安政策であった。この政策によって市場にドル先安観が支配的になり、メキシコ通貨危機の余波も受けて²⁴⁾、1994年初頭から1995年前半にかけてドル相場は急落した（図2参照）。それによって1994年春先にインフレ懸念が台頭し始めたため（図5参照）、クリントン政権はドル防衛策を発動するとともに協調介入・政策協調に依存したのである²⁵⁾。アメリカへの資本流入において外国公的資産増が1996年まで重要な役割を果たしていることは表3が示している。

図5 1990年代後半アメリカの物価上昇率



出所：U.S.Department of Labor, Bureau of Labor Statistics,www.bls.govより作成。

以上のように、アメリカにドル防衛策を発動させた直接的な原因は「為替レート問題」＝「ドル相場的大幅下方調整」ではなく、国内インフレなのである。しかし、「為替レート問題」＝「ドル相場的大幅下方調整」の長期化かつ深刻化はドル体制の維持の基本的条件を長期間連続して満たされないことを意味し、したがって「ドル離れ」を惹き起しかねないことを考えれば、「ドル安泰論」の

ように「為替レート問題」＝「ドル相場的大幅下方調整」そのものを軽視すべきではない。ましてや、「為替レート問題」＝「ドル相場的大幅下方調整」が発生しても短期間の内に収束したのは協調介入・政策協調によるところが大きく、先に挙げた周辺国の公的通貨当局のドル買い介入を通じたドル相場の支持にも増してドル体制の維持に重要な意味を持ったと言える。このように、アメリカへの民間資本流入と公的資本流入を明確に区別してこそ、ドル体制の長期的維持を明らかにすることができるのである。

アメリカへの民間資本流入の経済的根拠は高成長を通じた収益率格差の発生と金融技術革新を通じた「外国資本の受け皿」としての拡大に、アメリカへの公的資本流入の経済的根拠は同国の輸入市場と「外国資本の受け皿」の大きさに求められる。アメリカへの資本流入の経済的根拠は基本的に同じであるから、アメリカへの民間資本流入と公的資本流入を区別する必要がないのではないかという反論を受けるかも知れない。単にアメリカへの民間資本流入と公的資本流入の混同や「為替レート問題」＝「ドル相場的大幅下方調整」の意味の軽視だけを以て「ドル安泰論」がドル体制を「健全」と見なしていることに問題であると考えているわけではない。国際通貨国アメリカと周辺国の間には歴然とした非対称性が存在するため²⁶⁾、ドル体制の長期的維持に伴って構造的問題が生じざるをえないことを「ドル安泰論」は見過ごしているのである。この点については項を改めて詳しく論じることにしたい。

3.3 ドル体制とアジア諸国

今日、ドル体制の支持基盤となっているのはアジア諸国である。アジア諸国は巨額の経常収支黒字を計上するとともに巨額のドル建て金融資産投資とドル準備の積み上げによってドル相場を支えている。したがって、アメリカが高成長と金融技術革新を実現し、アジア諸国の経済成長を支える限り、ドル体制は維持されうるのである²⁷⁾。その具体的条件とは輸出市場の維持と「外国資本の受け皿」の拡大である。

なるほどアメリカの経常収支赤字・対外投資がアジア諸国にとっての経済成長の動因のとなっているのは間違いない。「ドル安泰論」もまさにこの点を強調している。しかし、不均衡成長の問題点も指摘する必要があるのではないか。言い換えれば、ドル体制下でアメリカの経常収支赤字・対外投資に依存した経済成長を続けることがアジア諸国にとって真に望ましいのかどうかをやはり考える必要があるのではないか。本稿ではこの点について詳しく論じる余裕はないため、差し当たり次の三つの問題点を指摘するに留めたい。

第一に、アジア諸国が事実上ドル・ペッグを採用しているということはアメリカの金融政策にアジアのそれは追従せざるをえないということである。この点についてはIS-LM-BPモデル（二国モデル）を使って次のように説明することができる（図6参照）。

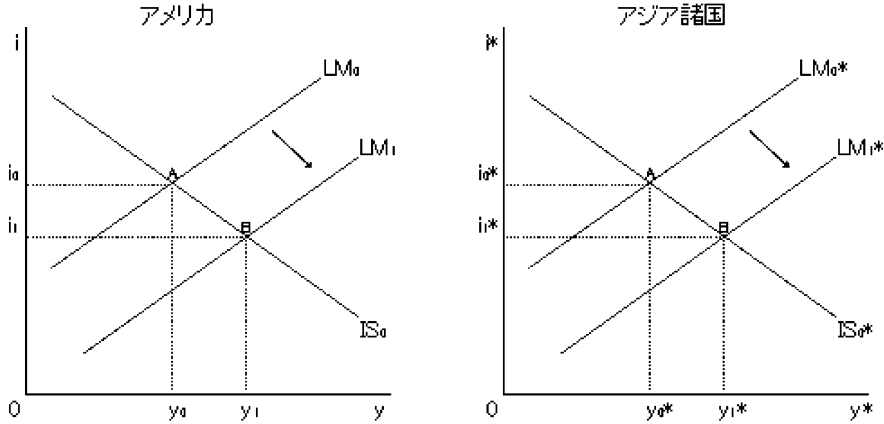
両国の経済が当初A点で均衡していたとする。アメリカが金融緩和政策を採ってLM曲線を右にシフトさせる。その結果、両国の金利に格差が生じるため、ドル相場が下落する。アジア諸国は事実上のドル・ペッグを採用しているため、ドル買い介入を行ってLM曲線を右にシフトさせなければな

26) 非対称性については藤田（1992、1997）が詳しい。

27) ここで議論を止めるのであれば、いわゆる「復活したブレトンウッズ（revived Bretton Woods）」あるいは「ブレトンウッズⅡ（BWⅡ）」の結論と大差がない。BWⅡはアジア諸国の巨額のドル建て金融資産投資とドル準備の積み上げによって今日のドル体制は維持されると説明し、今後もそれが長期間に亘って続くであろうと予想している。民間対米証券投資を「私的体制支持金融」と、公的対米証券等を「公的体制支持金融」と呼び、これら二つの体制支持金融が重層化し、ドル体制がより弱体化したと見る松村（1988）とは全く逆の結論を引き出している。「BWⅡ」を提唱したのはDooley、Folkerts-Landau&Garber（2005）であり、その代表的な批判者はEichengreen（2007）である。「BWⅡ」を巡る議論については伊豆（2005）のサーベイ論文が参考になる。

らない（両国の経済は最終的にB点で均衡する）。アメリカが金融緩和政策を採った場合は逆のプロセスが働く。

図6 IS-LM-BPモデル（二国モデル）



第二に、アメリカとアジア諸国の景気循環が反対のサイクルにある場合にはアメリカが「安定の和」として機能するが、両国の景気循環が同じサイクルにある場合にはアメリカがアジア諸国の景気循環をより加速させることになる。後者が現実であり、アメリカの景気が上昇し、経常収支赤字を拡大させると、アジア諸国の輸出は増大し、景気も上昇するのに対し、アメリカの景気が後退し、経常収支赤字を縮小させると、アジア諸国の輸出は減少し、景気も後退せざるをえないのである。

第三に、社会資本形成が十分とは言えないアジア諸国が輸出部門に特化し、恒常的なドル買い介入によって巨額のドル準備を積み上げ、アメリカに純貯蓄を移転し続けるのは経済成長の観点からやはり問題があるのではなかろうか。

このような構造的問題が生じているのはアメリカ-アジアの相互依存関係と相俟って、特定国通貨が国際通貨のあらゆる機能を果たすと、周辺国が国際収支の調整コストを専ら負担するという非対称性が生み出すことになるからである。その最も極端な非対称性が現れるのがドル体制下なのである。したがって、「ドル安泰論」のように国際通貨国アメリカと周辺国の間の非対称性の意味を十分に理解せずにドル体制を「健全」であると見なし、ドル体制の長期的維持に伴う構造的問題を見過ごしているのはやはり問題があると言わざるをえないのである。「ドル安泰論」の最大の問題点はまさにここにある。

4 むすびに代えて

本論で明らかにしたように、ドル体制の長期的維持を説明できないのが「ドル危機論」の最大の問題点であり、ドル体制の長期的維持に伴う構造的問題を見過ごしているのが「ドル安泰論」の最大の問題点である。本論で指摘したように、真に重要な問題は（1）ドル体制の長期的維持はどのように可能になっているか、（2）ドル体制の長期的維持に伴う構造的問題はどのようなものかについてなのである²⁸⁾。

28) 本稿はアメリカへの資本流入構造（ドルの対外需要構造）を重視したが、ドルの対外供給構造を考察することも当然ながら重要である。ドルの対外供給構造に関する近年の研究については差し当たり徳永（2002、2003、2006）を参照されたい。

ドル体制が今後も維持されるためにはアメリカは巨額のドル残高の累積とドル相場の安定性の両立を可能とする経済的基盤＝アメリカへの資本流入の経済的根拠がこれまでと同様に必要になるが、それが盤石であるという保証は必ずしもない²⁹⁾。ましてや、金融政策の非対称性や不均衡成長の資源配分的歪みというドル体制の長期的維持に伴う構造的問題も看過してはならない。今後のドル体制がどのように展開するかについてはサブプライムローン問題を発端する金融危機を踏まえて考えなければならぬであろうが、それは今後の研究課題としたい³⁰⁾。

[参考文献]

- Bernanke, B. (2005) “The Global Saving Glut and the U.S. Current Account Deficit”, At the Sandridge Lecture, Virginia Association of Economics, Richmond, Virginia, March 10.
- Blinder, A.S. & J.L. Yellen (2001) *The Fabulous Decade Macroeconomic Lessons from the 1990s*, The Century Foundation. (山岡洋一訳 (2002) 『良い政策 悪い政策 1990年代アメリカの教訓』 日経BP社。)
- Destler, I.M. & C.R. Henning (1989) *Dollar Politics : Exchange Rate Policymaking in the United States*, Institute for International Economics. (信田智人・岸守一訳 (1990) 『ダラー・ポリティックス ドルをめぐるワシントンの政治構造』 TBSブリタニカ。)
- Dooley, M., D. Folkerts-Landau & P. Garber (2005) “International Financial Stability : Asia, Interest Rates, and the Dollar”, *Deutsche Bank Global Markets Research*, October 27.
- Eichengreen, B. (2007) *Global Imbalance and the Lessons of Bretton Woods*, MIT Press.
- Frankel, J. & P. Orszag, (eds.) (2002) *American Economic Policy in the 1990s*, MIT Press.
- Gourinchas, Pierre-Olivier & H. Rey (2005) “From World Bankers to World Venture Capitalist : US External Adjustment and the Exorbitant Privilege”, *NBER Working Paper*, No.11563, August.
- Greenspan, A. (2005) “Current Account”, At Advancing Enterprise 2005 Conference, London, February 4.
- Holman, J.A. (2001) “Is The Large U.S. Current Account Deficit Sustainable?”, *Economic Review*, First Quarter, Federal Reserve Bank of Kansas City, pp.5-23.
- Levey, D.H. & S.B. Brown (2005) “The Overstretch Myth”, *Foreign Affairs*, March/April. (<http://faculty.maxwell.syr.edu/ssbrown/Brown%20and%20Levey.pdf>)
- Mckinnon, R.I. (2005) *Exchange Rates under East Asian Dollar Standard : Living with Conflicted Virtue*, MIT Press.
- Obstfeld, M. & K. Rogoff (2004) “The Unsustainable US Current Account Position Revisited”, *NBER Working Paper*, No.10869, November.
- Pauls, B.D. (1990) “U.S. Exchange Policy : Bretton Woods to Present”, *Federal Reserve Bulletin*,

29) アメリカ経済が未曾有の好景気を謳歌する中で永続的な繁栄を謳う「ニューエコノミー論」のような楽観論が流布したが、アメリカの国際収支とドル相場に関する楽観論も散見する。代表的なのはBernanke (2005) の「世界的貯蓄過剰」とGreenspan (2005) の「アメリカ経済の柔軟性」である。前者は「世界的な貯蓄過剰が生じているから、その大半をアメリカが利用しても全く問題ない」という説であり、世界的な貯蓄過剰が解消されれば、アメリカの経常収支赤字も縮小するということを示唆している。後者は「近年、アメリカ経済の柔軟性が著しく高まっているので、やがて市場総力で危機を招くことなく、アメリカの経常収支赤字を持続可能な水準にまで改善するであろう」という説である。Bernanke、Greenspanと同様の楽観論としてはHolman (2001)、Summers (2004)、Mckinnon (2005)、Levey & Brown (2005)、Poole (2005)、岩野前掲論文、岡本・松田前掲論文が挙げられる。

30) 一言だけ述べると、サブプライムローン問題の深刻化によって輸出市場の維持と「外国資本の受け皿」の拡大が難しくなるかも知れない。その具体的なルートとは (1) 信用収縮を通じた経済成長の鈍化→輸入減少、(2) 金融技術革新のテンポ低下→「外国資本の受け皿」の拡大テンポの低下である。(1)・(2) が長期化すれば、アジア諸国のドル選好は低下しうるであろう。

November.

- Poole, W. (2005) "How Dangerous Is the U.S. Current Account Deficit?", *Economic Policy Lecture Series*, Lindenwood University, St. Charles, MO, November 9.
- Putnam, R.D. & N. Bayne (1984) *Hanging Together: The Seven-Power Summits*, Royal Institute of International Affairs. (山田進一訳 (1986) 『サミット「先進国首脳会議」』TBSブリタニカ。)
- Roubini, N. & N. Setser (2004) "The US as a Net Debter: The Sustainability of the US External Imbalance", November. (<http://pages.stern.nyu.edu/~nroubini/papers/Roubini-Setser-US-External-Imbalances.pdf>)
- Solomon, R. (1982) *The international monetary system 1945-1981*, Harper & Row. (山中豊国監訳 (1990) 『国際通貨制度研究 1945-1987』千倉書房。)
- Stein, H. (1984) *Presidential Economics: The Making of Economic Policy from Roosevelt to Reagan and Beyond*, Simon and Schuster. (土志田征一訳 (1985) 『大統領の経済学 ルーズベルトからレーガン』日本経済新聞社。)
- Summers, L.H. (2004) "The U.S. Current Account Deficits and the Global Economy", *THE 2004 PER JACOBSSON LECTURE*, October 3.
- Volcker, P. & Gyohten, T. (1992) *Changing Fortunes*, Times Books. (江澤雄一監訳 (1992) 『富の興亡 円とドルの歴史』東洋経済新報社。)
- Xafa, M. (2007) "Global Imbalance and Financial Stability", *IMF Working Paper*, wp/07/111, May.
- 秋山誠一・吉田真広 (2008) 『ドル体制とグローバリゼーション』駿河台出版社。
- 飯島寛之 (2005) 「『ドル危機』の基本性格とアメリカ為替政策の展開—景気循環の視点から—」『立教経済学研究』第58巻第4号, 221~248ページ。
- (2007) 「基軸通貨国アメリカの為替政策」新岡智・上川孝夫編著『国際経済関係の焦点・揺れる覇権と通貨・』同文館出版, 97~114ページ。
- 石井菜穂子 (1990) 『政策協調の経済学』日本経済評論社。
- 伊藤隆敏+財務省財務総合政策研究所[編著] (2004) 『検証・アメリカ経済 バブル崩壊、不正会計問題は克服できるか』日本評論社。
- 井上博 (2004) 「アメリカの経常収支赤字とサステナビリティ」福島大学国際経済研究会編『21世紀世界経済の展望』八朔社, 73~106ページ。
- 伊豆久 (2005) 「ブレトンウッズ体制の『復活』—アメリカの対外不均衡をめぐって—」『証券レポート』(日本証券経済研究所) 第1630号, 13~23ページ。
- 岩野茂道 (2005) 「ドル本位制・再論」『地域経済政策研究』(鹿児島国際大学) 第6号, 1~16ページ。
- 海野広 (2000) 『「米国一極集中」の投資リスク 国際マネーフローの行方と次なる投資戦略』東洋経済新報社。
- 岡本恵也・松田英明 (2007) 「グローバリゼーション下のドル本位制—米国と開発途上国の相互依存関係」『海外事情研究』(熊本学園大学) 第34巻第2号, 15~32ページ。
- 翁邦雄・白川方明・白塚重典 (1999) 「金融市場のグローバル化: 現状と将来展望」『金融研究』(日本銀行金融研究所) 第18巻第3号, 53~97ページ。
- 奥田宏司 (1996) 『ドル体制と国際通貨 ドルの後退とマルク、円』ミネルヴァ書房。
- (1999) 「ドル体制の変遷と現局面—国際信用連鎖と基軸通貨ドルの変容—」『経済学研究』(九州大学) 第66巻第4号, 19~44ページ。
- (2002) 『ドル体制とユーロ、円』日本経済評論社。
- 小野朝男 (1976) 『国際通貨体制』ダイヤモンド社。
- 片岡尹 (1986) 『国際通貨と国際収支』勁草書房。

- (2001)『ドル本位制の通貨危機 国際資金ポンプとしての米国』勁草書房。
- 加野忠 (2006)『ドル円相場の政治経済学』日本経済評論社。
- 上川孝夫 (2005)「ブレトン・ウッズ体制の崩壊とドル」新岡智・板木雅彦・増田正人編『国際経済政策論』有斐閣, 57～73ページ。
- 桑野仁 (1971)『国際金融論 資本主義国際通貨体制の構造的危機』法政大学出版局。
- 小林清人 (1987)「財政金融政策」馬場宏二編『シリーズ世界経済「アメリカ 基軸国の盛衰」御茶の水書房, 211～291ページ。
- 小西一雄 (2006)「アメリカの対外債務累積と『カジノ資本主義』の新段階—その構造・意味・限界」『季刊経済理論』(経済理論学会)第43巻第2号, 27～37ページ。
- 小宮隆太郎・須田美矢子 (1983)『現代国際金融論 理論・歴史・政策[歴史・政策編]』日本経済新聞社。
- 紺井博則・上川孝夫編 (2003)『グローバリゼーションと国際通貨』日本経済評論社。
- 近藤健彦 (1999)『ブラザ合意の研究』東洋経済新報社。
- 坂井昭夫 (1991)『日米経済摩擦と政策協調』有斐閣。
- 佐瀬隆夫 (1995)『アメリカの国際通貨政策 ブレトン・ウッズ体制の回顧と展望』千倉書房。
- 真藤素一 (1977)『国際通貨と金』日本評論社。
- 信用理論研究会編 (1981)『信用論研究入門』有斐閣。
- 信用理論研究会編 (2006)『金融グローバリゼーションの理論』大月書店。
- 十河利明 (2004)「1990年代のアメリカ経済の展開と経済政策」福島大学国際経済研究会編『21世紀世界経済の展望』八潮社, 42～72ページ。
- 建部和弘 (1987)『アメリカの国際通貨政策』御茶の水書房。
- 田中素香・岩田健治編 (2008)『現代国際金融』有斐閣。
- 田中素香・藤田誠一編著 (2003)『ユーロと国際通貨システム』蒼天社出版。
- 徳永潤二 (2002)「1992年以降のアメリカをめぐる国際資本移動—直接投資と証券投資を中心に—」『立教経済学研究』第55巻第3号, 83～101ページ。
- (2003)「ニューエコノミーと国際通貨ドル—1990年代後半におけるアメリカの国際金融仲介機能論の検討—」『立教経済学研究』第56巻第3号, 145～168ページ。
- (2006)「2000年代前半の国際資本移動におけるアメリカの役割」『季刊経済理論』(経済理論学会)第43巻第3号, 40～51ページ。
- 新岡智 (2002)『戦後アメリカ政府と経済変動』日本経済評論社。
- 西倉高明 (1998)『基軸通貨ドルの形成』勁草書房。
- 西村閑也 (1981)「不換ドルの国際通貨としての流通根拠—久留間健氏の所説について—」『経営志林』(法政大学)第17巻第2号, 49～55ページ。
- 萩原伸次郎 (1996)『アメリカ経済政策史 戦後「ケインズ連合」の興亡』有斐閣。
- 林直道 (1972)『国際通貨危機と世界恐慌』大月書店。
- 深町郁彌編 (1993)『ドル本位制の研究』日本経済評論社。
- 藤田誠一 (1992)「基軸通貨制度と非対称性 (学会展望)」『国民経済雑誌』(神戸大学)第165巻第1号, 95～114ページ。
- (1997)「対称的な国際通貨制度構築の試み—『通貨制度改革概要』をてがかりに—」『神戸大学経済学研究』年報44, 1～31ページ。
- (1999)「欧州単一通貨ユーロと国際通貨体制—一つの試論—」『経済学研究』(九州大学)第66巻第4号, 65～79ページ。
- (2003)「グローバリゼーションと金融問題—国際資金循環と国際通貨システムへのインプリケー

- ションー」日本国際経済学会編『グローバリゼーションの成果と課題』（『国際経済』第54号），26～46ページ。
- （2004）「グローバリゼーションとユーロ登場の意味」村本孜編著『グローバリゼーションと地域経済統合』蒼天社出版，101～123ページ。
- 船橋洋一（1993）『通貨烈烈』朝日新聞社。
- 前田直哉（2005）「二極通貨体制に関する一考察」『経済学論集』（龍谷大学）第45巻第3号，67～82ページ。
- 松村文武（1988）『債務国アメリカの構造』同文館。
- （1993）『体制支持金融の世界 ドルのブラックホール化』青木書店。
- 三宅義夫（1973）「金交換性停止後の国際通貨問題についての若干の理論的考察」『現代と思想』第12号，196～213ページ。
- 森佳子（2001）『米国通貨戦略の破綻 強いドルはいつまで続くのか』東洋経済新報社。
- 山本栄治（1994）『「ドル本位制」下のマルクと円 三極通貨体制の構造』日本経済評論社。
- （2002）西村閑也編集『国際通貨と国際資金循環』日本経済評論社。
- 湯野勉（1999a）『金融の証券化 市場仲介と資産流動化がもたらすもの』晃洋書房。
- （1999b）「積み上がる国際金融リスク」加野忠＋砂村賢＋湯野勉〔編著〕『マネー・マーケットの大潮流 国際金融資本市場の動向を展望』東洋経済新報社，17～46ページ。
- 吉富勝（2005）「アジアの経済統合と世界の新しい経常収支不均衡の解決」RIETI Policy Analysis Paper, No.1。

都市再開発と景観

— 主として歴史的建造物の保全に対する余剰容積の活用について —

野 口 秀 行

1 はじめに

地価の右肩上がり終焉した今日、大規模な事業型都市計画を主軸とするまちづくりは、もはや困難となって来ており、全国の市街地再開発事業は、多くの計画地区で事業が頓挫あるいは計画の大幅な見直しを余儀なくされている。そうした中で、これを機にまちづくりを事業型都市計画から規制型都市計画に転換させるとともに、官主導型のまちづくりから民間主導型のまちづくりへ、パートナーシップをベースにしたコミュニティが主役となるまちづくりへの転換が強く求められるようになって来た。事業型都市計画が全くなかったわけではないが、まちづくりの目標が業務系床の大量供給から市民生活の充実に回帰しつつあるということである。すなわち、大規模な都市再開発事業中心のまちづくりから、環境や景観への配慮、高齢者や障害者などの暮らしやすさという観点が以前よりも強く求められるようになり、必然的に保全を指向することになる規制型都市計画が、今後のまちづくりのあり様として指向されることになってきたのである。それゆえに、この新しいまちづくりの枠組みは、まちづくりの主体を住民の手に取り戻されなければならない、従来とは異なったまちづくりの仕組みが必要とされるようになってきている。

そうした中で、今日のまちづくりにおいて、都市の景観の維持・保全あるいは歴史的建造物等の保全の重要性が増してきている。そもそも我が国の都市計画は、専ら容積率と斜線制度に依存するものであったために、景観を保全して行くには不十分であることは従来から指摘されてきたところである。すなわち、国が定める画一的な基準では対処できない様々な課題に対応し、これらの基準に縛られない独自のまちづくりを展開して行くためには、敷地ごとに決められる形態規制と詳細な空地保全規定を作っていく必要がある。特に、国による保護の対象となる程の例外的な質ではないが、市民にとって重要な歴史的環境を如何に保全するかという問題は喫緊の課題となってきている。そうした中で、やや遅きに失した感はあるが、2004年ようやく景観法が制定され、景観保全や形成を目的とするまちづくりに対する制度的な枠組みが出来上がったのである。

しかしながら、当該法の施行によって全てが解決するわけではない。第一に、景観を維持・保全するためには、必然的に財産権の部分的な制限を加えることが求められることになる。私的所有権部分への規制・支援に対して積極的に対応して行く必要があるが、そのためには自治体および住民とともに、「公共性」とは行政の利益ではなく、住民全体の利益であることを相互に再認識することが必要になる。第二に、景観を維持・保全するために要する資金の確保という問題である。事業型都市計画とは異なる必要資金確保のための新しいスキームが必要とされる。

本稿では、欧米の先進事例のうち米国で行われているTDR（TDR：Transferable Development Rights）に焦点を当てて、我が国における景観の維持・保全のための資金確保のスキームについて検討して行くことにしたい。

2 景観保全とTDR

近年、まちづくりの現場において、空中権の活用が話題に上るようになってきた。高度利用を目的に高い容積率が指定され、インフラが適切に整備されている都心部では、単独では利活用が困難である狭小不整形な土地を、余剰容積の移転によって、再活性化を図ることが可能であり、中心市街地の活性化や密集木造地のまちづくりに際して、また民間資金の導入に対するインセンティブファクターとしての重要なツールとして考えられるようになってきたからである。米国においては、早くから余剰容積を利用する都市開発事業が展開され、最近でもボストンの中心市街地の開発に際し、ボストンのダウンタウンを貫いて走る高架の高速道路を地下化し、その上部空間の余剰容積を利用して、中心市街地におけるアメニティ開発や住商混在の地区開発を行っている。空中権を都市開発事業のインセンティブとして活用し、TIF (Tax Incremental Financing) 等他の事業手法との組み合わせにより、ダウンタウン開発やウォーターフロント開発などに民間事業者が参画しやすい環境を作っている。ただし、後述するように余剰容積の移転については、その適用目的や移転の範囲等が明確に規定されており、運用に当たっても厳格なガイドラインがあるということに留意する必要があるが。

我が国における余剰容積移転をともなう開発事例

	大阪全日空ホテル		聖路加国際病院		第2国立劇場	
所在	大阪市北区		東京都中央区		東京都新宿区・渋谷区	
移転元・移転先	移転元	移転先	移転元	移転先	移転元	移転先
	クラブ関西	大阪建物	聖路加病院1及び2街区	聖路加病院3街区	国(国立劇場エリア)	NTTほか(オペラシティエリア)
敷地面積	2,722 m ²	4,607 m ²	26,224 m ²	13,033 m ²	28,665 m ²	15,426 m ²
容積率(割増後)	600%	600%	400%(590)	400%(590)	400%	400%
移転容積	13,000 m ²		1街区の410% 2街区の170%		11,1000 m ²	
移転後の建築容積	44,770 m ²		258,000 m ²		202%	
根拠・手法等	総合設計、建築基準法(施行令1条) 複数建築物による用途不可分利用権の保全措置として区分地上権を設定し、登記している。		特定街区 特定街区の指定を受けた3街区のうち、1及び2街区の容積を街路を隔てた3街区に移転、容積率を1170%にしている。		特定街区 一定期間民間に空中権を貸与。国が空中権を貸す初めての事例。国は空中権の売買等の当事者になれないため、2国を国立劇場と合併させ日本芸術文化振興会が契約当事者になっている。	

そもそも空中権とは「都市部における土地の高度利用および空間の有効利用を促進することを目的として、土地の上部における未利用空間をその下部の使用空間または地表と切り離し、土地所有者とは別個独立の客体とすることによって、その上部空間に相当する余剰容積を近隣または他地域に移転し、その移転先の土地において本来定められた容積率を上回る規模の建築物を建築し得る権利である。」と定義されている。

ここでは、上部空間の立体的な利用という視点から、空中権を整理して行くことにするが、まず空中権は建築的な要素を含む場合（広義の空中権）と建築的な要素を含まない場合（通常の地役権）とに分けて考えることが出来る。建築的な要素を含む場合は、さらに余剰容積の移転をともなう場合—移転可能開発権（TDR：Transferable Development Rights）と余剰容積の移転をともなわない場合—狭義の空中権（Air Rights）とに分けられ、ここでは主として移転可能開発権（TDR：Transferable Development Rights）について検討していくことにする。

3 TDR（Transferable Development Rights）とは

米国においては、すでに移転可能な開発権としてのTDR制度が、実際に都市開発の場面で活用されている。我が国でもこの米国のTDRを下敷きに、1980年代後半には以降旧建設省をはじめとして、空中権の移転による都市開発のスキームが検討されてきた。しかしながら、我が国には空中権に関する実定法上の明文規定は存在しないため、都市計画法、建築基準法等の形態規制の緩和等の運用によって、それも個別的にTDRが認められてきた経緯がある。我が国において、都市開発事業を円滑に進めていくためには、競争的公的助成制度の導入、TIFなどの新しいプロジェクトファイナンス的な資金調達手法の開発等と併せてTDRについても検討される必要がある。

以下に米国におけるTDR制度について概略する。

（1）TDRの概要

TDRを行う目的は、米国においては明確に規定されている。その目的は、歴史的建造物（ランドマーク）、農地、オープンスペース、低所得者住宅などコミュニティにとって重要な公共利益として認められる建物や空間を、都市・地域開発の圧力から保護することにある。単なる容積移転の経済的側面だけではなく、公共公益という視点がTDRにはある。TDRの機能は、公共利益保護のために強化した開発規制（歴史的建造物敷地の開発規制、農地の開発規制、ダウンゾーニングなど）により、自己の土地利用について制限を受けた土地所有者に対し、金銭ではなくその土地の未利用の開発権を他の土地に移転する資格を与えることで経済的な補償を行う点にある。TDRの許可に際しては、受け地側のインフラ整備がTDRによる容積増加を受け入れられる水準にあるか、交通や大気汚染など受け地側の被る環境インパクトは許容範囲か、など容積を受け入れる側への環境インパクトが厳重に審査され、都市環境についての配慮が十分に保全されなければならないとしている。さらにTDRがゾーニングの一手法であるため、都市計画で規定された手続きを経て行われる。例えば、歴史的建造物の保存の場合、保存法にもとづいて建造物の維持・保全プログラムが承認されなければならないが、同時に通常的环境インパクト評価、住民公聴会などを経なければならない、都市計画との整合性を図ることを求めている。

以下に米国におけるTDRの事例を見ていくことにしたい。

①大都市の開発事例

名称	グランド・セントラル・サブディストリクト
所在地	NY市マンハッタン
概要 実施状況	歴史的なランドマークであるグランド・セントラル駅の保存を目的とするTDR グランド・セントラル駅敷地を開発しようとしたデベロッパーからの訴訟にたいし、ランドマーク保全のためのTDRの法的正当性を連邦最高裁によって認められた初めてのケース。以降のTDR普及の基礎となった。
経緯	1992年グランド・セントラル・サブディストリクトの設立が認められ、より広い地区を開発移転の対象とすることが可能になった。
手法等	開発移転は、以下の隣接条件に基づいていたが、現在はサブディストリクトとして指定された地区内であれば移転可能(但し特別許可を要する場合と不要の場合に分かれる)。 ・ランドマーク敷地と連続した敷地 ・ランドマーク敷地と道路を隔てた反対側の敷地 ・ランドマーク敷地が交差点に位置する場合は、その交差点に面する敷地 ・高密度業務地区に限り、上記に加え、ランドマーク敷地につながる同一所有権下の一連の敷地に隣接する敷地及び道路や交差点を隔てた反対側の敷地

②農地保全の事例

名称	モンゴメリー・カウンティ
所在地	メリーランド州
概要 実施状況	開発によって失われつつある農地保全を目的とするTDR 1987年末までにモンゴメリー・カウンティでは累計3,464の取引きがなされ、17,320エーカーの農地が保全された

(2) TDR制度とTDRバンク

TDRバンクとは、TDRの取り引きを管理する組織である。TDRは余剰の開発床に対する需要があってはじめて成立するのであり、買い手が現れなければ取引は行われず、その結果歴史的建造物の保存や優良な農地の保全などの公共目的が達成されないということになる。なかんずく、TDRの発生のタイミングと実際に余剰容積を必要とする開発のタイミングが常に合致するというわけではなく、そこでTDRバンクが設立され、TDRをまとめて買い上げてプールしておくことが行われる。それによって価格の安定やTDRを意図的に売らないことで成長管理を行うことも可能になり、地区のマネジメントが容易になるということになる。

以下はTDRバンクの事例である。

TDRバンク設置の事例

名称	サウス・ストリート・シーボート特別ゾーニング・歴史地区
所在地	NY市ローワーマンハッタン
概要 実施状況	歴史的なランドマーク群を含む特性の保存を目的とするTDRプログラム TDRバンクを設置 サウス・ストリート・シーボート全体の地区計画の中でTDR地区が位置づけられている
	19世紀初頭に建設された歴史的な低層建物で構成される個性的な港の空間の保存とそのための資金捻出のためにTDRを利用。 TDRの売却がなされるまで保存のための資金が獲得できないという通常のTDR制度の弱点を補うために、ニューヨークの複数の銀行コンソーシアムの形でTDRバンクが設立された

4 我が国の都市開発事業におけるTDR検討の必要性

さて、その空中権であるが、我が国には空中権に関する実定法上の明文規定は存在しない。しかしながら、我が国でも、過去余剰容積を利用した都市開発事業の事例は存在する。それは主に都市計画法、建築基準法等の形態規制の緩和と昭和60年2月の建設省住宅局長通達「容積率の移動」に基づいているのであるが、そのことが空中権に関する議論を混乱させる原因にもなっている。

現在我が国には、空中権に関する実定法上の明文規定は存在しないことはすでに述べた。現在行われている余剰容積移転の手法としては、①総合的な設計による一団地認定制度、②特定街区制度、③再開発地区計画制度④容積適正配分型地区計画制度などがあり、これらの運用によりTDRが実施されている。しかしながら、米国におけるTDRが、公的目的達成の制度として位置づけられ、また公的資金負担のない経済補償としての機能を有し、受け地側の環境を担保すること、都市計画の厳密な手続きを要することなど、制度上厳格なガイドラインが規定されているのにたいし、我が国では都市計画等の制度の運用に基づく当事者間の売買によってなされているケースが多い。それは容積移転の手続きにおいても、「容積移転条件をゾーニングに規定する。」都市計画や土地利用マスタープランとの整合性を図る。#環境アクセス、住民参加など通常の都市計画プロセスとリンクさせる。米国に比べ我が国では、公法的な制度の運用に依存し、容積移転を隣接敷地の所有者間で合意すれば、勿論都市計画の決定手続きが必要となる場合もあるが、比較的容易にTDRを実行することが理論的には可能ということになる。それ故、当局は容積移転の範囲とうにつき厳しい制限を付加してもいるということになる。制度上確立されていないということは、容積の移転元と移転先の間の権利関係並びに財産の保全さらには第三者への対抗要件は、あくまでも私法的な制度によって財産面での権利関係を担保せざるを得ず、TDRが一般に普及することを妨げている。また、前述のようにTDRの発生するタイミングと容積移転を使った開発のタイミングのギャップを、米国ではTDRバンクを必要に応じて設立することで経済的な補完並びに調整を行っているが、我が国ではかかるTDRバンクを設立するための根拠すら持ち得ないということになる。

5 最後に ～我が国へのTDR導入に向けて～

欧米における社会資本整備の潮流は、民間主導型に移行してきている。今後財政改革は待たなしとされる我が国においても、最小の財政負担で社会資本整備を行っていくことが求められており、その意味においても官民パートナーシップの必要性が指摘されている。米国のTDR制度は、社会住宅の整備やランドマークの保存や農地の保全等の公共目的達成の制度として位置づけられているが、今ひとつの機能は官民パートナーシップによる都市整備の手法としての機能である。

TDRは、TIFなどの他の事業手法との組み合わせにより、比較的风险の大きい都市開発事業に民間事業者に参加を促すインセンティブとしての機能を有しており、今後のまちづくり事業を円滑に進めていくための有効な手段であるということが出来る。その意味で、今後我が国においてもTDRが実定法として明文規定されることが望まれるのであるが、少なくとも①容積移転の範囲と都市計画的な整合性②送り地と受け地の容積率の担保、③既存の容積ボーナス制度との整合と受け地側のメリット、④空中権の財産法的な担保、⑤移転容積の送り地と受け地の公示、⑥都市計画法、建築基準法、都市再開発法との整合性、⑦一定の市場性の確保、情報の開示、取引に関わる公的機関の介在（TDRバンク）等については現行法の中でも早急に検討されるべきであろう。

東ドイツにおける計画経済の盛衰（4） — アンドレ・シュタイナーの著作¹の紹介と解説 —

白 川 欽 哉

はじめに

- I 本書の構成
 - II 「ベルリンの壁」までの東ドイツ（第1部）
 - III ウルブリヒト時代とホーネッカー時代の比較
 - (1) 1950年代の経済政策
 - (2) 改革派に対する政権のスタンス（第2部）
 - (3) 1960年代経済改革とウルブリヒト政権（第3部）
 - (4) ホーネッカーの登場と改革路線の払拭（本号＝第4部）
 - IV 経済危機から体制崩壊へ
- まとめ

III ウルブリヒト時代とホーネッカー時代の比較（続き）

(4) ホーネッカーの登場と改革路線の払拭

① ホーネッカー政権誕生前の状況

1960年代は、ドイツ民主共和国（以下、東ドイツ）にとって、スターリン型あるいはソ連型と呼ばれた社会主義の再編の時代となった。これから紹介するホーネッカー時代と対比するために、ウルブリヒト時代後半²の変化の特徴を、シュタイナーの論述をもとに第1表にまとめておこう。

第一は、計画策定・指令のプロセスにおいて、企業側に意思決定の自由裁量の幅が広がったことがあげられる。トップダウンの仕組みのなかで、ボトムアップ式に集めた利害の調整に、企業が参加する余地が増えたのである。第二の変化は、工業において国有企業、半官半民企業、私企業など、多様な所有形態が認められ、とくに地方の消費財部門で中小企業の活動が1970年代初頭まで承認されたことである。さらに、科学技術重視の投資（加工組立型部門への優先投資）が展開されたこと、それを支える輸出入政策が実施されたことも重大な変化であった。それとの関連で、ソ連や西側諸国との通商および政治・外交関係が変化したことも指摘されねばならない。社会主義の同盟国であるソ連との関係にはひびが入り、反対にベルリンの壁によって政治・イデオロギー対立が先鋭化していた西ドイツと関係を回復したのがウルブリヒト時代後期・末期の重要な変化であった。

¹ André Steiner, *Von Plan zu Plan: Eine Wirtschaftsgeschichte der DDR*, München 2004.

² ウルブリヒト時代前半については、拙稿「東ドイツにおける計画経済の盛衰（2）— アンドレ・シュタイナーの著作の紹介と解説 —」、『経済論集』（秋田経済法科大学総合研究センター経済研究所）第2号、2007年3月、121～132頁を参照されたい。後半については、拙稿「東ドイツにおける計画経済の盛衰（3）— アンドレ・シュタイナーの著作の紹介と解説 —」、『経済論集』（ノースアジア大学総合研究センター経済研究所）第6号、2009年3月、81～89頁。

第1表 ウルブリヒト時代の前期から後期への変更点

	戦後から1950年代	1960年代
a. 計画経済システム	国家機関（省庁・官房）による集権的管理	経済的権限と義務の企業サイドへの一部委譲（分権化の試み）
b. 国有化	国有化、農業集団化の推進 ＊1953年の暴動後にブレーキがかかった。	国有化された企業の統合・再編、半官半民企業（国家参加企業）の承認（57年～72年）、農業集団化の完了
c. 市場経済的カテゴリーの活用	市場経済的要素の排除、部門・業種・製品別の物量計画による統制、公定の固定価格制、国家投資重視など。	コスト、利潤、利子の業績評価への組み入れ、物量計画バランス数の削減、投資の自主裁量権（企業サイド）の拡大
d. 投資政策	素材型部門への重点投資 ＊50年代半ばに一時的に消費財部門の拡充	加工組立部門への重点投資。 ＊ソ連の輸出制限により、60年代末から国内原燃料部門への投資増大
e. 政治・外交	国内：党内改革派との対立 対ソ関係：接近と後退 対西ドイツ関係：後退	国内：改革派との協同 対ソ関係：徐々に後退 対西ドイツ関係：後退から接近へ

資料：André Steiner, *Von Plan zu Plan: Eine Wirtschaftsgeschichte der DDR*, München 2004, S.83-164の論述から作成。拙稿「東ドイツにおける計画経済の盛衰（2）ーアンドレ・シュタイナーの著作の紹介と解説ー」、『経済論集』（秋田経済法科大学総合研究センター経済研究所）第2号、2007年3月、121～132頁、拙稿「東ドイツにおける計画経済の盛衰（2）ーアンドレ・シュタイナーの著作の紹介と解説ー」、『経済論集』（ノースアジア大学総合研究センター経済研究所）第6号、2009年3月、81～89頁をも参照されたい。

これらの変化のうち、1960年代の計画経済システムの分権化と市場経済的カテゴリーの活用に限定するというならば、それらはウルブリヒト時代の東ドイツに特有な現象ではなく、強弱、濃淡、スピードの違いこそあれソ連・東欧諸国に共通するものであった³。経済成長率の低下に歯止めをかけ、50年代半ばに見られたような政治的危機（東ドイツ各地での労働者蜂起、ポズナン事件、ハンガリー動乱）を回避するため、それらの国々では、機能不全に陥っていた計画経済システムを立て直す試みがなされた。物量指標を重視し、政策当局の直接的管理によって実施される経済運営をやめ、価格、利潤、利子といった「市場経済のカテゴリー」を利用しながら、システムを「間接的に制御」することが目標に据えられた。また、産業構造の高度化と生産性上昇を目指す科学技術重視の政策が登場し、国内での研究開発に力を注ぐとともに、西側諸国との経済関係を強めることにもなった。

改革は、経済成長とともに国内の自由化と民主化の機運を高揚させた。それは、1968年のチェコスロヴァキアにおける「プラハの春」事件のような軍事介入を伴う事態に発展することもあった⁴。また、経済改革期になされた重化学工業重視の投資政策が生んだ供給上の不均衡が国民の消費生活を直撃し、他の東欧諸国における政情不安の原因となることもあった⁵。70年12月のポーランドにおけるストライキと暴動はそれを象徴する出来事であり、その運動は統一労働者党第一書記のゴムルカの退陣へとつながるものとなった⁶。

3 このことに言及する社会主義経済関連の文献は多数存在するが、ここでは経済史の分野に限定して代表的なものを紹介する。W.ブルス（鶴岡重成訳）『東欧経済史 1945-80』岩波書店、1984年、第三章～第四章を参照されたい。

4 矢田俊隆『ハンガリー チェコスロヴァキア現代史』山川出版社、昭和53(1978)年、308-321頁参照。

5 東ドイツ時代に刊行された自由ドイツ労働組合同盟の組合史でも、ウルブリヒト時代への批判（ホーネッカー体制の擁護）を意識して、当時の経済の窮状について明確な指摘がある。Bundesvorstand des FDGB (Hrsg.), *Geschichte des Freien Deutschen Gewerkschaftsbundes*, 2. Auflage, Berlin 1983, S.599-600.

6 伊東孝之『ポーランド現代史』山川出版社、昭和63(1988)年、264-269頁参照。

東ドイツでも、1970年代初頭の不作と厳冬に伴う消費財価格（燃料をも含む）の大幅値上げを背景に、70年から71年にかけてストライキ件数が増大していた⁷。シュタイナーが所属するポツダム現代史研究センターのR.ヒュルトゲンの研究⁸でも、「ベルリンの壁」の構築の年（61年）に激増したストライキが、経済改革期に減少し、その路線が放棄される直前の70年代初頭に急増していたことがわかる（第2表）。73年と74年は「不明」となっているが、ホーネッカーを中心にポスト・ウルブリヒト体制が構築されるなかで、ストライキ件数は減っていなかったものと推測される。

第2表 東ドイツのストライキ件数

1960年	1961年 注1)	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年
166	982	117	138	57	25	41	18	15	28
1970年 注2)	1971年	1972年	1973年 注3)	1974年 注3)	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年
263	484	395	不明	不明	266	25	257	15	8

注1) 第1四半期～第3四半期までの集計。

注2) 1970年1月1日～12月10日までの集計。70年10月～71年4月までは63件。

注3) 2003年時点で、根拠のある数字は著者によっても発見できていない。

資料：Renate Hürtgen, Der Streik in der DDR, in: *Horch und Guck*, Heft 43, 2003, S.9-10. 自由ドイツ労働組合同盟に記録されたストライキ件数。数字の発掘にあたっては、自由ドイツ労働組合同盟および国家保安省の内部資料が使用されている。

②「経済政策と社会政策との統一」路線の登場

こうした1970年代初頭の経済・社会状況の改善に向けて、ドイツ社会主義統一党と政府（以下、党・政府）は、国民との宥和に向けて、改革路線からの大転換を遂げることになった。その政策は、75年からホーネッカー政権の崩壊まで、「経済政策と社会政策との統一」という名称で、党・政府の政策の基本に据えられた。

その骨子を、シュタイナーの論述から抜粋・分類し、「社会政策」、「経済政策」の順でまとめてみよう。

第3表 1970年代以降の社会政策の骨子

項 目	概 要
(1)賃金、年金、労働時間、休暇	○最低基本賃金の引き上げ (1971年には300マルクから350マルクへ。76年に350マルクから400マルクへ) ○各種計画指標やノルマの達成度に応じた賃金体系。ただし、既得権を侵害する賃下げはしないという前提の体系。(1972年6月の自由ドイツ労働組合同盟の第8回大会に決定) ○有給休暇の拡大 ○年金支給額の引き上げ
(2)女性労働の奨励	○産休日数の拡大、育児中の女性の労働時間の短縮、出産手当、若い夫婦のための無利子融資制度
(3)住宅建設プログラム	○1990年までに社会問題としての住宅問題を解決する（約300万世帯分の公団の新築、古い建物の改築・改修）、という目標。
(4)消費財に関する補助金政策	○国民の基本的食料品、子供服、公共料金（電気、公共交通、家賃など）

資料：André Steiner, *Von Plan zu Plan: Eine Wirtschaftsgeschichte der DDR*, München 2004, S.171-の論述から作成。なお、表の数字や事実関係については、Johannes Freich / Martin Frey, *Handbuch der Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland: Band 2: Sozialpolitik in der Deutschen Demokratischen Republik*, 2. Auflage, München 1996, S.163-164 ; S.338-346を参考にした。

7 André Steiner, a.a.O., S.168-169.

8 Renate Hürtgen, Der Streik in der DDR, in: *Horch und Guck*, Heft 43, 2003, S.9-10.

第3表に示したとおり、社会政策の分野においては、賃金、休暇、年金の拡大と労働時間の短縮について、1960年代よりもさらに好条件（多くは68年の法令で一旦改善）が提示されるようになった。また、労働力不足を補うために、女性の社会進出ならびに出産・育児をサポートする体制が一層強化された⁹。さらに、安価で快適な住居（公営団地）の提供、生活必需品や公共料金の低価格政策には、国民生活の量的・質的向上という狙いがあったことはいうまでもない。

こうしたホーネッカー時代の社会政策的な施策について、シュタイナーは、古参の党幹部がイメージする「大戦間期の労働者家族の需要」を充たしてはいるものの、「西側で達成された生活水準」と比較しながら暮らしている東ドイツの住民にとっては、満足のいくものではなかった、と述べている¹⁰。

問題は、この社会政策的措置に経済的な裏づけがあったかどうかである。改善の目的は、社会保障のみならず、労働者の作業意欲の向上、労働生産性の上昇に向けられていたものであり、それらの果実は社会政策の経済基盤となる。そのために業績指標の達成度に応じた賃金体系は策定されたのだが、既得権を侵害する賃下げはしない、という前提で作られた体系であったために、賃金コストは下方硬直的であり、収益性は上がりにくかった。それは、国際競争力の引き上げを実現するうえでの障害となった¹¹。

では、党・政府は、いかなる方法で、生産性上昇や経済成長を達成しようと試みたのであろうか。ホーネッカー時代の始まりを象徴する出来事は、第一に、計画経済システムにおける再集権化であった（第4表）。ウルブリヒト時代後半（1960年代）の「企業サイドへの分権化」の路線（前掲第1表）からの反転、すなわち国家機関主導の管理の強化がなされたのである。

第4表 ホーネッカー時代の経済政策

項 目	概 要
(1) 計画経済システムにおける集権的管理の強化	物財需給バランス表による国家管理の強化 国家計画委員会および省庁管轄のバランス表の数の増大 1972年以前 200～250 1972年 約 800（約300と約500） 1977年 約1,000（約330と約670） 1981年 1,123（375と648）
(2) 物量指標の重視、収益性の軽視	○経済改革期：国家計画指標「利益」。ネット集計（純生産） ⇒ホーネッカー時代：国家計画指標「商品生産」グロス集計（粗生産高） ○労働力の過剰雇用、原料・資材の過剰在庫（不足の経済学）
(3) 強制国有化と手工業	○1972年の強制国有化 対象：私企業、国家参加企業（半官半民企業）、手工業生産協同組合所属の企業

資料：André Steiner, *Von Plan zu Plan: Eine Wirtschaftsgeschichte der DDR*, München 2004, S.174-1978の論述から作成。参考にした。バランス表については、青木國彦『体制転換』有斐閣、1992年、50頁を参考にした。

9 André Steiner, a.a.O., S.172.東ドイツでは、1970年までに就労可能な可能な年齢の人口のうち89%がなんらかの職業にしていた。

10 André Steiner, a.a.O., S.173.

11 Ebenda.

計画経済の運営上、東ドイツにおいて重視されていたのは物財需給バランス表であった。具体的には、原燃料・資材、設備、消費財のなかから国家計画指標として選ばれた製品の生産高（供給）と、生産的消費、投資、国民的消費、生産財取引（需要）とをバランシングして管理するというものであった。製品の国民経済的重要度に対応する形で、国家計画委員会、省庁、中間管理機関（経営連合体）、国有企業が策定・管理する4つのバランス表が存在した¹²。上記のうち、国家計画委員会と省庁のバランス表の数は、「集権か、分権か」を判断する一つの目安となる。シュタイナーは、1971年以前まで約200～250だった両者のバランス表が、72年からは約800に増加したことを指摘している。また、計画経済システムのピラミッド構造の底辺に位置する国有企業に対する行政的な指導が強まり、管理の集権的な性格が一層強まったことをも示唆している¹³。

象徴的だったのは、社会政策との関連で重視された消費財のバランス表であった。それまで140だった製品別バランス表が、1971年からは約230に増やされ、さらに73年からは約900の製品についてのバランス表（数量、価格）が作成された。それは、住民向けの消費財全体の約90%が国家管理のもとにおかれたことを意味した¹⁴。

国家管理の強化＝再集権化は、いわば国家の行政的指導によって「上から」秩序と成長を牽引するというという50年代以前の手法への回帰であり、また、経済的刺激を与えて、「下（企業・職場集団・個人）」の生産性向上意欲を引き出すという60年代の目論見の放棄であった。この方針転換は、企業の収益性や自律性志向を減退させ、投入量・粗生産高重視、収益性軽視の非効率的な企業行動（「トン」＝物量のイデオロギーとも呼ばれた）、そして国家依存の他律的な企業行動（社会主義における国家と企業との間の家父長的関係）を誘引するものとなった¹⁵。

この再集権化は、古いシステムの復活のみならず、その範囲の拡大を伴う形で進行した。長らく休止していた国有化運動の再燃がその契機となった。それまで、都市や農村において消費財工業の分野で住民の雑多な需要を充足させるのに貢献したり、部品・半製品の下請け供給や修理・修繕の分野で寄与していた中小・零細規模の私企業や国家参加企業（半官半民企業）が、1972年から急テンポで国有化されたのである¹⁶。ホーネッカーによる公式発表では「計画の欠陥を補修するために」¹⁷という理由付けがなされたが、その裏側には、労働者の懐柔という狙いがあった。71年時点で、私企業や国家参加企業の経営者たちの収入は、平均して労働者・職員の3.5倍の純所得に相当していた。党・政府は、私的セクターの企業に対する労働者・職員の「社会的ねたみ（Sozialneid）」を利用し、国有化によって労働者の反発を抑えると同時に、国家管理の権限が及ぶ領域を拡張したのである¹⁸。

12 物財需給バランス表について、より詳しくは、Hans-Heinrich Kinze/Hans Knop/Eberhard Seifert, *Volkswirtschaftsplanung*, 2., überarbeitete und erweiterte Auflage, 1977, S.181-189.

13 André Steiner, a.a.O., S.174.

14 Ebenda.

15 André Steiner, a.a.O., S.175.この方向転換は、かつてのような労働力の過剰雇用、原料・資材の過剰在庫といった「不足の経済学」（J.コルナイ）の現象をも復活させることになりかねなかった。コルナイ・ヤーノシュ（盛田常夫編訳）『「不足」の政治経済学』岩波書店、1984年、第1章を参照されたい。

16 André Steiner, a.a.O., S.175-176.

17 André Steiner, a.a.O., S.176.

18 André Steiner, a.a.O., S.177.

ソ連とは異なり、工業が完全に国有化されなかったことは、東ドイツ社会主義の独自性の一つであった。しかし、1970年代を通じてホーネッカー政権のもとで行われた再集権化は、東ドイツ経済がソ連型社会主義に回帰し、ソ連の政策との共同歩調を強める機会となったのである¹⁹⁾。

第5表 投資の伸び率および構成比の変化

【1985年価格：100万マルク】

項目 年	投資全体 A 対前年比	建設投資 B 対前年比	設備投資 C 対前年比	生産的分野 D 対前年比 D/A[%]	非生産的分野 E 対前年比 E/A [%]
1949	3,804 -	2,537 -	1,267 -	2,653 - 69.7	1,151 - 30.3
1950	4,786 25.8	3,037 19.7	1,749 38.0	3,426 29.1 71.6	1,360 18.2 28.4
1951	6,041 26.2	4,402 44.9	1,639 -6.3	4,347 26.9 72.0	1,694 24.6 28.0
1952	7,713 27.7	4,969 12.9	2,744 67.4	5,581 28.4 72.4	2,132 25.9 27.6
1953	9,269 20.2	5,935 19.4	3,334 21.5	6,827 22.3 73.7	2,442 14.5 26.3
1954	9,465 2.1	5,928 -0.1	3,537 6.1	7,103 4.0 75.0	2,362 -3.3 25.0
1955	10,864 14.8	7,218 21.8	3,646 3.1	8,128 14.4 74.8	2,736 15.8 25.2
1956	13,708 26.2	8,150 12.9	5,558 52.4	10,156 25.0 74.1	3,552 29.8 25.9
1957	14,213 3.7	8,775 7.7	5,438 -2.2	10,113 -0.4 71.2	4,100 15.4 28.8
1958	16,406 15.4	9,531 8.6	6,875 26.4	11,457 13.3 69.8	4,949 20.7 30.2
1959	19,898 21.3	10,916 14.5	8,982 30.6	14,818 29.3 74.5	5,080 2.6 25.5
1960	21,949 10.3	12,012 10.0	9,937 10.6	16,525 11.5 75.3	5,424 6.8 24.7
1961	22,190 1.1	11,994 -0.1	10,196 2.6	17,029 3.0 76.7	5,161 -4.8 23.3
1962	22,780 2.7	12,346 2.9	10,434 2.3	17,607 3.4 77.3	5,173 0.2 22.7
1963	23,104 1.4	12,122 -1.8	10,982 5.3	18,073 2.6 78.2	5,031 -2.7 21.8
1964	25,277 9.4	12,890 6.3	12,387 12.8	20,027 10.8 79.2	5,250 4.4 20.8
1965	27,556 9.0	13,987 8.5	13,569 9.5	22,781 13.8 82.7	4,775 -9.0 17.3
1966	29,339 6.5	14,525 3.8	14,814 9.2	24,117 5.9 82.2	5,222 9.4 17.8
1967	31,955 8.9	16,235 11.8	15,720 6.1	26,063 8.1 81.6	5,892 12.8 18.4
1968	35,423 10.9	18,219 12.2	17,204 9.4	28,461 9.2 80.3	6,962 18.2 19.7
1969	40,930 15.5	21,165 16.2	19,765 14.9	32,950 15.8 80.5	7,980 14.6 19.5
1970	43,707 6.8	22,413 5.9	21,294 7.7	35,678 8.3 81.6	8,029 0.6 18.4
1971	44,447 1.7	23,223 3.6	21,224 -0.3	35,869 0.5 80.7	8,578 6.8 19.3
1972	46,681 5.0	24,925 7.3	21,756 2.5	37,152 3.6 79.6	9,529 11.1 20.4
1973	50,587 8.4	26,337 5.7	24,250 11.5	40,143 8.1 79.4	10,444 9.6 20.6
1974	53,337 5.4	28,469 8.1	24,868 2.5	42,044 4.7 78.8	11,293 8.1 21.2
1975	55,793 4.6	29,954 5.2	25,839 3.9	43,888 4.4 78.7	11,905 5.4 21.3
1976	59,867 7.3	32,335 7.9	27,532 6.6	47,304 7.8 79.0	12,563 5.5 21.0
1977	63,059 5.3	34,772 7.5	28,287 2.7	49,395 4.4 78.3	13,664 8.8 21.7
1978	64,846 2.8	35,667 2.6	29,179 3.2	50,251 1.7 77.5	14,595 6.8 22.5
1979	65,606 1.2	36,006 1.0	29,600 1.4	50,881 1.3 77.6	14,725 0.9 22.4
1980	65,702 0.1	35,931 -0.2	29,771 0.6	51,237 0.7 78.0	14,465 -1.8 22.0
1981	67,307 2.4	35,557 -1.0	31,750 6.6	52,224 1.9 77.6	15,083 4.3 22.4
1982	63,853 -5.1	34,920 -1.8	28,933 -8.9	49,539 -5.1 77.6	14,314 -5.1 22.4
1983	63,660 -0.3	33,153 -5.1	30,507 5.4	49,597 0.1 77.9	14,063 -1.8 22.1
1984	60,560 -4.9	31,647 -4.5	28,913 -5.2	46,730 -5.8 77.2	13,830 -1.7 22.8
1985	62,602 3.4	31,576 -0.2	31,026 7.3	48,285 3.3 77.1	14,317 3.5 22.9
1986	65,933 5.3	31,264 -1.0	34,669 11.7	51,602 6.9 78.3	14,331 0.1 21.7
1987	71,205 8.0	31,539 0.9	39,666 14.4	56,405 9.3 79.2	14,800 3.3 20.8
1988	76,368 7.3	32,800 4.0	43,568 9.8	61,136 8.4 80.1	15,232 2.9 19.9
1989	77,053 0.9	33,061 0.8	43,992 1.0	62,131 1.6 80.6	14,922 -2.0 19.4

資料：Statistisches Amt der DDR(Hrsg.), *Statistisches Jahrbuch der DDR 1990*, Berlin 1990, S.15.

19 ウルブリヒト時代の東ドイツとソ連の関係は、必ずしも蜜月といえるものではなかった。しかし、ホーネッカー時代にに入り、急速にソ連との関係が接近した。背景の一つには、ブラハの春以降の制限主権論への追従という政治外交上の問題や、これまで以上にソ連からの原材料供給に依存しなければならなかったという点があげられるであろう。この接近は、東ドイツの憲法の条文改正にも顕著に現れた。1968年4月6日公布、同年4月8日発効したばかりの憲法（以下、1968年憲法）が、1974年10月7日に改正され、その第6条第2項において、ソ連邦との「恒久的に変わることはない同盟」が強調されたのである。1968年憲法においては「ドイツ民主共和国は、社会主義的国际主義原則に従って、ソ連邦ならびに他の社会主義諸国との全面的な協力と友好を培い、発展させる」（第6条第2項）と謳っていたのに対して、1974年憲法では、すべての社会主義諸国との同盟関係が語られる前に、「ドイツ民主共和国は、ソ連邦と恒久的に変わることなく結びついている」、「ソ連邦との緊密で、兄弟にも等しい同盟は、ドイツ民主共和国人民に、社会主義と平和の道程においてさらなる前進を保証する」ことが指摘されている。高田敏・初宿正典『ドイツ憲法集』信山社、1994年、175-176頁。Die Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik von 6. April 1968, in: *Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik* (以下、GBL.) Teil I, S.199ff.ならびにDie Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik von 7. Oktober 1974, in: *GBL. Teil I*, S.432ff.

③ 国家計画委員会の危惧

ホーネッカー政権が掲げた「経済政策と社会政策の統一」は、理屈のうえでは双方の相互作用により国民の厚生の上を目指すものであった。しかし、現実にはどのような形で政策が遂行されたのであろう。

第5表に見られるように、1960年代初頭に停滞した投資活動（建設投資、設備投資）は、63年～69年の経済改革期において、「産業構造の高度化（加工組立型工業への傾斜投資）、技術革新、経済成長」というパターンの実現を目指すウルブリヒト政権により積極的に展開された。それは、国民所得の分配において、東ドイツ政府は個人消費や社会的消費よりも、蓄積＝投資（固定設備、在庫）の比率を高めてきたことにも現れていた。60年には22.7%だった比率が1970年には29.1%に上昇した。なかでも固定設備投資の増加が顕著であった（第6表）。

こうした状況は、ウルブリヒトの後継者としてホーネッカーが政権の座についた1970年代初頭に大きく変更された。蓄積＝投資の動きは停滞ないし反転し、70年代後半から80年代にかけては、「消費」優先、投資抑制の傾向が先のマクロ指標（前掲第5表、第6表）において顕著となった。その結果、ウルブリヒト時代からの投資の継続を期待していた長期計画の建設事業や設備刷新は資金不足に陥り、計画それ自体が変更を余儀なくされることがあった。

党・政府は、新規投資ではなく、古い生産設備の修理・修繕で資金不足を乗り切る措置を講じた。設備・機械の老朽化は、省力化、品質向上、製品多様化の時代における国際競争力の低下に直結する

第6表 国内で使用された国民所得*に占める「消費」と「蓄積」

【単位：100万マルク、(%)】

年	国内で使用された国民所得	うち、「消費」 「消費」総額	個人消費 1)	社会的消費 2)	うち、「蓄積」 「蓄積」総額	固定投資 3)	在庫投資 4)
1950	32,030	27,802 (86.8)	23,414 (73.1)	4,388 (13.7)	4,228 (13.2)	1,858 (5.8)	2,370 (7.4)
1955	58,502	50,546 (86.4)	42,180 (72.1)	8,366 (14.3)	7,956 (13.6)	6,903 (11.8)	1,053 (1.8)
1960	90,770	70,165 (77.3)	58,274 (64.2)	11,891 (13.1)	20,605 (22.7)	17,065 (18.8)	3,540 (3.9)
1965	104,917	78,583 (74.9)	64,524 (61.5)	14,059 (13.4)	26,334 (25.1)	20,669 (19.7)	5,666 (5.4)
1970	139,928	99,209 (70.9)	79,899 (57.1)	19,310 (13.8)	40,719 (29.1)	34,422 (24.6)	6,297 (4.5)
1971	144,837	104,427 (72.1)	83,136 (57.4)	21,291 (14.7)	40,410 (27.9)	33,747 (23.3)	6,663 (4.6)
1972	153,078	111,288 (72.7)	88,173 (57.6)	23,115 (15.1)	41,943 (27.4)	35,208 (23.0)	6,735 (4.4)
1973	162,847	117,576 (72.2)	92,986 (57.1)	24,590 (15.1)	45,271 (27.8)	38,432 (23.6)	6,840 (4.2)
1974	173,207	125,055 (72.2)	98,035 (56.6)	27,020 (15.6)	48,152 (27.8)	40,357 (23.3)	7,794 (4.5)
1975	177,916	130,057 (73.1)	101,412 (57.0)	28,644 (16.1)	47,859 (26.9)	41,988 (23.6)	5,871 (3.3)
1976	188,991	136,829 (72.4)	106,024 (56.1)	30,806 (16.3)	52,351 (27.7)	44,602 (23.6)	7,749 (4.1)
1977	198,731	143,086 (72.0)	110,494 (55.6)	32,592 (16.4)	55,645 (28.0)	46,702 (23.5)	8,943 (4.5)
1978	200,294	147,617 (73.7)	114,168 (57.0)	33,449 (16.7)	52,677 (26.3)	47,870 (23.9)	4,807 (2.4)
1979	202,332	152,356 (75.3)	118,567 (58.6)	33,789 (16.7)	49,976 (24.7)	47,953 (23.7)	2,023 (1.0)
1980	212,761	157,018 (73.8)	123,401 (58.0)	33,616 (15.8)	55,743 (26.2)	47,020 (22.1)	8,723 (4.1)
1981	214,798	160,454 (74.7)	126,301 (58.8)	34,153 (15.9)	54,344 (25.3)	47,470 (22.1)	6,874 (3.2)
1982	207,405	162,398 (78.3)	128,176 (61.8)	34,222 (16.5)	45,007 (21.7)	43,348 (20.9)	1,659 (0.8)
1983	207,522	162,905 (78.5)	129,286 (62.3)	33,619 (16.2)	44,617 (21.5)	41,919 (20.2)	2,698 (1.3)
1984	214,574	169,084 (78.8)	134,538 (62.7)	34,546 (16.1)	45,490 (21.2)	37,980 (17.7)	7,510 (3.5)
1985	224,940	176,803 (78.6)	140,812 (62.6)	35,990 (16.0)	48,137 (21.4)	39,365 (17.5)	8,773 (3.9)
1986	234,400	184,238 (78.6)	146,734 (62.6)	37,504 (16.0)	50,162 (21.4)	42,661 (18.2)	7,501 (3.2)
1987	244,880	191,741 (78.3)	152,070 (62.1)	39,671 (16.2)	53,139 (21.7)	47,507 (19.4)	5,632 (2.3)
1988	257,350	198,932 (77.3)	158,013 (61.4)	40,919 (15.9)	58,418 (22.7)	50,441 (19.6)	7,978 (3.1)

* 国内で使用された国民所得（1985年価格）：生産国民所得－（輸出－輸入）

- 1) 小売店からの商品購入、その他の商品購入（農場の青空市場、工場内食堂、水光熱費）、サービス供給への支払い（交通、電話、クリーニング、修理・修繕、住居修理）、無償で得た商品・サービス（自家消費のための農産物、現物支給の形で社会保障サービス、工場からの現物支給）から成る。
- 2) 経営体および施設における文化的・社会的サービスの享受（住宅供給・地方行政サービス、教育、文化・芸術、保健、社会保障、スポーツ、保養）、全社会的欲求の充足のためのサービス供給の享受（金融機関、科学・技術、行政機関、社会団体）から成る。
- 3) 生産的分野における純投資（粗投資から減価償却、ファンド使用料、家賃・賃料を差引いて算定）と非生産的分野の投資から成る。
- 4) これにより、物的流動資産の在庫、家畜数、森林資源のストックが変動する。

資料：Staatliche Zentralverwaltung für Statistik (Hrsg.), Statistisches Jahrbuch der DDR 1987, Berlin 1987, S.102; Statistisches Amt der DDR(Hrsg.), Statistisches Jahrbuch der DDR 1990, Berlin 1990, S.106. 表注3) からも明らかのように、「蓄積」には更新投資分は含まれていない。Lothar Baar/Uwe Müller/ Frank Zschaler, Strukturveränderungen und Wachstumsschwankungen, Investitionen und Budget in der DDR 1949 bis 1989, in: Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte, Heft 2, Berlin 1995, S.48-49. 初出は、拙稿「東ドイツにおける投資金融改革 ―「資金自己調達」とその限界―」、『経済学研究』（北海道大学）、第47巻第4号、1998年3月、175頁に加筆。

事態であった。ホーネッカーの社会政策の財政基盤の弱体化を招きかねないこの状況を憂いていた国家計画委員会は、1978年秋に、党・政府に対して生産的分野への投資の大幅拡大、非生産的分野での投資の住宅建設への集中、教育・医療・社会制度への投資の縮小を提出した。しかし、党・政府は、問題の存在を認めつつも財政資金の支出を厳格に管理することを表明するだけで、投資を積極的に拡大することはなかった²⁰。

それに限らず、党・政府は、1970年代後半に軍事・安全保障関連費用を確保すべく、さらに生産的投資への資金配分を抑制した。70年代前半は、東西ドイツ基本条約の締結（72年）や国連加盟（73年）のあとに、東ドイツの平和共存の姿勢が強調された時期であり、その限りでは軍事費の引き上げは必要なかったはずである。しかし、奇しくも75年の全ヨーロッパ安全保障会議で最終文書（ヘルシンキ宣言）が採択されたのちに、東ドイツの軍需産業が拡充されることとなった²¹。米ソの緊張緩和に反する動きだっただけに、その根拠は明白ではない。国内的には、党・政府に人権擁護を義務付けるものとなったヘルシンキ宣言が、東ドイツからの出国申請者の数を増やすことにつながっていたこと、国境警備をも含む国内の治安維持の必要性が高まっていたことなどが関連していたと思われる。また、国際的には、核兵器削減交渉が進展する一方で、新たにソ連が中距離弾道ミサイルを配備（77年）、アメリカが中距離核戦略を西ヨーロッパに配備（79年）する動きがみられるようになったことが関わっていたのであろう。

長期にわたる投資の抑制は、とりわけ研究開発の分野にとって大きな打撃となった。国家計画委員会が提案し、ご破算にされた生産的分野への投資は、東ドイツの生産力引き上げにプラスの材料を提供できたはずである。党・政府は、さらに追い打ちをかけるように、経済改革期に数学、情報科学、物理学、化学などの自然科学の分野で養成された学卒者の研究機関への採用に消極的な態度を示した²²。

このような状況に呼応するかのように、東ドイツの機械工業製品（工作機械、情報処理機器・事務機器、光学・精密機器、印刷機など）は、国際市場でのシェアを獲得できなくなっていた。新製品の開発や製造にこぎ着け、さらに商談を成立させるための前提として新しい生産基盤の存在が不可欠であった。技術的遅れを挽回すべく、党・政府は、1973年以降西側からの技術移入を図った。しかし、それは、東ドイツの対外債務（とりわけ対西側債務）の増大を意味したため、1977年からは独自のマイクロエレクトロニクス開発にも乗り出すこととなった。この時点の東ドイツの電子工業は、国際的最先端技術との比較で、アナログの集積回路の分野では4年～8年、デジタル半導体メモリーやマイクロプロセッサの分野で6年～7年の遅れがあったといわれている²³。

電子技術の国産化にあたっては、ココム規制によって西側技術に頼ることができない、という条件のもと、東ドイツの頼みの綱はソ連との技術協力であった。しかし、この分野において、ソ連は他のコメコン諸国との協力に消極的であった。東ドイツは、活路を西側に求めねばならなくなっていた。その際、重要な役割を演じたのが、党中央委員会直属の通商調整局（Kommerzielle Koordinierung：通称KoKo）²⁴であった。KoKoは、通常の外貨建て取引とならんで、ココム規制の網の目をかいくぐり西

20 André Steiner, *a.a.O.*, S.179-180.

21 André Steiner, *a.a.O.*, S.180.

22 Ebenda.

23 André Steiner, *a.a.O.*, S.181-182.

24 同通商調整局は、1966年に貿易省の一部局として外貨獲得のために設置された。1972年からは、党中央委員会直属（とくにホーネッカーと経済担当のギュンター・ミッターク）し、その活動は国家保安省の通商調整局の作業グループによって監査されていた。ベルリンの壁の崩壊後に、その中心的役割を果たしていたレクサンダー＝シャルク・グロドコフスキーの非合法活動、汚職がらみの取引、職権乱用が明らかにされた。André Steiner, *a.a.O.*, S.182-183; Peter Przybylski, *Tatort Politbüro: Die Akte Honecker*, Berlin.1991, S.12-17.ペーター・プシプルスキー（小阪清行、香月恵里、森田浩子、平田常子訳）『犯行現場は党政政治局 ホーネッカー調書』駐文館、1996年、7-14頁。

側の技術の移入（合法、非合法）に貢献していたといわれている。その際、西ドイツとの特別地位協定が大きな意味をもった。東西ドイツの商取引は、対外取引としてではなく、国内取引として扱われるというものであった。東ドイツは、他国とは異なり交易において税制（関税）上の優遇を受けることとなり、また西ドイツを通じてEC市場と結びつくこともできた。

とはいえ、西側との交易は、外貨不足に悩む東ドイツにとって、簡単に拡大できるものではなかった。KoKoが介在した輸入の五分の四は産業技術関連の製品であったが、それは東ドイツの設備投資の約8%（推定値）に相当するものにすぎなかった²⁵。KoKoの活動が、東ドイツの技術水準を引き上げることができたとしても、それは極めて限定的なものだったといえよう。

④ 生産力の引き上げに向けて

生産力の引き上げは、技術面からの下支えとともに、企業の巨大化と国家管理の強化によっても追求されることとなった。同様の発想は、1950年代のコンビナート設立運動の際にも見られた。生産工程を代表する工場（企業、事業所）を、技術的関連性を基準に結合して巨大な生産単位が形成されたのである（鉄鋼、化学）。それとならんで、工場間の水平的結合によって量産化をはかるため、50年代末からは経営連合と呼ばれる組織も形成された。コンビナートと経営連合には、国有企業の管理機構の頂点にある国家機関（省庁）と末端の工場とを結ぶ中間レベルの管理機能が付与され、産業の一部門を代表する巨大な独占企業として活動することが求められた。最終的な意思決定の機関と方法は異なるとはいえ、西側諸国と同様に、フォード主義的な生産モデルを核とする巨大企業とそれを支える集権的管理機構の構築が追求されたのである²⁶。

ニクソンショックやオイルショックを前後して、国際的には、一面的な企業集中や管理の集権化を見直す機運が高まったが、東ドイツは巨大企業の神話に拘泥したままであった。ホーネッカー政権は、1972年の強制国有化措置にみられたように、中小企業を計画経済における生産力上昇の障害物とみなし、企業集中によって企業規模を大きくすることに積極的であった。国家的管理機構に組み込まれた巨大企業を末端の単位とする総動員体制によって生産力の引き上げを図ろうと考えていたのである。

強制国有化からしばらくの間は、編成原理の特色を活かすために、経営連合（水平的結合）とコンビナート（生産技術連関を基準とする有機的結合）には、特別な変更は施されなかったが、1978年からはコンビナートへの一元化構想が浮上した。資源危機を背景とする省力化、新しい製品需要の創出のためには、従来の水平的結合にもとづく大量生産体制には問題がある、という認識が示され、技術連関重視のコンビナートへの再編が提案されたのである。新たに付け加わった要請は、生産単位を補完する研究開発施設、マーケティング・販売施設（国内外向け）、コンビナート固有の合理化向けの機械製造工場を統合するというものであった²⁷。

一産業部門一企業の創出とその内部の効率化を目指した構想ではあったが、実際に再編されたコンビナートの大多数は、同一業種・製品の工場の水平的結合体であった。競争の欠如と技術革新の停滞（先述の投資問題にも関連）は、巨大な国有企業をその内部から掘り崩していくことになったのである。次世代の生産力基盤を提供する機械工業（電機・電子機器、精密機械）やそれを支える情報通信技術の成長にとって重要であったのは、組立工程の前段階における大量生産、コスト削減、品質向上

25 André Steiner, *a.a.O.*, S.183.

26 拙稿「東ドイツにおける工業企業の国家管理（1945-79年）－人民所有企業連合とコンビナート－」『経済学研究』（北海道大学）第43巻第2号、1993年9月、39-70頁を参照されたい。

27 詳しくは、拙稿「東ドイツにおけるコンビナート改革（1976-85年）－工業組織改革の構想と問題点－」『土地制度史学』第152号、1996年7月、1-18頁を参照されたい。

のみならず、工程間の生産バランス、供給のスピードやタイミングであった。また、需要変動に敏感に対応できるフレキシブルな構造が、企業システムあるいは企業間分業のなかに組み込まれる必要があった（生産イノベーション）。さらには機械自体の技術水準の向上のための製品イノベーションが不可欠となっていた。一つの製品を長期にわたって大量に生産し価格低減を図る、といった古い生産体制は、もはや新しい時代の要請には応えることができなくなっていたのである。

一面的な巨大企業化は、東ドイツの農業部門にも及んでいた。すでに1960年代末に、農村で設立されていた複数の農業生産協同組合と国有農場を、植物生産コーペラチーフ（Kooperative Abteilung Pflanzenproduktion：協業的植物生産部という訳もある。以下、KAP）と呼ばれる組織に統合し、国策上重要な穀物や他の農産物の生産にあたらせるという措置が講じられていた。70年代半ばまでに、1210のKAPが全耕地の79%の生産を担うまでになった。また、KAP当たりの平均経営面積は4130ヘクタールとなり、農業生産協同組合1件あたりの15倍の規模に到達していた²⁸。

規模の拡大のみならず、東ドイツの農業では、植物生産と畜産の分離と専門化、量産化がすすめられた。同時に、アメリカのような大型機械の導入や巨大な肥育場の建設を基礎とする工業的農業生産や、都市と農村の格差の解消の実現が推進された²⁹。古くからの農業を否定して登場してきたこの方法は、思ったほどの成果をあげないまま、1980年代初頭に放棄され、以後経営規模の縮小と集約的生产が追求されることになった³⁰。

⑤ 消費拡大と補助金

すでに指摘してきたように、ホーネッカー政権の誕生とともに、生産的投資を優先する政策は徐々に後退し、住民の所得水準を引き上げ、手厚い社会保障によって高度な福祉を実現することが政策の基本に据えられた。

所得の引き上げは、他方においてコスト増をもたらす要因である。東ドイツは、この問題に対処するために、価格の引き上げに踏み切ることができなかった。先に見てきた労働者側の反発に、政府は特別の配慮していたからである。企業側は、実績をあげて政府から配分される資金や物財を増やしたいという思いから高めに生産計画を策定し、必要以上に原材料、エネルギー、労働力を確保する行動をとりがちであった。虚偽の需要が計画策定機関に提出され、それは過剰な投資を誘引したり、価格を上方に押し上げることにつながった。

そうした状況下にあって、党・政府は生活必需品の小売価格を低く、安定的に設定するため価格支持補助金を支出し続けた。1970年に74億マルクだった補助金（住宅家賃補助を除く）は、82年には215億円に膨れ上がった。国家歳出に占める比率は、13～14%から16%に増大した³¹。この補助金政策は、本来は、労働者・職員の勤労意欲を刺激し、将来の社会保障に必要な利益をあげるための措置であった。しかし、現実には、業績以上の賃金・手当が支払われ、社会保障もまた膨大な財政支出に支えられていた。

この状況の裏側には、さらに所得水準はあがったものの、購入したい商品が不足している、西ドイツの製品との明確な品質の差が存在するという問題が横たわっていた。象徴的だったのは、東ドイツの国民車であったトラバント（Trabant：衛星の意）は、注文から入手するまで10年～20年間待たねば

28 André Steiner, a.a.O., S.185.

29 André Steiner, a.a.O., S.186.

30 東ドイツ農業の大規模化は、環境破壊を伴いながら進行した。土壌流出、土地の踏圧、農薬による土壌汚染、肥育場で発生する大量の糞尿処理問題などはその代表例である。詳しくは、ウルリッヒ・ベッチョウほか（白川欽哉・吉田文和・寺西俊一共訳）『統合ドイツとエコロジー』古今書院、1994年4月、86-98頁をも参照されたい。

31 André Steiner, a.a.O., S.188.

ならなかったことである。子供が生まれると、すぐにその子の名義でトラバントを注文するというパターンは笑い話ではなかった。

さらに住民向けの需要をみたすべく党・政府がとった政策の一つは、それまで外国人にのみ開放されていた外貨ショップ「インターショップ (Intershop)」での商品購入を許可したことであった。西側の肉親や親戚等から入手した小口の外貨を国立銀行でクーポン券に換え、それで自由に西側の商品を購入することができたのである³²。

もちろん、外貨を持てる者、持たざる者の間で争い事が起きることを避けるため、1977年には、東ドイツマルクでも購入できる高級品（一部西側の外国製品も）を扱う店（衣料品・皮革製品等を扱う”Exquisit”あるいは食品・嗜好品を扱う “Delikat”）が各地に作られた。

こうした緊急避難的な対応はなされたものの、それは商品不足を根本的に解決するものではなかった。むしろ、東ドイツの経済成長の低下が顕著となり始めた1977年からは、社会保障や価格補助金をも含む歳出増を背景に、消費財や電力・エネルギーの消費を抑える政策が実施された。消費財については、ガソリン、紙、コーヒー、カカオ、南国のフルーツの供給が制限された。将来の価格上昇を見越して、多くの東ドイツ市民が衣料品や食糧品を「ハムスター買い」（買占め、地下倉庫への貯蔵）したのもこの年の出来事であった³³。

1979年秋、資源危機の影響が深化するにつれ、東ドイツの政策当局は、もはや価格上昇圧力に耐えることはできないと判断した。党政治局経済担当のミッタークは、国家計画委員会に価格引き上げ案の作成を指示した。これに強く反対したのが、ほかならぬホーネッカーであった。ポーランドをはじめとする社会主義諸国において大がかりな反革命的運動は、価格引き上げをきっかけにはじまった、というのが彼の論拠であった³⁴。

経済的実態を無視した対労働者政策の結末は、1980年代に白日のもとにさらされることになる。

⑥ 対外債務問題

ここまで見てきたように、ホーネッカー時代の前半（1970年代）は、国力を無視した労働者宥和政策によって政権の安定化が図られた時代であった。そのツケは、当然のことながら経済に跳ね返ってきた。すでに第一次オイルショック以前から、東ドイツの西側諸国からの生産財輸入は始まっていた。70年から71年にかけて、東ドイツの対西側諸国の貿易赤字は43%増加し、72年末までにはさらに36%増加した。この動きに対して、国家計画委員会は、これ以上の債務拡大にブレーキをかけることを党・政府に提言したが、それはなかなか聞き入れられなかった。

1973年の第一次オイルショックの際に、党幹部は、経済危機は資本主義市場に限定される現象であり、また原油価格は下がるに違いないと高をくくっていた。ソ連からの資源供給を見込んでの発言は、75年に、ソ連からの原油が過去5年間の国際市場における平均価格を基準に供給されるという決定が下されたのちに影を潜めるようになった。76年まで、世界市場価格の約半分の金額で購入していた原油が、78年には80%にまで値上がりした。それは原油にとどまらず、ほかの天然資源や工業原料（天然ガス、銅、圧延鋼、パルプ）にも適用されたため、事態はいっそう深刻なものとなった。

32 André Steiner, *a.a.O.*, S.189.1974年からは外貨で直接購入できたが、1979年からは各地の国立銀行支店でForumという名の小切手と換金し、インターショップで購入することができた。

33 Ebenda.

34 André Steiner, *a.a.O.*, S.190.

1971年から81年までの東ドイツの西側諸国からの輸入額は、東ドイツの同期間の輸出総額を約400億外貨マルク上回る金額であった。貿易赤字は、82年の東ドイツの全輸出額の2倍を超えるものになっていた³⁵。この債務増大の背景には、既述のとおり西側諸国からの生産財の輸入があった。国家計画委員会と国立銀行は、すでに70年代半ばに事態打開の手段として、補助金の削減と生産現場の活性化を要請したが、ホーネッカーに聞き入れられることはなかった。

輸出拡大と外貨獲得に向け、東ドイツが苦肉の策としてとった方法は、相対的に安価なソ連産の原油の精製と、その西側諸国への販売であった³⁶。当初、ソ連政府はそうした取引を奨励していたが、1981年には突如東ドイツへの原油供給量を、年間1900万トンから1700万トンに削減することを決定した。東ドイツ政府はその撤回を懇願したが、ソ連政府は、最終的に200万トン分を交換可能な外貨で支払うことを求めた³⁷。アフガニスタン侵攻以降のソ連もまた、国内経済の近代化の遅れ、アメリカの高金利政策などに翻弄されていたのである。

東ドイツの対西側債務は、1970年代末から80年代にかけての高金利政策によって、一層重い負担となっていた。ソ連からの資源供給に頼れなくなった東ドイツは、82年にほぼ債務不履行の状態に追い込まれた。その際に援助の手を差し伸べたのは西ドイツであった。この東西ドイツの接近について、ソ連政府は神経を尖らせることになるが、それは自身が播いた種でもあった。そして、東ドイツ政府にとって、この西側への接近は、ペレストロイカのソ連から一定の距離を置き、独自路線を歩む契機となった。

(次号につづく)

35 André Steiner, *a.a.O.*, S.193.

36 André Steiner, *a.a.O.*, S.194.

37 André Steiner, *a.a.O.*, S.195.

経済研究所所員名簿

経済学部

広瀬 大有（所長）

海老川 寿美夫

藤 本 剛（運営委員）

嶋 田 耕 也

鈴木 達 郎（運営委員）

小山内 幸 治

吉 田 勝 廣（運営委員）

白 川 欽 哉

野 口 秀 行

塚 谷 文 武（運営委員）

中 村 和 彦（編集委員）

北 野 友 士

金 子 光（編集委員）

前 田 直 哉

川 口 誠

執筆者紹介

北 野 友 士	ノースアジア大学経済学部専任講師
中 村 和 彦	ノースアジア大学経済学部専任講師
李 廷 珉	ノースアジア大学専任講師
前 田 直 哉	ノースアジア大学経済学部専任講師
野 口 秀 行	ノースアジア大学経済学部特任教授
白 川 欽 哉	ノースアジア大学経済学部教授

(掲載順)

経済論集 第7号

2009年（平成21年）12月4日発行

編集・発行 ノースアジア大学総合研究センター経済研究所
秋田市下北手桜字守沢46-1
TEL 018-836-6592 FAX 018-836-6530
URL <http://www.nau.ac.jp/~center/>

印刷 株式会社 塚田美術印刷
秋田市大町1丁目6-6
TEL 018-823-5551（代表）

KEIZAI RONSHU

THE ECONOMIC JOURNAL
OF
NORTH ASIA UNIVERSITY

No. 7

December 2009

CONTENTS

Articles

- Current Situations and Issues of Financial Education in Akita
.....Yuji KITANO
- Consumer Affairs Agency and Consumer problems
.....Kazuhiko NAKAMURA
- The problems of Organizational Analysis of Multinational Enterprise
.....Lee JUNGMIN
- The Dollar Standard System under the Floating RatesNaoya MAEDA

Notes

- Urban Redevelopment and Landscape. The use of TDR (Transferable Development Right) for Preservation and restoration of architecture.
.....Hideyuki NOGUCHI
- Rise and Fall of planned economy in the former GDR : Introduction and commentary on André Steiner's work (4)Kinya SHIRAKAWA

Published by

The Institute of Economic Research
North Asia University General Research Center
AKITA , JAPAN